

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

ベトナム知的財産法

2005年11月29日裁可の知的財産法第50/2005/QH11号（2006年7月1日施行）を、次のとおり改正，補足する。

1. 知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る2009年6月19日裁可の法律第36/2009/QH12号（2010年1月1日施行）
2. 保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る2019年6月14日裁可の法律第42/2019/QH14号（2019年11月1日施行）
3. 知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る2022年6月16日裁可の法律第07/2022/QH15号（2023年1月1日施行）

第10期国会の第10会期における2001年12月25日付決議第51/2001/QH10号により改正，補足されたベトナム社会主義共和国の1992年憲法に基づき，この法律は，知的財産について定める。¹

目次

第I部 総則

第1条 規制の範囲

第2条 適用対象

第3条 知的所有権の対象

第4条 用語の解釈

第5条 法律の適用（削除）

第6条 知的所有権の発生，確定の根拠

第7条 知的所有権の制限

第8条 知的所有権に関する国家の方針

第9条 知的所有権保護における組織，個人の権利及び責任

第10条 知的所有権に係る国家行政の内容

第11条 知的所有権についての国家行政の責任

第12条 知的所有権手数料及び料金

第II部 著作権及び隣接権

第I章 著作権及び隣接権の保護条件

第1節 著作権の保護条件

第12a条 著作者，共同著作者

第13条 著作権のある著作物を有する著作権の著作者，所有者

第14条 保護著作物の形態

第15条 著作権保護からの除外対象

¹ 知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第 36/2009/QH12 号は，以下のとおり公布された。

「国会は，決議第 51/2001/QH10 号により改正，補足されたベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づき，知的財産法第 50/2005/QH11 号の諸条項を改正，補足する法律を公布する。」

保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第 42/2019/QH14 号は，以下のとおり公布された。

「国会は，ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき，保険業法第 61/2000/QH10（法律第 61/2010/QH12 号により改正，補足された諸条項を含む。）及び知的財産法第 50/2005/QH11 号（法律第 36/2009/QH12 号により改正，補足された諸条項を含む。）の諸条項を改正，補足する法律を公布する。」

知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第 07/2022/QH15 号は，以下のとおり公布された。

「国会は，ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき，知的財産法第 50/2005/QH11 号（法律第 36/2009/QH12 号及び法律第 42/2019/QH14 号により改正，補足された諸条項を含む。）の諸条項を改正，補足する法律を公布する。」

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第2節 隣接権の保護条件

第16条 隣接権の保護される組織、個人

第17条 隣接権保護の対象

第II章 著作権、隣接権の保護の内容、制限及び期間

第1節 著作権の保護の内容、制限及び期間

第18条 著作権

第19条 人格権

第20条 財産権

第21条 映画の著作物及び演劇の著作物に対する著作権

第22条 コンピュータ・プログラム及び編集に対する著作権

第23条 民俗芸術的及び文学的著作物に対する著作権

第24条 文学的、美術的及び科学的著作物に対する著作権

第25条 著作権侵害にならない例外

第25a条 障害者向けに著作権侵害としない例外

第26条 著作権の制限

第27条 著作権保護の期間

第28条 著作権の侵害行為

第2節 隣接権の内容、制限及びその保護期間

第29条 実演者の権利

第30条 録音、録画の製作者の権利

第31条 放送組織の権利

第32条 隣接権侵害にならない例外

第33条 隣接権の制限

第34条 隣接権の保護期間

第35条 隣接権の侵害行為

第III章 著作権所有者及び隣接権所有者

第36条 著作権所有者

第37条 著作権所有者が著作者である場合

第38条 著作権所有者が共同著作者である場合

第39条 著作権所有者が、著作者に責務を課すか又は著作者と契約する組織、個人である場合

第40条 著作権所有者が相続人である場合

第41条 著作権所有者が譲受人である場合

第42条 著作権及び隣接権の所有者が国家である場合

第43条 公共の著作物、実演、録音、録画、放送番組

第44条 隣接権所有者

第44a条 ロイヤルティの計算及び分配に係る原則

第IV章 著作権、隣接権の譲渡

第1節 著作権、隣接権の譲渡

第45条 著作権、隣接権の譲渡に関する総則

第46条 著作権／隣接権の譲渡に係る契約

第2節 著作権、隣接権の行使の移転

第47条 著作権、隣接権の行使の移転に関する総則

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第48条 著作権，隣接権の行使の移転に係る契約

第V章 著作権及び隣接権の登録証明

第49条 著作権及び隣接権の登録

第50条 著作権及び隣接権の登録出願

第51条 著作権登録証及び隣接権登録証の付与における管轄

第52条 著作権及び隣接権の登録証を交付する期限

第53条 著作権及び隣接権の登録証の効力

第54条 著作権，隣接権の登録簿及び公告

第55条 著作権登録証及び隣接権登録証の再交付，更新又は抹消

第VI章 著作権，隣接権の分野における共同管理，コンサルティング及びサービス組織

第56条 著作権及び隣接権の共同管理組織

第57条 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織

第III部 工業所有権

第VII章 工業所有権の保護に係る要件

第1節 発明に係る保護要件

第58条 保護に適格な発明に係る一般的要件

第59条 発明として保護されない主題

第60条 発明の新規性

第61条 発明の進歩性

第62条 発明の産業上の利用可能性

第2節 工業意匠に係る保護要件

第63条 保護に適格の工業意匠に係る一般的要件

第64条 工業意匠として保護されない主題

第65条 工業意匠の新規性

第66条 工業意匠の創作性

第67条 意匠の工業上の利用可能性

第3節 回路配置に係る保護要件

第68条 保護に適格な回路配置に係る一般的要件

第69条 回路配置として保護されない主題

第70条 回路配置の独創性

第71条 回路配置の商業的新規性

第4節 標章に係る保護要件

第72条 保護に適格な標章に係る一般的要件

第73条 標章として保護されない標識

第74条 標章の識別性

第75条 周知標章の認定に係る基準

第5節 商号に係る保護要件

第76条 保護に適格な商号に係る一般的要件

第77条 商号として保護されない主題

第78条 商号の識別性

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第6節 地理的表示の保護要件

第79条 保護に適格な地理的表示に係る一般的要件

第80条 地理的表示として保護されない主題

第81条 地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質

第82条 地理的表示に関する地理的条件

第83条 地理的表示に対応する地理的地域

第7節 営業秘密に係る保護要件

第84条 保護に適格な営業秘密に係る一般的要件

第85条 営業秘密として保護されない主題

第VIII章 発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定

第1節 発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示の登録

第86条 発明、工業意匠及び回路配置の登録を受ける権利

第86a条 国家予算を使用した科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利

第87条 標章の登録を受ける権利

第88条 地理的表示を登録する権利

第89条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法

第89a条 外国で登録出願を提出する前の発明に係る安全保障に関する管理措置の実施

第90条 先願の原則

第91条 優先権の原則

第92条 保護証書

第93条 保護証書の効力

第94条 保護証書の効力の維持及び更新

第95条 保護証書の効力の終了

第96条 保護証書の無効

第97条 保護証書の補正

第98条 工業所有権の国家登録簿

第99条 保護証書に関する決定の公告

第2節 工業所有権登録出願

第100条 工業所有権登録出願に係る一般的要件

第101条 工業所有権登録出願の単一性についての要件

第102条 発明登録出願に係る要件

第103条 工業意匠登録の出願に係る要件

第104条 回路配置登録出願に係る要件

第105条 標章登録出願の要件

第106条 地理的表示出願の要件

第107条 工業所有権関連の手續における代理権付与

第3節 工業所有権登録出願の処理及び保護証書の付与に係る手續

第108条 工業所有権登録出願の受領；出願日

第109条 工業所有権登録出願の方式審査

第110条 標章出願登録、工業所有権登録出願の公開

第111条 公開前の発明登録出願、工業意匠登録出願の秘密保持

第112条 保護証書付与に関する第三者意見

第112a条 工業所有権の登録出願に対する異議申立て

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第113条 発明登録出願の実体審査請求

第114条 工業所有権登録出願の実体審査

第115条 工業所有権登録出願の補正，補充，分割及び変更

第116条 工業所有権登録出願の取下

第117条 保護証書付与の拒絶

第118条 保護証書の付与及び登録簿への記入

第119条 工業所有権登録出願を処理する期限

第119a条 工業所有権に係る手続への異議申立て及びその取扱い

第4節 国際出願及び国際申請並びにそれらの処理

第120条 国際出願及びその処理

第120a条 地理的表示に係る国際申請及びその処理

第IX章 工業所有権の所有者，範囲及び制限

第1節 工業所有権の所有者及び範囲

第121条 工業所有権所有者

第122条 発明，工業意匠及び回路配置の創作者並びにそれらの者の権利

第123条 工業所有権所有者の権利

第124条 工業所有権の行使

第125条 工業所有権の他人による行使を防止する権利

第126条 発明，工業意匠及び回路配置に対する権利の侵害行為

第127条 営業秘密に対する権利の侵害行為

第128条 試験資料の秘密を保持する義務

第129条 標章，商号及び地理的表示に対する権利の侵害行為

第130条 不正競争の行為

第131条 発明，工業意匠及び回路配置に対する暫定的権利

第131a条 医薬品使用許可証に関する手続の遅滞による発明所有者への補償

第2節 工業所有権の制限

第132条 工業所有権を制限する要因

第133条 国家の代理として発明を使用する権利

第133a条 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明，工業意匠，及び回路配置に対する国家の権限

第134条 発明及び工業意匠に対する先使用权

第135条 発明，工業意匠及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務

第136条 発明及び標章を使用する義務

第136a条 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明，工業意匠，回路配置に関する主務官庁の義務

第137条 従属発明を実施する目的での主発明の実施を許可する義務

第X章 工業所有権の移転

第1節 工業所有権の譲渡

第138条 工業所有権の譲渡に関する総則

第139条 工業所有権の譲渡に対する制限

第140条 工業所有権の譲渡契約の内容

第2節 工業所有権のライセンス許諾

第141条 工業所有権のライセンス許諾に関する総則

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第142条 工業所有権のライセンス許諾に対する制限

第143条 工業所有権の行使に係る契約の種類

第144条 工業所有権の行使に係るライセンス契約の内容

第3節 発明の強制ライセンス許諾

第145条 発明の強制ライセンス許諾の根拠

第146条 強制的決定に基づいて移転された発明を実施する権利に対する制限の条件

第147条 強制的決定に基づく発明のライセンス許諾に係る管轄及び手続

第4節 工業所有権の移転契約の登録

第148条 工業所有権の移転契約の効果

第149条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類

第150条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の処理

第XI章 工業所有権代理人

第151条 工業所有権代理業務

第152条 工業所有権代理人の権利の範囲

第153条 工業所有権代理人の責任

第154条 工業所有権代理業務を遂行する条件

第155条 工業所有権代理人としての実務に係る条件

第156条 工業所有権代理機関の名称の記録、削除；工業所有権代理人の実務証明書の取消

第IV部 植物品種に係る権利

第XII章 植物品種の保護に係る条件

第157条 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人

第158条 保護される植物品種に係る一般的条件

第159条 植物品種の新規性

第160条 植物品種の識別性

第161条 植物品種の均一性

第162条 植物品種の安定性

第163条 植物品種の名称

第XIII章 植物品種に係る権利確定

第1節 植物品種に係る権利確定

第164条 植物の新品種に係る権利登録

第165条 植物の新品種に係る権利の代理人

第166条 植物品種に係る最初の出願様式の提出についての原則

第167条 出願様式に係る優先権原則

第168条 植物品種保護証及び保護された植物品種の国家登録簿

第169条 植物品種保護証の効力

第170条 植物品種保護証の効力の取消及び回復

第171条 植物品種保護証の無効

第172条 植物品種保護証の補正又は再交付

第173条 保護証に係る決定の公告

第2節 保護登録出願の出願様式及び処理手続

第174条 保護登録出願

第175条 出願様式の受領；提出日

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- 第176条 出願様式の効力の審査
- 第177条 保護出願様式の公開
- 第178条 植物品種の登録に係る出願様式の内容の審査
- 第179条 出願様式の修正及び補充
- 第180条 登録に係る出願様式の取下
- 第181条 植物品種保護証の付与に係る第三者の意見
- 第182条 植物品種保護証の付与の拒絶
- 第183条 植物の新品種に係る権利の保護證書の交付
- 第184条 植物品種保護証の交付又は交付拒絶についての苦情

第XIV章 植物品種に係る権利の内容及び制限

第1節 植物品種に係る権利の内容

- 第185条 育成者の権利
- 第186条 保護証所有者の権利
- 第187条 保護証所有者の権利の範囲の拡大
- 第188条 植物品種に係る権利を侵害する行為
- 第189条 植物品種に係る暫定的権利

第2節 植物品種に係る権利の制限

- 第190条 植物品種保護証所有者の権利に対する制限
- 第191条 植物の新品種に係る保護證書の所有者の義務
- 第191a条 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種に係る主務官庁の義務
- 第191b条 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種に係る国家の義務

第XV章 植物品種に係る権利の移転

- 第192条 植物品種の使用に係る権利の移転
- 第193条 ライセンス許諾契約における当事者の権利
- 第194条 植物品種に係る権利の譲渡
- 第195条 植物品種の使用に係る強制ライセンス許諾についての根拠及び条件
- 第196条 強制的決定に基づく植物品種を使用する権利をライセンス許諾する権限及び手続
- 第197条 強制ライセンス許諾の場合における保護証所有者の権利

第V部 知的所有権の保護

第XVI章 知的所有権の保護に関する総則

- 第198条 自身による保護に対する権利
- 第198a条 著作権及び隣接権の推定
- 第198b条 通信事業者の著作権及び隣接権に関する法的責任
- 第199条 知的所有権の侵害行為に対する救済
- 第200条 知的所有権の侵害を取り扱う当局
- 第201条 知的所有権の検査、査定

第XVII章 民事救済による知的所有権に対する侵害の取扱

- 第202条 民事救済
- 第203条 訴訟当事者の権利及び立証責任
- 第204条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての原則
- 第205条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第206条 暫定的措置の適用を裁判所に請求する権利

第207条 暫定的措置

第208条 暫定的措置を請求する者の義務

第209条 暫定的措置適用の終了

第210条 暫定的措置適用に係る権限及び手続

第XVIII章 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱；知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第1節 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱

第211条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

第212条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

第213条 知的所有権の偽造商品

第214条 行政罰及び矯正措置

第215条 予防措置の適用（削除）

第2節 知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第216条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置

第217条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置の適用を請求する者の義務

第218条 税関手続の停止の適用に係る手続

第219条 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督

第VI部 施行規定

第220条 経過規定

第221条 効力

第222条 施行指針

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第1部 総則

第1条 規制の範囲

本法は著作権、著作隣接権、工業所有権、植物品種の権利、及びこれらの権利の保護について規定する。

第2条 適用対象

本法は、ベトナムの組織及び個人、並びに本法及びベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約において規定された要件を満たす外国の組織及び個人に適用される。

第3条 知的所有権の対象²

1. 著作権の対象は、文学的、美術的及び科学的著作物を含む。著作隣接権の対象は、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号を含む。
2. 工業所有権の対象は、発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示を含む。
3. 植物品種の権利の対象は、植物の増殖素材及び収穫素材を含む。

第4条 用語の解釈³

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。：

1. 知的所有権とは、組織又は個人の有する知的所有権であり、著作権、著作隣接権、工業所有権及び植物品種の権利を含む。
2. 著作権とは、組織又は個人により創出され又は所有される著作物に対するそれらの者の権利である。
3. 著作隣接権（以下「隣接権」という）とは、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号に係る組織又は個人の権利である。
4. 工業所有権とは、組織又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。
5. 植物品種の権利とは、組織又は個人により創出され又は発見及び開発され、かつ当該組織又は個人の所有権に該当する植物新品種に対する当該組織又は個人の権利である。
6. 知的所有権所有者とは、知的所有権の所有者、又は当該所有者よりその権利の譲渡を受けた組織若しくは個人である。
7. 著作物とは、その表現の態様又は形態の如何を問わず、文学的、美術的及び科学的分野において創出された各制作物である。
8. ⁴二次的著作物とは、一又は二以上の既存の著作物に依拠し、翻訳、改作、編集、注釈の付記、精選、変形、編曲、その他の翻案によって創作した著作物をいう。
9. ⁵公表著作物、録音、録画とは、なんらかの方式により適切な量でその著作物の複製物を公衆に提供するために、著作者所有者、隣接権所有者の同意を得て、公開されている著作物又は録音、録画をいう。
10. ⁶複製とは、態様又は形態の如何を問わず、一定の著作物又は録音、録画の一部又は全部の複製

² この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH13号第1条1項によって改正、補足された。

³ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH13号第1条2項によって改正、補足された。

⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項a号によって改正、補足された。

⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項a号によって改正、補足された。

⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

物を作成することをいう。

- 10a.⁷ロイヤルティとは、著作物、実演、録音、録画若しくは放送番組の創作、又はその著作権若しくは隣接権の譲渡に対して支払う金銭で、著作権の利用料及び報酬を含む。
- 10b.⁸権利を保護する技術的手段とは、通常の利用中に著作権所有者又は隣接権所有者の同意を得ずに利用する行為からその権利を保護する主な機能を有するなんらかの手段、テクノロジー、デバイス又は部品を用いる手段をいう。
- 10c.⁹効果的な技術的手段とは、著作権所有者又は隣接権所有者がアクセス制限付きアプリ、セキュリティ対策又は複製管理のメカニズムによって著作物、実演、録音、録画、放送番組、暗号化されている番組を搬送する衛星信号の利用を管理する際に用いる権利保護の技術的手段をいう。
- 10d.¹⁰権利管理情報とは、著作物、実演、録音、録画、放送番組、暗号化されている番組を搬送する衛星信号に係る情報、その著作者、実演者、著作権所有者及び隣接権所有者に係る情報、その利用条件、並びにその情報を表わす数字又は符号をいう。この権利管理情報は、著作物の複製物に付され、又は著作物の公衆への伝達に際して当該著作物、実演、録音、録画、放送番組とともに伝達されなければならない。
- 11.¹¹放送とは、無線手段により、著作物、実演、録音、録画若しくは放送番組の音響又は映像、音響及び映像、音響又は映像の再現、音響及び映像の再現を公衆へ伝達することをいい、衛星により伝達すること、暗号解読手段が放送機関により又は放送機関の同意をもって公衆に提供される場合における暗号化された信号を搬送することも含む。
- 11a.¹²公衆への伝達とは、放送のほか、その他手段の如何を問わず、著作物、実演、の音響、映像、録音、録画に固定された音響、映像又はその音響、映像の再現を公衆に伝達することをいう。
12. 発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である。
- 12a.¹³秘密の発明とは、権限のある機関又は組織によって、国家秘密の保護に係る法律に基づいて国家の秘密であると認められるものをいう。
- 13.¹⁴工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩若しくはそれらの組合せにより表現された製品、又は複合製品の組立部品の外観であり、その製品又は複合製品を使用する際に見える外観をいう。
14. 半導体集積回路とは、その最終形態又は中間形態での製品であって、少なくとも1つの能動素子を含む素子及び相互接続の一部又は全部が半導体材料中又はその上に集積的に形成されたものであり、かつ、電子的機能を果たすことを意図したものをいう。「集積回路」は「IC」、 「チップ」及び「マイクロ電子回路」と同義語である。
15. 半導体集積回路の回路配置（以下「回路配置」という）とは、半導体集積回路における回路素子及び当該素子の相互連結の3次元配置である。

07/2022/QH15 号の第1条1項a号によって改正、補足された。

⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項a号によって追加された。

⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項a号によって追加された。

⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項a号によって追加された。

¹⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項a号によって追加された。

¹¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項a号によって改正、補足された。

¹² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項a号によって追加された。

¹³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項b号によって改正、補足された。

¹⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項b号によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

16. 商標とは、異なる組織又は個人の商品又はサービスを識別するために使用される何らかの標識である。
17. 団体標章とは、当該標章所有者である組織の構成員の商品又はサービスを非構成員のそれらと識別するために使用される標章である。
18. 証明標章とは、出所、素材、原材料及び商品生産の方法又はサービス提供の方法、当該商品又はサービスの品質、正確度、安全性又はその他の特質に関する特質を証明するために、組織、個人が自らの商品又はサービスに使用することをその所有者により許諾された標章である。
19. ¹⁵ (削除)
20. ¹⁶周知商標とは、ベトナムの領土全域に亘って関係する公衆の一部に広く知られている商標である。
21. 商号とは、当該名称を付している事業体を、同一分野及び地域において行動している他の事業体から識別するため、事業上使用される組織又は個人の名称である。本項に規定する事業の地域とは、事業体が事業パートナー、顧客又は名声を有する地理的地域とする。
22. ¹⁷地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国からの製品の地理的原産地を表示するために使用される標識である。
- 22a.¹⁸同音の地理的表示とは、同じ発音のし方、又は書き方を有する地理的表示を指す。
23. 営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。
24. 植物品種とは、最低の既知順位、形態的均一性、増殖循環における安定性についての単一植物分類群内の植物群であって、遺伝子型又は遺伝子型の組合せにより表現された表現型により識別することができ、また少なくとも1の遺伝子的表現型において他の植物群から識別することができるものである。
25. 保護証書とは、発明、工業意匠、回路配置、標章、地理的表示の権利及び植物品種の権利を確定するために国家当局により組織、個人に対して付与される書類である。
26. 増殖素材とは、増殖又は栽培用の新しい植物に成長し得る植物或いはその部分である。
27. 収穫素材とは、増殖素材を栽培して得た植物又はその部分である。

第5条¹⁹ (削除)

第6条 知的所有権の発生、確定の根拠

1. 著作権は、著作物がその内容、品質、形態、手法又は言語に拘らず一定の実質的形態で創作され、かつ、表現された瞬間に発生するものとし、それが公表又は登録されているか否かを問わない。
2. 隣接権は、実演、レコード、放送番組及び暗号化された番組を搬送する衛星信号が著作権を害することなく固定された瞬間に発生する。
3. 知的所有権は、次の通り確定する。

¹⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条83項によって削除された。

¹⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項c号によって改正、補足された。

¹⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項d号によって改正・補足された。

¹⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条1項d号によって改正、補足された。

¹⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条83項によって削除された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- a) ²⁰発明、意匠、回路配置及び標章における工業所有権の保護証書の付与については、本法に規定する登録手続に従い、又はベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく国際登録の承認に従って、国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。周知商標に関しては、工業所有権は、登録手続とは無関係に使用に基づいて確定する。地理的表示に関する工業所有権は、本法に規定する登録手続、又はベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従って国家管理当局が行う保護証書付与の決定に基づいて確定する。
 - b) 商号に対する工業所有権は、当該商号の適法な使用に基づいて確定する。
 - c) 営業秘密に対する工業所有権は、当該営業秘密の適法な取得及び秘密保持に基づいて確定する。
 - d) 不正競争の防止についての権利は、事業における競争に基づいて確定する。
4. 植物新品種の権利は、本法に規定する登録手続に従う植物品種保護証書の付与に関して国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。

第7条 知的所有権の制限²¹

1. 知的所有権所有者は、本法に規定する保護の範囲及び期間の範囲内でその者の権利を行使することができる。
2. ²²知的財産権の行使は、国益、公益、組織及び個人の合法的な権利並びに利益を侵害してはならず、関連法令に定めるその他の規定に違反してはならない。ベトナム社会主義共和国の国旗、国章及び国歌に係る知的財産権を行使する組織及び個人は、国旗、国章及び国歌の普及並びに使用を制限又は防止してはならない。
3. 国家の防衛、安全保障、人民の生存並びに本法において言及する国家及び社会の他の利益を保証するための状況下において、国家は、知的所有権所有者の権利の行使をそれらの者に対して禁止し若しくは制限する権利、又は他の組織若しくは個人が、適切な条件に従うことを条件として、それらの者の1又は2以上の権利を使用することを許諾するようそれらの者に強制する権利を有する。国家の秘密としての発明に対する権利の制限は、政府の諸規定に従って行う。

第8条 知的所有権に関する国家の方針²³

1. 知的所有権所有者及び公益の等しい利益を保証することを根拠として組織及び個人の知的所有権を承認し、かつ、保護すること、また社会道徳、公共の秩序に反し、又は国家の防衛及び安全保障に有害な知的所有権を保護しないこと
2. ²⁴経済社会の発展に貢献し、国民の物質的及び精神的な生活を向上させることを目的とし、法令に従った経済的支援、税制優遇、金融その他の支援及び投資活動の優遇を通じて、創造活動及び知的財産の使用を促進する。
3. ²⁵公益のために知的財産権の創作、受領、譲渡及び利用に経済的支援を行い、国内外の組織及び

²⁰ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条1項によって改正、補足された。

²¹ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条3項によって改正、補足された。

²² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じる知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条2項によって改正、補足された。

²³ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条4項によって改正、補足された。

²⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条3項によって改正、補足された。

²⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

個人の行う創作活動の後援及び知的財産権の保護を奨励する。

4. 知的所有権保護の分野及び知的所有権保護に係る科学技術の研究、応用の分野に関係する職員、公務員及び国民の研修、向上に優先権を与えること
5. 国の経済社会発展及び国際経済との統合を図って社会全体に対して知的所有権保護体制の能力の向上に投資することを奨励すること

第9条 知的所有権保護における組織、個人の権利及び責任

如何なる組織、個人も、自己の知的所有権を保護するため、法律により許容された適切な措置を講じる権利及び責任を有し、かつ、本法及び法律の他の適用規定に従い他人の知的所有権を尊重しなければならない。

第10条 知的所有権に係る国家行政の内容

1. 知的所有権保護に関する戦略及び政策の実施についての立案及び指示
2. 知的所有権に関する法定文書の公布及び整備
3. 知的所有権行政機構の組織化、知的所有権担当職員の研修及び養成
4. 著作権登録証、隣接権登録証、工業所有権保護証、植物品種保護証の交付及びそれらに関する他の手続の執行
5. 知的所有権の法令遵守についての検査及び管理、不服申立解決及び告発並びに知的所有権の法令に係る違反の取扱
6. 知的所有権に関する情報及び統計についての活動の組織化
7. 知的所有権の査定活動の組織化及び管理
8. 知的所有権の知識及び法律についての教育、宣伝、普及
9. 知的所有権に関する国際協力

第11条 知的所有権についての国家行政の責任

1. 政府は、知的所有権についての国家行政権を集中的に行使する。
2. 科学技術省は、知的所有権の国家行政の遂行について主導し、文化スポーツ観光省²⁶、農業地方開発省と調整することについて政府に対して責任を負い、かつ、知的所有権の国家行政を遂行する。
文化スポーツ観光省²⁷は、その責任及び権限内で著作権及び隣接権の国家行政を執行する。農業地方開発省は、その責任及び権限内で植物品種における権利の国家行政を執行する。
3. 各省、省レベルの又は政府直属の当局は、その責任及び権限の範囲内で、科学技術省、文化スポーツ観光省²⁸、農業地方開発省、中央政府管轄下の省及び都市の人民委員会との、知的所有権に係る国家行政の執行に際しての調整に責任を負うものとする。
4. 全レベルでの人民委員会は、その権限内で地方地区における知的所有権の国家行政を執行する。
5. 政府は、科学技術省、文化スポーツ観光省²⁹、農業地方開発省及び全レベルでの人民委員会の、知的所有権に係る国家行政についての権限及び責任に関して規制する。

07/2022/QH15 号の第1条3項によって改正、補足された。

²⁶ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第2条によって「文化情報省」が「文化スポーツ観光省」に改正された。

²⁷ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第2条によって「文化情報省」が「文化スポーツ観光省」に改正された。

²⁸ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第2条によって「文化情報省」が「文化スポーツ観光省」に改正された。

²⁹ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第2条によって「文化情報省」が「文化スポーツ観光省」に改正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第12条 知的所有権手数料及び料金

組織及び個人は、本法及び関係法令の規定に従い知的所有権関係の手続を行う時は、手数料及び料金を納付しなければならない。

第II部 著作権及び隣接権

第I章 著作権及び隣接権の保護条件

第1節

著作権の保護条件

第12a条 著作者、共同著作者³⁰

1. 著作者とは、著作物を直接に創造した者をいう。二人以上の者が、その者の寄与を組み合わせることで完成した著作物を作り出す趣旨で、著作物を直接に創作した場合、その者は、共同著作者という。
2. 他人の著作物の創作中において、その者を支援し、意見を交換し、又は資料を提供した者は、共同著作者ではない。
3. 共同著作者による著作物に関する人格権及び財産権の行使は、共同著作者の合意により行われる。ただし、他の共同著作者の部分に害することなく、その著作物から一部を分離して個別に利用することができる場合、又は他に法令に他の規定がある場合は、この限りでない。

第13条 著作権のある著作物を有する著作権の著作者、所有者

1. 保護された著作権を有する組織及び個人は、直接当該著作物を創作した者及び第37条から第42条までに規定する著作権所有者を含む。
2. 本条1項に規定する著作権の著作者及び所有者は、ベトナムの組織、個人を含み、また、その著作物がベトナムにおいて最初に公表されたが、如何なる外国においても公表されていないか、又は外国におけるその最初の公表から30日以内にベトナムにおいても公表された外国の組織、個人を含み、並びに、その著作物が、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従いベトナムにおける保護に適格である外国の組織、個人を含む。

第14条 保護著作物の形態³¹

1. 保護される文学的、美術的及び科学的著作物は、次のものを含む。
 - a) 文学的及び科学的著作物、教科書、教材及び文字又は他の記号の形態で表現されたその他の著作物
 - b) 講演、プレゼンテーション及びその他の演説
 - c) ジャーナリズムの著作物
 - d) 音楽の著作物
 - dd) 演劇の著作物
 - e) 映画の著作物及び類似の方法により創作された著作物（以下「映画の著作物」という）
 - g) 美術の著作物³²及び応用美術の著作物
 - h) 写真の著作物
 - i) 建築の著作物
 - k) 地勢、建築物及び科学的著作物に関する図形、スケッチ、地図、図面

³⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条4項によって追加された。

³¹ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条5項によって改正、補足された。

³² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項a号によって「ファインアート」の文言が「美術の著作物」に改正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- l) 民俗芸術的及び文学的著作物
- m) コンピュータ・プログラム及びデータ編集
2. 二次的著作物については、それらが二次的著作物を作るのに使用された著作物に係る著作権を侵害しないときにのみ、本条1項に従い保護されるものとする。
3. 本条1項及び2項に規定する保護著作物は、他人の著作物を複製することなく著作者の知能により直接創出されたものでなければならない。
4. 政府は本条1項の規定に従い保護著作物の形態について詳細な指針を制定する。

第15条 著作権保護からの除外対象

1. 通信目的のみの情報
2. 法規書類、行政書類、その他の法務分野の書類及びそれらの公定翻訳文
3. 工程、システム、操作法、定義、原理、及び統計

第2節 隣接権の保護条件

第16条 隣接権の保護される組織、個人

1. 俳優、歌手、音楽家、ダンサー並びに文学的及び美術的著作物を実演するその他の者（以下「実演者」という）
2. 第44条³³に規定する隣接権³⁴の所有者である組織、個人
3. 実演の音響、映像、又はその他の音響及び映像の固定化を最初にする組織、個人（以下「レコードの制作者」という）
4. 放送の主導権を握り、かつ、放送を実施する組織（以下「放送組織」という）

第17条 隣接権保護の対象

1. 実演は、次の場合の1であるときは、保護されるものとする。
 - a) ベトナム又は外国において実演されたベトナム市民の実演
 - b) ベトナムにおいて実演された外国人の実演
 - c) レコードに固定化された実演であって、第30条に従い保護されるもの
 - d) レコードに固定化されていないが放送される実演であって、当該放送が第31条に従い保護されるもの
 - dd) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される実演
2. レコードについては、次の場合の1であるときは、保護されるものとする。
 - a) ベトナム国籍を有する制作者のレコード
 - b) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される制作者のレコード
3. 放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号については、それが次の場合の1であるときは、保護されるものとする。
 - a) ベトナム国籍を有する組織の放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号
 - b) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号
4. 実演、レコード、並びに放送及び暗号化された番組を搬送する衛星信号は、それらが著作権行使に影響を及ぼさないことを条件として、本条1項、2項、3項の規定に従い保護されるものとする。

³³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項b号によって「1項」の文言が削除された。

³⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項b号によって「実演」の文言が「隣接権」に改正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第II章

著作権、隣接権の保護の内容、制限及び期間

第1節

著作権の保護の内容、制限及び期間

第18条 著作権

本法に規定する著作物に対する著作権は、人格権及び所有権を含む。

第19条 人格権³⁵

人格権は、次の権利を含むものとする。

1. 著作物への命名
著作者は、本法の第20条1項に定める財産権を譲り受けた組織又は個人に著作物を命名する権利を譲渡することができる。
2. 実名又は筆名を著作物に入れること。その著作物が公表され又は使用されるときに、実名又は筆名を掲載させること。
3. 著作物を公表し又は他人に著作物の公表を委任すること。
4. 著作物の完全性を保護し、他人による改作を禁止すること。著作者の名誉及び威信を害するような他人による著作物の如何なる修正又は歪曲も許さないこと。

第20条 財産権³⁶

1. 財産権は、次のものを含むものとする。
 - a) 二次的著作物を創作すること
 - b) 公衆に著作物を直接に実演すること、又は録音、録画若しくは何らかの技術的方法で公衆が自由に選ぶことはできないがアクセスできる場所において間接に実演すること。
 - c) 直接又は間接になんらかの手段又は方式で著作物の全部または一部を複製すること。ただし、本条3項a号で定める場合は、この限りでない。
 - d) 販売又はその他の財産権譲渡の方式によって有形固定の著作物の原作品又は複製物を頒布し、又は頒布のために輸入すること。ただし、本条3項a号で定める場合は、この限りでない。
 - dd) 有線、無線、電子情報ネットワーク又はなんらかのその他の技術的な手段により、公衆に放送し、伝達すること。公衆が実演の場所及び時間を決めることができる方式で著作物を提供することを含む。
 - e) 映画の著作物又はコンピュータ・プログラムの原作品又は複製物を貸し渡すこと。ただし、コンピュータープログラムが貸し渡しの主な対象ではない場合は、この限りでない。
2. 本条1項に定める権利は、著作者若しくは排他的著作権の所有者により行使され、又は本法に従って当該所有者の許可を有する他の組織又は個人により行使されるものとする。
本法の本条1項及び第19条3項に定める権利の一若しくは二以上又はすべての権利を行使及び使用する時、組織及び個人は、著作権所有者の許可を得て、著作権所有者にロイヤルティその他の経済的な利益（もしあれば）を支払わなければならない。ただし、本条3項、第25条、第25a条、第26条、第32条及び第33条で定める場合は、この限りでない。二次的著作物の創作が本法の第19条4項に定める人格権を害する場合、書面で著作者の同意を得なければならない。
3. 著作権所有者は、他の組織又は個人による次に掲げる行為を妨げることができない。

³⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条5項によって改正、補足された。

³⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条5項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- a) この法律に基づいて他の権利を行使するために著作物を複製すること、又は通信事業者を通じた第三者間のネット上の伝達のための仕組みの作動中の技術的な手順に従って一時的に複製すること、又はスタンドアローン方式の複製が自動的に消去されて保存のできない方式で著作物を経済的な目的以外で合法的に利用すること。
- b) 著作権所有者が実演し又は頒布を許可した著作物原作品又は複製を再頒布すること及び頒布のために輸入すること。

第21条 映画の著作物及び演劇の著作物に対する著作権³⁷

1. 映画の著作物に対する著作権は、以下の定めるところによる。
 - a) 脚本家及び監督は、本法の第19条1項、2項及び4項に定める権利を有する。
 - b) カメラマン、編集者、作曲家、美術デザイナー、音響系、照明系、ハイテク担当者、俳優及び映画の著作物に関係する創造的仕事を行うその他の者は、本法の第19条2項に定める権利を有する。
 - c) 映画の著作物の製作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、第19条3項及び第20条1項に規定する権利の所有者とする。ただし、本項のa号及びb号に規定する者との契約に基づいてロイヤルティ、その他の経済的利益（もしあれば）を支払う義務を規定する別段の書面による合意がある場合は、この限りでない。
 - d) 映画の著作物の製作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、著作物の命名とその改変について、本項のa号に定める者と合意することができる。
 - dd) 映画の脚本又は音楽の著作物を個別に利用する場合、その脚本又は音楽の著作者又は著作権所有者は、その脚本又は音楽について著作権を個別に行使することができる。ただし、別段の書面による合意がある場合は、この限りでない。
2. 演劇の著作物に対する著作権は、以下の定めるところによる。
 - a) 演劇の脚本の著作者は、本法の第19条1項、2項及び4項に定める権利を有する。
 - b) 文学作品の著作者、音楽作品の著作者、舞台監督、音楽監督、振付師、舞台デザイナー、衣装デザイナー及び演劇の著作物に関係する創造的仕事を行うその他の者は、本法の第19条2項に定める権利を有する。
 - c) 演劇の著作物の製作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、本法の第19条3項及び第20条1項に定める権利の所有者とする。ただし、別段の書面による合意がある場合は、その限りでない。本項のa号及びb号に定める者との契約に基づいてロイヤルティその他の経済的利益（もしあれば）を支払う義務を規定する別段の書面による合意がある場合は、この限りでない。
 - d) 演劇の著作物の製作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、著作物の命名とその改変について、本項のa号に定める者と合意することができる。
 - dd) 演劇の脚本又は音楽の著作物を個別に利用する場合、その脚本又は音楽の著作者又は著作権所有者は、その脚本又は音楽について著作権を個別に行使することができる。ただし、別段の書面による合意がある場合は、この限りでない。

第22条 コンピュータ・プログラム及び編集物に対する著作権

1. ³⁸コンピュータ・プログラムとは、コマンド、コード、ダイアグラム等の形態で表現される1揃の命令であり、プログラミング言語で動く媒体又は設備にインストールされると、コンピューター又は設備により一定の成果をを達成できるようにするものをいう。コンピュータープログラムは、ソース・コードにより表現されるか又はオブジェクト・コードにより表現されるかに

³⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条5項によって改正、補足された。

³⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条6項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

拘らず、文学的著作物として保護される。

コンピュータープログラムの著作者及び著作権所有者は、そのプログラムの修正及び更新について書面で合意する権利を有する。コンピュータープログラムの複製物を適法に利用する権利を有する組織及び個人は、その複製物が削除、破損、又は利用不能になる場合の交換用に複製物を一つ作成することができるが、他の組織や個人にその複製物を引き渡してはならない。

2. 編集物とは、電子的形態又はその他により、書類の選択、配置において示される創造的方法によるデータの収集物である。

編集物に対する著作権の保護は、その素材であるデータには及ばず、かかるデータに関する著作権には影響を及ぼさない。

第23条 民俗芸術的及び文学的著作物に対する著作権

1. 民俗芸術的及び文学的著作物とは、地域社会の期待感を反映する、地域社会又は個人の伝統を根拠とした集団的創作物であって、その表現が地域社会の文化的及び社会的特質に適切であり、かつ、その基準及び価値が口伝的に又は模倣などにより伝承されるものをいう。民俗芸術的及び文学的著作物は、次のものを含む。
 - a) 民話、詩及び謎
 - b) 民謡及び民俗器楽
 - c) フォーク・ダンス、遊戯、儀式及びゲーム
 - d) 何らかの材料で創作される楽器、図面、絵画、彫刻、建築の模型
2. 当該著作物を使用するときは、組織及び個人は、民間伝承のそれらの表現の出所を表示し、かつ、それらの現実の価値を保護しなければならない。

第24条 文学的、美術的及び科学的著作物に対する著作権

第14条1項にいう文学的、美術的及び科学的著作物に対する著作権の保護については、政府がこれを規定する。

第25条 著作権侵害にならない例外³⁹

1. 次のような公表著作物の利用にあたっては、許可を要せず、ロイヤルティの支払いを要しないが、著作者の名称及びその著作物の出所に関する情報を提供しなければならない。
 - a) 営利を目的とせず、科学的研究及び私的研究の目的で一つ複製すること。ただし、複製設備を利用する場合には、この規定を適用しない。
 - b) 営利を目的とせず、科学的研究及び私的研究の目的で、複製設備を利用して著作物の一部について合理的な範囲で複製すること。
 - c) 教育の目的で、講演、出版物、実演、録音、録画及び教育番組を合理的な範囲で例示のために著作物を利用すること。これには、当該著作物を利用することができる者が受講者及び講師に限ることを保証するための技術的手段を実施することを条件として、内部のコンピューターネットワークにより提供されることも含まれる。
 - d) 国家機関の公務執行において著作物を利用すること。
 - dd) 評釈、紹介若しくは例示する目的で自分の著作物において、又は新聞記事、定期刊行物、放送番組並びにドキュメンタリーといった著作物において、著作者の意図を誤解させることなく、著作物を合理的な範囲で引用すること。
 - e) 営利を目的とせず、図書館の業務において著作物を利用すること。これには図書館で保存する目的で著作物の複製を作成することが含まれるが、図書館と記録に係る法律に基

³⁹ この条文に関して、一回目の改正は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条6項によって行われた。

その二回目の改正は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条7項によって行われた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

づいてその複製物について保存用複製物であることを明記し、アクセスの対象を制限しなければならない。科学的研究及び私的研究の目的で、複製設備を利用して著作物の一部について合理的な範囲で複製すること。コンピューターのネットワークを通じて複数の図書館相互で利用するために保存されている著作物については、複製又は発信することができる。同時に利用する人数が当該図書館で保存されている複製物の数を越えない範囲に限られるが、その権利所有者の許可を得た場合、及びその著作物が市場において電子版で提供された場合には、この限りでない。

- g) 営利を目的とせず、文化振興集会又は宣伝キャンペーンにおいて、演劇、音楽、舞踊及びその他の芸術著作物を実演すること。
 - h) 営利を目的とせず、紹介の目的で既に公表展示された美術作品、建築物、写真及び応用美術の著作物を写真撮影又はテレビ放映すること
 - i) 営利を目的とせず、個人利用の目的で他人の著作物の複製を輸入すること
 - k) 新聞、定期刊行物での掲載、放送又はその他の公衆へのコミュニケーションの手段において、講演、スピーチ、その他公衆に対してなされた言論について、ニュース配信の目的で適切な範囲で複製をすること。ただし、著作者が権利を主張する場合を除く。
 - l) 一定のイベントで録音、録画された著作物を利用する場合を含め、ニュース配信を目的として、当該イベントにおいて写真撮影、録音、録画、放送をすること。
 - m) 視覚障害者、印刷物の読み取りができない障害者及び通常の方法で著作物の読み取りができない他の障害者（以下「障害者」という）、障害者の養護者及び政府により定められた条件を満たした組織が、本法の第25a条に定める著作物を利用すること。
2. 本条1項の規定による著作物の利用は、著作物の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、著作者又は著作権所有者の合法的な利益を不当に害してもならない。
 3. 本条1項に定める複製は、建築物、美術作品、はコンピュータ・プログラム、アンソロジーには適用されない。
 4. 政府は、本条の詳細を定める。

第25a条 障害者向けに著作権侵害としない例外⁴⁰

1. 障害者、障害者の養護者は、著作物の原作品又は複製物を合法的に利用することができる場合、かかる著作物を複製し、実演し、利用しやすい形式に変換することができる。利用しやすい複製物とは、一定の障害者向けの方式又は形式で表示される著作物の複製物をいう。その場合、当該複製物については、個人利用の目的のみで利用し、障害者とその著作物を利用できるように、適切かつ必要な技術的修正をすることができる。
2. 政府により定められた条件を満たした組織は、営利を目的としないで著作物の原作品又は複製物を合法的に利用することができる場合、利用しやすい複製物を作成し、その複製物の頒布、実演、伝達をすることができる。
3. 政府により定められた条件を満たした組織は、著作者の許可を得ずに、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に定める適切な組織にその利用しやすい方式の複製物の頒布又は伝達をすることができる。
4. 政府により定められた条件を満たした組織は、利用しやすい複製物の頒布又は伝達の前に、障害者以外の者が当該複製物を利用することについて知らず、又は知る方法がないことを条件として、著作者の許可を得ずに、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に基づいて海外在住の障害者にこれを頒布又は伝達することができる。
5. 障害者、障害者の養護者、政府により定められた条件を満たした組織は、著作者の許可を得ずに、障害者の利益を理由として、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に定める適切な組織から利用しやすい複製物を輸入することができる。

⁴⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条7項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

6. 政府は、本条の詳細を定める。

第26条 著作権の制限⁴¹

1. 公表著作物の利用は、次に掲げる場合は、許可を要しないものの、ロイヤルティを支払い、著作者の名称及びその著作物の出所に関する情報を提供しなければならない。
 - a) 放送組織は、著作権所有者の許可を得て営利を目的として録音、録画に固定されている公表著作物を、広告等なんらかの形態による資金提供を受けて放送するとき、許可を要しないものの、利用の時点から著作権所有者にロイヤルティを支払わなければならない。ロイヤルティの水準及び支払方法は、当事者間の合意による。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。
放送組織は、公表著作物、著作権所有者の許可を得て営利を目的として録音、録画に固定されている公表著作物を、広告等なんらかの形態による資金提供を受けずに放送するとき、許可を要しないものの、政府の定めに基づいて利用の時点から著作権所有者にロイヤルティを支払わなければならない。
 - b) 著作権所有者の許可を得て営利を目的として録音、録画に固定されている公表著作物については、営業及び商業活動で当該録音、録画を利用する組織及び個人は、許可を要しないものの、合意によって利用の時点から著作権所有者にロイヤルティを支払わなければならない。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。政府は、本項でいう営業及び商業活動についてその詳細を定める。
2. 本条1項の規定による著作物の利用は、著作物の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、著作者又は著作権所有者の合法的な利益を不当に害してはならない。
3. 著作物の使用に係る本条1項の規定は、映画については、適用しない。
4. ベトナムの組織及び個人は、法令の定めに従って、外国語からベトナム語に著作物を翻訳する権利、並びに営利を目的とせず教育及び研究の目的で複製する権利について、発展途上国向けの優遇措置を受けるものとする。かかる法令の定めは、ベトナム社会主義共和国が締結した国際条約を遵守していなければならない。
5. ベトナムの組織及び個人の公表著作物の利用を希望している組織及び個人は、著作権所有者を特定できない場合、又は見つけることができない場合、政府が定めるところによるものとする。

第27条 著作権保護の期間⁴²

1. 第19条1項、第19条2項及び第19条4項に規定する人格権は、無期限に保護されるものとする。
2. 第19条3項に規定する人格権及び第20条に規定する所有権は、次の期間で保護されるものとする。
 - a) 映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物、匿名の著作物は、それらの最初の公表から75年の保護期間を有する。映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物が固定されてから25年以内に公表されなかったときは、保護期間は、当該著作物の固定から100年とする。匿名の著作物に関しては、著作者に関する情報が入手可能のときは、保護期間は本項b号の規定に従い算定されるものとする。
 - b) 本項a号に言及のない何らか他の種類のその他の著作物は、著作者の生存期間中及びその者の死亡の年から50年間の保護期間を有する。共同著作者により創作された著作物に関しては、保護期間は、最後の生存共同著作者の死亡の年後50年目に終了する。
 - c) 本項a号及びb号に規定する保護期間は、当該保護期間の終了した年の12月31日の24時に終

⁴¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条7項によって追加された。

⁴² この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条8項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

了する。

第28条 著作権の侵害行為⁴³

1. 本法の第19条で定める人格権を侵害すること。
2. 本法の第20条で定める財産権を侵害すること。
3. 本法の第25条、第25a条及び第26条で定める義務を履行しなかったこと、又は不完全履行をしたこと。
4. 本条及び本法の第35条で定める行為をするために、著作者及び著作権所有者が自らの著作物を保護する目的で適用した効果的な技術手段を意図的に解除すること、又は無効にすること。
5. 一定の設備、製品、部品又はサービスが著作権を保護する効果的な技術手段を無効にするために製造若しくは利用をされることを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、営利を目的として、その設備、製品、部品又はサービスの製造、頒布、輸入、発売、販売、宣伝、広告、マーケティング、貸渡又は保有をすること。
6. 権利管理情報の削除又は変更が法律の定める著作権の侵害行為を誘発、助長、促進若しくは隠匿することを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、著作者又は著作権所有者の許可を得ずに、権利管理情報を意図的に削除すること、又は不正に変更すること。
7. 権利管理情報が著作権所有者の同意を得ずに、不正に削除若しくは変更されたことを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、又はその削除若しくは変更が法律の定める著作権の侵害行為を誘発、助長、促進若しくは隠匿することを知り又は知る根拠を有することにも拘わらず、当該著作物の複製物を意図的に頒布すること、それを頒布するために輸入すること、それを放送、伝達又は公衆へ提供すること。
8. 本法の第198b条3項の定める通信事業者の責任免除の条件を満たしていないこと、又はその一部のみを満たしたこと。

第2節

隣接権の内容、制限及びその保護期間

第29条 実演者の権利⁴⁴

1. 実演者は、この法律の規定に基づいて自らの実演に対して人格権及び財産権を有する。実演者は、実演に対する権利の所有者でない場合は、本条2項で定める人格権を有する。実演に対する権利の所有者は、本条3項で定める財産権を有する。
2. 人格権は、次の権利を含むものとする。
 - a) 実演するとき、録音、録画を頒布するとき、実演を放送するとき、その者の名称を表示させること
 - b) その者の実演形象を保護し、不正な改作を禁ずること。実演者の名誉及び威信を害する他人による著作物の何らかの形態による変形、歪曲を禁ずること。
3. 財産権は、次のに掲げる権利を自ら行使すること、又はその行使を他の組織又は個人に委任することを含む。
 - a) 自分の実演を録音、録画に固定すること
 - b) 録音、録画に固定されている自分の実演の一部又は全部について、直接に又は間接になんらかの手段又は方式により複製すること。ただし、本条5項a号で定める場合は、この限りでない。
 - c) 公衆がアクセスできる方式により公衆に未固定の実演を放送又は伝達すること。当該実

⁴³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条7項によって改正、補足された。

⁴⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条9項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- 演が放送を目的とする場合には、この限りでない。
- d) 販売又はその他の所有権譲渡の方式によって当該実演の原作品又は有形固定の複製物を頒布し、又は頒布のために輸入すること。ただし、本条5項b号で定める場合は、この限りでない。
 - dd) 営利を目的として、当該実演の原作品又は録音、録画に固定されている複製物を、実演者によって頒布された後、又は実演者の許可を得た上で頒布された後に、公衆に貸渡すこと。
 - e) 固定されている実演を公衆に対して放送し、伝達すること。公衆が定めた場所及び時間においてアクセスできる方式により固定されている実演を公衆に対して提供することを含む。
4. 組織及び個人は、本条3項に規定する一若しくは二以上又はすべての権利を行使する場合、当該実演に対する権利の所有者の許可を得て、法律の規定により、法律に規定がないときは合意により、権利の所有者にロイヤルティその他の経済的な利益（もしあれば）を支払わなければならない。ただし、本法の本条5項、第25条、第25a条、第26条、第32条及び第33条で定める場合は、この限りでない。
5. 実演に対する権利の所有者は、他の組織又は個人による次に掲げる行為を妨げることができない。
- a) 本法に基づく他の権利を行使するために、当該実演を複製すること。通信事業者を通じて第三者間のネットワークにおいて伝達するための装置の作動の技術的な過程で一時的に複製すること。又は、録音、録画に固定されている実演を合法的に利用すること。いずれの場合も、独立の営利目的を持たず行われ、複製物が自動的に削除され、復元不可能になるときに限られる。
 - b) 頒布する権利の所有者により、又はその者の委任を受けて行われる、実演の原作品及び固定された複製物の再頒布及び頒布するための輸入。

第30条 録音、録画の製作者の権利⁴⁵

1. 録音、録画の製作者は、次に掲げる権利を自ら行使し、又はその行使を他の組織若しくは個人に委任することができる
- a) なんらかの手段又は方式により当該録音、録画の一部又は全部を複製すること。ただし、本条3項a号に定める場合は、この限りでない。
 - b) 販売又はその他の所有権譲渡の方式によって当該録音、録画の原作品又は有形固定の複製物を公衆に頒布し又は頒布のために輸入、すること。ただし、本条3項b号で定める場合は、この限りでない。
 - c) 営利を目的として、当該録音、録画の原作品又は複製物を公衆に貸し渡すこと。製作者によって頒布された後、又は製作者の許可を得た上で頒布する場合を含む。
 - d) 公衆に対して当該録音、録画を放送し、又は伝達すること。この場合、公衆が定められた場所及び時間においてアクセスできる方式により固定されている当該実演を提供する場合を含む。
2. 本条1項に定める一若しくは二以上又はすべての権利を行使する場合、当該録音、録画に対する権利の所有者の許可を得て、法律の規定により、法律に規定がないときは合意により、権利の所有者にロイヤルティその他の経済的な利益（もしあれば）を支払わなければならない。ただし、本法の本条3項、第25条、第25a条、第26条、第32条及び第33条で定める場合は、この限りでない。

⁴⁵ この条文に関して、一回目の改正は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条9項によって行われた。

その二回目の改正は、2023年1月1日からその効力を生じている改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条9項によって行われた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

3. 録音、録画に対する権利の所有者は、他の組織又は個人による次に掲げる行為を妨げることができない。
 - a) 本法に基づく他の権利を行使するために、当該録音、録画を複製すること。通信事業者を通じて第三者間のネットワークにおいて伝達するための装置の作動の技術的な過程で一時的に複製すること。又は、当該録音、録画を合法的に利用すること。いずれの場合も、独立の営利目的を持たず行われ、複製物が自動的に削除され、復元不可能になるときに限られる。
 - b) 頒布する権利の所有者により、又はその者の委任を受けて行われる、実演の原作品及び固定された複製物の再頒布及び頒布をするための輸入。

第31条 放送組織の権利⁴⁶

1. 放送組織は、次に掲げる権利を自ら行使し、又は他の組織若しくは個人にその行使を委任することができる。
 - a) 自分の放送番組の放送又は再放送をすること。
 - b) なんらかの方式により直接に又は間接に固定されている自分の放送番組の全部又は一部を複製すること。ただし、本条3項a号に定める場合は、この限りでない。
 - c) 自分の放送番組を固定すること。
 - d) 販売又はその他の所有権譲渡の方式によって有形固定の自分の放送番組を公衆に頒布し、又は頒布のために輸入すること。ただし、本条3項b号で定める場合は、この限りでない。
2. 本条1項に定める一若しくは二以上又はすべての権利を行使する場合、当該放送番組に対する権利の所有者の許可を得て、法律の規定により、法律に規定がないときは合意により、権利の所有者にロイヤルティその他の経済的な利益（もしあれば）を支払わなければならない。ただし、本法の本条3項、第25条、第25a条、第26条、第32条及び第33条で定める場合は、この限りでない。
3. 放送番組の所有者は、他の組織又は個人による次に掲げる行為を妨げることができない。
 - a) 本法に基づく他の権利を行使するために、当該放送番組を複製すること。通信事業者を通じて第三者間のネットワークにおいて伝達するための装置の作動の技術的な過程で一時的に複製すること。又は、当該放送番組を合法的に利用すること。いずれの場合も、独立の営利目的を持たず行われ、複製物が自動的に削除され、復元不可能になるときに限られる。
 - b) 頒布する権利の所有者により、又はその者の委任を受けて行われる、実演の原作品及び固定された複製物の再頒布及び頒布するための輸入。

第32条 隣接権侵害にならない例外⁴⁷

1. 公表されている実演、録音、録画及び放送番組の利用にあたり、次に掲げる場合は、許可の申請又はロイヤルティの支払いを要しないものの、当該実演、録音、録画及び放送番組に関する情報を提示しなければならない。
 - a) 営利を目的とせず、教育の目的又はニュース通信の目的で当該実演の一部を直接に録音又は録画すること。
 - b) 営利を目的とせず、科学的研究又は私的研究の目的で当該の実演、録音、録画、又は放送番組の一部を自分で複製すること、又は障害者を支援して複製物を作成すること。
 - c) 営利を目的とせず、私的研究の目的で当該実演、録音、録画又は放送番組の一部を正当に複製すること。ただし、当該実演、録音、録画又は放送番組が教育の目的で公表され

⁴⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条9項によって改正、補足をされた。

⁴⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条9項によって改正、補足をされた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

ている場合は、この限りでない

- d) ニュース通信の目的で正当な引用をすること。
 - dd) 放送権を有するとき、放送組織が、放送の目的で暫定的な複製をすること。
2. 本条1項の規定による当該実演、録音、録画及び放送番組の利用は、その実演、録音、録画又は放送番組の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、実演者、録音、録画製作者又は放送組織の合法的な利益を不当に害してはならない。
 3. 政府は、本条の詳細を定める。

第33条 隣接権の制限⁴⁸

1. 公表されている録音、録画の利用にあたり、次に掲げる場合は、許可の取得を要しないものの、ロイヤルティを支払い、当該録音、録画に関する情報を提供しなければならない。
 - a) 営利を目的とする広告等なんらかの形態により資金提供を受けて公表されている録音、録画を放送する場合、許可を要しないものの、利用の時点から実演者、製作者又は放送組織にロイヤルティを支払わなければならない。ロイヤルティの水準及びその支払方法は、当事者間の合意による。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。営利を目的とする広告等と違い、なんらかの形態による資金提供を受けずに、公表されている録音、録画を放送する場合、許可を要しないものの、政府の定めに基づいて利用の時点から実演者、製作者又は放送組織にロイヤルティを支払わなければならない。
 - b) 営利を目的として営業及び商業活動で公表されている録音、録画を利用する場合、許可を要しないものの、合意によって利用の時点から当該実演者、製作者又は放送組織にロイヤルティを支払わなければならない。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。政府は、本項に定める営業及び商業活動についてその詳細を定める。
2. 本条1項の規定による録音、録画の利用は、当該実演、録音、録画及び放送組織の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、実演者、製作者及び放送組織の合法的な利益を不当に害してはならない。
3. ベトナムの組織又は個人により公表されている録音、録画の利用を希望している組織又は個人は、隣接権所有者を特定できない場合、又は見つけることができない場合、政府が定めるところによる。

第34条 隣接権の保護期間

1. 実演者の権利は、実演が固定された年の後50年の期間保護されるものとする。
2. レコードの制作者の権利は、当該レコードの公表された年の後50年の期間中、又は当該レコードが公表されていないときは固定された年の後50年の期間中保護されるものとする。
3. 放送組織の権利は、番組が放送された年の後50年の期間中保護されるものとする。
4. 本条1項、2項及び3項に規定する保護期間は、隣接権の保護期間が終了した年の12月31日の24時に終了する。

第35条 隣接権の侵害行為⁴⁹

1. 本法の第29条に定める実演者の権利を害すること。
2. 本法の第30条に定める録音、録画製作者の権利を害すること。
3. 本法の第31条に定める放送組織の権利を害すること。
4. 本法の第32条及び第33条に定める義務を履行しないこと、又はその不完全履行をしたこと。

⁴⁸ この条文に関して、一回目の改正は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条10項によって行われた。

その二回目の改正は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条9項によって行われた。

⁴⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条10項によって改正、補足をされた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

5. 本条及び本法の第28条で定める行為をするために、隣接権所有者が自分の権利を保護する目的で適用した効果的な技術手段を意図的に解除すること、又は無効にすること。
6. 一定の設備、製品、部品又はサービスが隣接権を保護する効果的な技術手段を無効にするために製造若しくは利用をされることを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、営利を目的として、その設備、製品、部品又はサービスの製造、頒布、輸入、発売、販売、宣伝、広告、マーケティング、貸渡又は保有をすること。
7. 権利管理情報の削除又は変更が法律の定める隣接権の侵害行為を誘発、助長、促進若しくは隠匿することを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、隣接権所有者の許可を得ずに、権利管理情報を意図的に削除すること、又は不正に変更すること。
8. 権利管理情報が隣接権所有者の同意を得ずに、不正に削除若しくは変更されたことを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、又はその削除若しくは変更が法律における隣接権の侵害行為を誘発、助長、促進若しくは隠匿することを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、当該実演、固定されている実演の複製物、録音、録画又は放送番組を意図的に頒布すること、それを頒布するために輸入すること、その放送、伝達又は公衆への提供をすること。
9. 一定の設備又はシステムが暗号化されている番組を搬送する衛星信号の違法解読をすること、又はその違法解読を補助することを知り、又は知る根拠を有するにも拘わらず、その設備又はシステムの製作、組立て、変形、頒布、輸出入、発売、販売又は貸渡をすること。
10. 合法的な頒布者の許可を得ずに、暗号化されている番組を搬送する衛星信号を意図的に記録すること、又は解読済みの信号を頒布すること。
11. 本法の第198b条3項の定める通信事業者の責任免除の条件を満たしていないこと、又はその一部のみを満たしたこと。

第三章

著作権所有者及び隣接権所有者

第36条 著作権所有者⁵⁰

著作権所有者とは、本法の第19条3項及び第20条1項に規定する権利の一若しくは二以上又はそのすべてを有する組織又は個人をいう。

第37条 著作権所有者が著作者である場合

その者自身の時間、資金並びに他の物理的及び技術的設備を使用することにより自らの著作物を創作する著作者は、第19条及び第20条に規定する権利を有する。

第38条 著作権所有者が共同著作者である場合

1. その者自身の時間、資金並びに他の物的条件を使用することにより著作物を共同創作する共同著作者は、第19条に規定する人格権及び第20条に規定する所有権を有する。
2. 本条1項に記載する共同著作者により創作された著作物が異なる部分から構成され、その各々が他の部分と別個に使用できる場合は、当該共同著作者は、当該別個の部分について第19条及び第20条に規定する権利を有する。

第39条 著作権所有者が、著作者に責務を課すか又は著作者と契約する組織、個人である場合

1. 著作物を創作する責務をその従業者である著作者に割り当てる組織は、別段の合意がある場合を除き、第20条及び第19条3項に規定する権利の所有者とする。
2. 著作物を創作する著作者と契約する組織、個人は、別段の合意がない限り、第20条及び第19条3項に規定する権利の所有者とする。

⁵⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条11項によって改正、補足をされた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第40条 著作権所有者が相続人である場合

相続に関する法律に従い著作権の相続人である組織、個人は、第20条及び第19条3項に規定する権利の所有者とする。

第41条 著作権所有者が譲受人である場合⁵¹

1. 一定の契約に基づいて、本法の第19条3項及び第20条1項に規定する権利の一若しくは二以上又はすべてを譲り受けた者は、当該著作権の所有者となる。
2. 匿名の著作物については、その著作物を管理している者、又は著作権を譲り受けた組織又は個人が、著作者又は共同著作者を確定できるときまで、所有者の権利を有する。著作者又は共同著作者が確定できた場合、当該著作権の所有者、その著作物を管理しているか、又は著作権を譲り受けた組織又は個人の権利義務については、本条及び他の関連法令に定めるところによる。

第42条 著作権及び隣接権の所有者が国家である場合⁵²

1. 国家は、次に掲げる場合、著作権及び隣接権の所有者の代理人とされる。
 - a) 一定の機関が国家予算を使って、当該著作物、実演、録音、録画及び放送番組の発注、入札をした上で、創作された場合
 - b) 著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者又は隣接権の共同所有者が、国家に対して当該著作物、実演、録音、録画又は放送番組を譲渡した場合
 - c) 保護期間中の著作物であって、当該著作権の所有者、隣接権の所有者、著作権の共同所有者、隣接権の共同所有者が、相続人なしに死亡した場合、相続人が当該権利を放棄したこと、又は相続人の欠格になった場合
2. 国家は、次に掲げる場合、著作権及び隣接権を管理するものとする。
 - a) 一定の著作物、実演、録音、録画又は放送番組であって、当該著作物の著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者又は隣接権の共同所有者を見つけることのできない場合、又は確定することができない場合。
 - b) 匿名の著作物は、当該著作物の著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者又は隣接権の共同所有者が見つかるまで、国家によって管理される。ただし、本法の第41条2項に定める場合は、この限りでない。
3. 国家予算を使って、著作物、実演、録音、録画又は放送番組の発注、入札をした機関は、本条1項a号に定める場合、国家を代表して、著作権所有者及び隣接権所有者の権利を行使するものとする。

著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、本条1項b号、c号及び本条2項に定める場合、国家を代表して、著作権所有者及び隣接権所有者の権利を行使するものとする。
4. 政府は、本条1項及び2項の詳細について定める。本条1項及び2項に定める場合のロイヤルティの水準及びその支払方法を定める。

第43条 公共の著作物、実演、録音、録画、放送番組⁵³

1. 本法の第27条2項に従って保護期間が満了した著作物及び本法の第34条に従って保護期間が満了

⁵¹ この条文に関して、一回目の改正は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条11項によって行われた。

その二回目の改正は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条12項によって行われた。

⁵² この条文に関して、一回目の改正は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条12項により改正、補足をされた。

その二回目の改正は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条12項によって行われた。

⁵³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

した実演、録音、録画及び放送番組は、公共のものとする。

- すべての組織及び個人は、本法及び他の関連法令で規定されている著作者及び実演者の人格権を尊重した上で、本条1項に定める著作物、実演、録音、録画及び放送番組を使用する権利を有する。
- 政府は、公共の著作物、実演、録音、録画及び放送番組の使用についてその詳細を定める。

第44条 隣接権所有者⁵⁴

- 隣接権所有者は、次に掲げる者を含むものとする。
 - 実演を行うために自分の時間、資金並びに物質的及び技術的設備を投資した実演者は、当該実演に対する権利の所有者となる。ただし、関係する他の者との間で別段の合意のある場合は、この限りでない。
 - 録音、録画を製作するために、自分の時間、資金並びに物質的及び技術的設備を投資した製作者は、当該録音、録画に対する権利の所有者となる。ただし、関連する他の者との間で別段の合意がある場合は、この限りでない。
 - 放送組織は、自分の放送番組に対する権利の所有者となる。ただし、関連する他の者との間で別段の合意がある場合は、この限りでない。
- 組織は、他の組織又は個人に実演、録音、録画又は放送番組の製作を委任した場合、別段の合意がない限り、本法の第29条3項、第30条1項及び第31条1項に定める隣接権の所有者となる。
- 組織は、他の組織又は個人と実演、録音、録画、放送番組の製作について契約を締結した場合、別段の合意がない限り、本法の第29条3項、第30条1項及び第31条1項に定める隣接権の所有者となる。
- 相続に係る法律に基づいて隣接権を遺産として相続した組織及び個人は、本法の第29条3項、第30条1項及び第31条1項に定める隣接権の所有者となる。
- 契約に基づいて一若しくは二以上又はすべての隣接権を譲り受けた組織及び個人は、本法の第29条3項、第30条1項及び第31条1項に定める当該権利の所有者となる。

第44a条 ロイヤルティの計算及び分配に係る原則⁵⁵

- 著作権の共同所有者及び隣接権の共同所有者は、当該著作物、実演、録音、録画、放送番組における寄与度、出資した資金の額に従い、利用方法に適合した原則によりロイヤルティの分配について合意する。
- 録音、録画が、本法の第26条1項及び第33条に基づいて利用される場合、当該ロイヤルティの分配は、その著作権所有者、実演者、隣接権所有者の間の合意による。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。
- ロイヤルティは、当該著作物の種類、形態、品質、数量及びその利用の頻度を勘案し、それを創作した者、利用する組織及び個人、並びに公衆との利益とのバランスを取り、経済・社会の状況、及び利用の時期と場所に適合するようという原則に従った枠組と換算表により価格を算出するものとする。

07/2022/QH15号の第1条12項によって改正、補足をされた。

⁵⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条12項によって改正、補足をされた。

⁵⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条12項によって改正、補足をされた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第IV章 著作権、隣接権の譲渡

第1節 著作権、隣接権の譲渡

第45条 著作権、隣接権の譲渡に関する総則

1. 著作権、隣接権の譲渡とは、契約に基づいて又は関係法令に基づいて著作権所有者及び隣接権所有者がする、第19条3項、第20条、第29条3項、第30条、及び第31条に規定する所有者の権利の他の組織、個人に対する譲渡である。
2. 著作者は、公表に係る権利を除き、第19条に規定する人格権を譲渡することは認められない。実演者は、第29条2項に規定する人格権を譲渡することは認められない。
3. 共同所有者により創作された著作物、実演、レコード、放送番組に関する著作権、隣接権の譲渡は、全共同所有者の合意を得なければならない。前記著作物が、異なる部分であって、その各々が他の部分とは別々に使用できるもので構成される場合は、著作権、隣接権の所有者は、その者の部分についてのその者の著作権、隣接権を他の組織、個人に対して譲渡する権利を有する。

第46条 著作権／隣接権の譲渡に係る契約

1. 著作権／隣接権の譲渡に係る契約は、書面で締結しなければならない。次の主な内容を含まなければならない。
 - a) 譲渡人及び譲受人の完全名称及び住所
 - b) 譲渡の理由
 - c) 価格及び支払方法
 - d) 各当事者の権利及び義務
 - dd) 契約違反に対する義務
2. 著作権、隣接権の譲渡契約の履行、修正、終了及び取消は、民法典の規則が適用されるものとする。

第2節 著作権、隣接権の譲渡

第47条 著作権、隣接権の譲渡に関する総則

1. ⁵⁶著作権又は隣接権の譲渡とは、著作権所有者又は隣接権所有者が他の組織又は個人に対して一定の期間内に本法の第19条1項及び3項、第20条1項、第29条3項、第30条1項並びに第31条1項に規定する権利の一若しくは二以上又はすべてを行使させることをいう。
2. ⁵⁷著作者は、本法の第19条2項及び4項に規定する人格権の行使を移転させることができない。実演者は、本法の第29条2項に規定する人格権の利用権を譲渡することができない。
3. 共同著作者により創作された著作物、実演、レコード、放送番組に関する著作権、隣接権の行使の移転は、全共同所有者の合意を得なければならない。前記著作物が、異なる部分であって、その各々が他の部分とは別々に使用できるものから構成される場合は、著作権、隣接権の所有者は、その者の部分についての著作権、隣接権のその者の行使を他の組織、個人に対して移転させる権利を有する。
4. 著作権、隣接権の実施権者である組織、個人は、著作権、隣接権の所有者の同意により当該

⁵⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条13項によって改正、補足をされた。

⁵⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条13項によって改正、補足をされた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

権利を他の組織、個人に対してサブライセンスすることが許される。

第48条 著作権、隣接権の行使の移転に係る契約

1. 著作権、隣接権の行使の移転に係る契約は、書面により締結しなければならない。かつ、次の主な内容を含まなければならない。
 - a) 移転する者及び移転される者の完全名称及び住所
 - b) 移転の理由
 - c) 当該権利の移転の範囲
 - d) 価格及び支払方法
 - dd) 各当事者の権利及び義務
 - e) 契約違反に対する義務
2. 著作権、隣接権の行使の移転契約の履行、修正、終了及び取消には、民法典の規則が適用されるものとする。

第V章

著作権及び隣接権の登録証明

第49条 著作権及び隣接権の登録⁵⁸

1. 著作権及び隣接権の登録とは、著作者、著作権所有者又は隣接権の所有者が、当該著作者、著作物、著作権及び隣接権の所有者についての情報を証明するために、出願書類を、を国家管理当局に提出することをいう。
2. 著作権及び隣接権の登録証の出願は、本法に基づく著作権及び隣接権の権利を得る必須の手続ではない。
3. 著作権及び隣接権の登録証を付与された組織又は個人は、異議申立の証拠がない限り、紛争が起きた場合に、その著作権及び隣接権を立証する義務を負わないものとする。
4. 著作権及び隣接権の登録証の交付、再交付、更新、抹消に関する手続をするとき、出願した組織又は個人は、料金及び手数料を納付しなければならない。
5. 政府は、著作権及び隣接権の登録証の交付に関する要件、手順及び手続についてその詳細を定める。

第50条 著作権及び隣接権の登録出願⁵⁹

1. 著作者、著作権所有者及び隣接権の所有者は、当該著作権及び隣接権の登録を求める出願書類を直接に、郵送により又は公共サービスポータルサイトを通じて国家管理当局へ自ら提出し、又は提出することを他の者若しくは組織に委任することができる。
2. 著作権及び隣接権の登録を求める出願書類には、次のものを含むものとする。
 - a) 著作権及び隣接権の登録を求める宣言書様式
この様式は、ベトナム語によるものとし、出願者、著作者、著作権の所有者又は隣接権の所有者についての情報、当該著作物、実演、録音、録画又は放送番組の完了日、主な内容の要約、著作者及び著作権所有者の名称、二次的著作物の登録をするときはその原著物、公表した時期、場所及び方式、再交付又は更新に関する情報（もしあれば）、宣言書で提示された情報に関する責任等について、完全に記入しなければならない。に宣言書には、著作者、著作権所有者、隣接権所有者の署名又は拇印がなければならない。ただし、身体障害で署名又は拇印をすることができない場合は、この限りでない。
文化スポーツ観光省の大臣は、著作権及び隣接権の登録を求める宣言書様式を定める。

⁵⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条14項によって改正、補足をされた。

⁵⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条14項によって改正、補足をされた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- b) 著作権登録出願の主題である著作物の写し（2部），又は隣接権登録出願の主題である固定物の写し（2部）
 - c) 出願人が受任者である場合は委任状
 - d) 出願人の自己創作，受任，創作に関する契約，相続，譲渡契約の結果としての出願する権利の形成又は取得を立証する書類
 - dd) 共同作者を有するときは，共同作者の全員の合意についての書類
 - e) 著作権又は隣接権が共有に属するときは，共有者全員の合意についての書類
3. 本条2項c号，d号，dd号及びe号に規定する書類は，ベトナム語によるものとする。外国語で作成されているときは，ベトナム語に翻訳されなければならない。

第51条 著作権登録証及び隣接権登録証の付与における管轄

1. 著作権及び隣接権担当の国家管理当局は，著作権登録証及び隣接権登録証を交付する権限を有する。
2. 著作権登録証及び隣接権登録証を交付する権限を有する，著作権及び隣接権担当の国家管理当局は，当該証を再交付し，差し替え，又は無効にする権限も有する。
3. ⁶⁰（削除）。
4. 文化スポーツ観光省⁶¹は，著作権及び隣接権に係る登録証の様式を制定する。

第52条 著作権及び隣接権の登録証を交付する期限⁶²

有効な出願書類の受領日から15就業日以内に，著作権及び隣接権担当の国家管理当局は，出願人に対して著作権登録証又は隣接権登録証を付与する責任を有する。
著作権登録証又は隣接権登録証の付与を拒絶する場合は，当該当局は，出願人に対して書面で通知し，その中で拒絶理由を明らかにしなければならない。

第53条 著作権及び隣接権の登録証の効力

1. 著作権登録証又は隣接権登録証は，ベトナムの全領土に亘り効力を有する。
2. 著作権及び隣接権担当の国家管理当局により本法の完全施行前に交付された著作権登録証又は隣接権登録証は，その効力が引き続き維持されるものとする。

第54条 著作権，隣接権の登録簿及び公告

1. 著作権登録証又は隣接権登録証は，著作権，隣接権の国家登録簿に記録されるものとする。
2. 著作権登録証又は隣接権登録証を交付し，再交付し，変更し又は効力を無効にする決定は，著作権／隣接権に関する官報により公告しなければならない。

第55条 著作権登録証及び隣接権登録証の再交付，更新又は抹消⁶³

1. 著作権登録証又は隣接権登録証を紛失し，若しくは損傷した場合，第51条2項に定める国家管理当局は，有効な出願書類の受領日から7就業日以内に，当該登録証の再交付をするものとする。著作権所有者，隣接権所有者，著作物，著作者，若しくは著作権所有者に関する情報，隣接権の対象，又は隣接権所有者に関する情報に変更がある場合，第51条2項に定める国家管理当局は，有効な出願書類の受領日から12就業日以内に，当該登録証の更新をするもの

⁶⁰ この条文は，2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条83項によって削除された。

⁶¹ この条文は，2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第2条によって「文化情報省」が「文化スポーツ観光省」に改正された。

⁶² この条文は，2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条15項によって改正，補足された。

⁶³ この条文は，2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条16項によって改正，補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

とする。

著作権登録証又は隣接権登録証の再交付又は更新を拒否する場合、著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、出願人に対して書面で通知し、その中で拒絶理由を明らかにしなければならない。

2. 著作権登録証又は隣接権登録証を取得した者が著作者、著作権若しくは隣接権の所有者でない場合、又は登録した著作物、録音、録画若しくは放送番組が保護される対象でない場合、第51条2項に定める著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、当該著作権登録証又は隣接権登録証取り消すものとする。
3. 著作権登録証及び隣接権登録証の付与が本法の定めるところに違反することを発見した者は、著作権及び隣接権担当の国家管理当局に対して、当該登録証の効力の取消を請求することができる。
4. 次に掲げる書類を受領した日から15就業日以内に、国家管理当局は、著作権登録証又は隣接権登録証の効力を取り消すものとする。
 - a) 著作権登録証又は隣接権登録証を取消す裁判所の確定判決、又は本法の第200条に定める知的財産権侵害を処理する権限を有する国家機関の有効な決定
 - b) 著作権登録証又は隣接権登録証を取得した者による当該の著作権登録証又は隣接権登録証に関する取消申立書
5. 政府は、本法の詳細を定める。

第VI章

著作権、隣接権の分野における共同管理、コンサルティング及びサービス組織⁶⁴

第56条 著作権及び隣接権の共同管理組織⁶⁵

1. 著作権及び隣接権の共同管理組織は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者の間の合意を根拠として設立された、自己資金で賄われる任意の非営利組織であり、著作権及び隣接権を保護するために、著作権及び隣接権の共同管理活動について文化スポーツ観光省の管理の下で運営される。
2. 著作権及び隣接権の共同管理組織は、著作者、著作権及び隣接権の所有者の書面による委任を受けて、次の活動を実行するものとする。
 - a) 著作権及び隣接権を管理すること、ライセンス許諾を交渉すること、及び委任された権利の行使の容認から生じるロイヤルティ、その他の経済的利益を収集し、かつ、分配すること
 - b) 構成員の権利及び法的利益を保護すること、何らかの紛争を調停すること
3. 著作権及び隣接権の共同管理組織は、次の権利及び義務を有する。
 - a) 著作権及び隣接権の共同管理組織は、国家管理当局、委任した著作者、著作権所有者、隣接権所有者並びに当該著作権及び隣接権を利用している組織及び個人に対して、管理・運営活動の公開性・透明性を確保すること。
 - b) 著作者、著作権所有者、隣接権所有者及びその共同管理組織が管理している著作物、実演、録音、録画、放送番組、委任の範囲、委任契約の効力、ロイヤルティの収集・分配に関する計画及びその状況について、情報をまとめ、カタログを作成すること。
 - c) ロイヤルティの価格帯及びその支払方法を定め、文化スポーツ観光省の大臣に提示し、承認を求めること。大臣は、本法第44a条3項に定める原則に基づいて価格帯及び支払方法を承認する。
 - d) 法律に定める公開性・透明性に関する原則に従い、ロイヤルティの収集及び分配を、共同管理組織の定款並びにロイヤルティの分配に関する金額又は割合、分配方法及びその

⁶⁴ この章の名称は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条17項によって改正、補足された。

⁶⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条18項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

期限について記載されている、著作者、著作権所有者、隣接権所有者によって作成された委任契約に基づいて行うこと。

外国又は国際組織に対するロイヤルティの収集及び分配は、外国為替の管理に関する法律に定めるところによる。

- dd) 著作者、著作権所有者、隣接権所有者との合意により、共同管理組織の業務の遂行に必要な経費を支払うため、収集されたロイヤルティの総額から一定の金額を差し引くこと。差し引かれる金額は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者との合意によって調整され、ロイヤルティの総額から差し引く率に基づいて算出されることもある。
 - e) 著作者、著作権所有者、隣接権所有者に対して、ロイヤルティから本項dd号に定める金額を差し引いた後の金銭を分配すること。
 - g) 共同管理の活動について国家管理当局に毎年度及び随時報告すること。当局による監査及び検査の対象となる。
 - h) 文化振興活動、創作活動及びその他の社会的活動の助成を行うこと
 - i) 著作権及び隣接権の保護に関して、国際組織及び外国の専門機関と協力し、相互主義的の契約を締結すること。
 - k) 著作権及び隣接権の共同管理組織の枠組みの構築にあたり、当該組織に委任した著作者、著作権所有者、隣接権所有者が当該組織の運営に係る地位に自己推薦、応募をすることができる仕組みを確保すること。
4. 著作物、録音、録画、放送番組が、複数の著作物、隣接権の共同管理組織の権利及び利益に関係する場合、共同管理組織は、定款及び委任契約に基づくライセンス許諾の交渉と、ロイヤルティの収集及び分配について、代表組織に委託することができる。
- 著作権及び隣接権の共同管理組織は、ロイヤルティを分配するため、共同管理組織に委任した著作者、共同著作者、著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者、隣接権の共同所有者を探してから5年を経過してもなおその者を見つけれない場合、又は連絡がとれない場合、本法及び他の関連法令に定める管理費、搜索費を控除した後の金銭を、管理権限を有する国家管理当局に引き渡すものとする。
5. 当該金銭の受領後、国家管理当局は、上述の著作権を有する者の搜索を5年間続けるものとする。当該期間が満了した際、著作者、共同著作者、著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者、隣接権の共同所有者をなお見つけられない場合、又は連絡がとれない場合、当該金銭は、創作活動の振興、著作権及び隣接権保護の実現のための宣伝・促進活動に使われるものとする。上述した期間内に、著作者、共同著作者、著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者、隣接権の共同所有者、法律に定める関連する権利義務を有する者を見つけれられたか、又は連絡がとれた場合、法令に基づき、管理費、搜索費を控除した後の金額をその者に引き渡すものとする。
6. 政府は、本条の詳細を規定する。

第57条 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織

1. 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織は、法律に従い設立され、運営される。
2. 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者により請求されて次の活動を実行する。
 - a) 著作権及び隣接権に関する法律に関係する問題のコンサルタント業務を行うこと
 - b) 著作権所有者、隣接権所有者の代理として委任に基づいて著作権、隣接権の登録に係る出願手続を実行すること
 - c) 著作権、隣接権、委任に基づく著作者、著作権所有者及び隣接権所有者の適法な権利の保護に関する他の法的関係に参入すること

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第III部 工業所有権

第VII章 工業所有権の保護に係る要件

第1節 発明に係る保護要件

第58条 保護に適格な発明に係る一般的要件

1. 発明は、それが次の条件を満たすときは、発明特許を付与することにより保護に適格とする。
 - a) 新規であること
 - b) 進歩性を含むこと
 - c) 産業上の利用可能性があること
2. 発明は、それが公知でない限り、次の要件を満たすときは、実用新案特許を付与することにより保護に適格とする。
 - a) 新規であること
 - b) 産業上の利用可能性があること

第59条 発明として保護されない主題

次の主題は、発明として保護されないものとする。

1. 発見、科学的理論、数学的方法
2. 精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業遂行を行うための計画、企画、規則又は方法、コンピュータ・プログラム
3. 情報の提示
4. 審美的特徴のみの解決
5. 植物品種、動物品種
6. 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの
7. ヒト又は動物のための疾病予防、診断及び治療

第60条 発明の新規性

1. ⁶⁶次に掲げる事項に該当しない場合に限り、発明が新規であるとみなす。
 - a) 発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面での説明その他何らかの形態の手段により、公表されていること。
 - b) 発明登録出願の出願日前、若しくはその優先日前に提出され、当該出願日又はその優先日以降に公表された他の発明登録出願があったこと。
2. 発明は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されていないものとみなす。
3. ⁶⁷発明は、本法の第86条及び第86a条⁶⁸に規定する登録を受ける権利を有する者又はその者から直接

⁶⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条19項によって改正、補足された。

⁶⁷ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条2項によって改正、補足された。

⁶⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項cによって「第86条」が「第86条及び第86a条」に改正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

若しくは間接に当該発明について情報を取得した者によって公開されているときは、発明登録出願がベトナムにおいて公開の日から12か月以内に行われることを条件として、新規性を欠くとはみなされない。

4. ⁶⁹本条3項は、発明の公開が法令に違反している場合、又は出願が登録を受ける権利のない者によって行われた場合も、工業所有権登録出願において又は国家工業所有権庁により公開された工業所有権の保護証書により公開された発明について適用されるものとする。

第61条 発明の進歩性⁷⁰

1. 発明は、発明登録出願の出願日、又は該当する場合は優先日以前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくはその他の手段により既に公開されている技術的解決に基づくものであっても、そこに発明的進歩があり、かつ、当該分野の平均的な知識を有する者により容易に創出できるものでないときは、進歩性を有するものとみなす。
2. 本法の第60条3項及び4項により公開された発明である技術的解決は、当該発明の進歩性を判断するときの基準として依拠されないものとする。

第62条 発明の産業上の利用可能性

発明は、当該発明の主題である製品の大量生産若しくは製造、又は方法の反復適用を実行し、かつ、安定的成果を達成することが可能なときは、産業上の利用可能性があるとみなす。

第2節 工業意匠に係る保護要件

第63条 保護に適格の工業意匠に係る一般的要件

工業意匠は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

1. 新規であること
2. 創造的であること
3. 産業上の利用可能性があること

第64条 工業意匠として保護されない主題

次の主題は、工業意匠として保護されないものとする。

1. 製品の外観であって、当該製品の技術的特徴により専ら決定されているもの
2. 公共の又は工業上の建造物の外観
3. 製品の外観であって、当該製品の使用中に見えないもの

第65条 工業意匠の新規性

1. 工業意匠は、それが意匠登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面での説明その他何らかの形態により既に開示されている他の工業意匠と著しく異なるときは、新規であるとみなす。
2. 2の意匠は、それらが目立ちにくく、かつ、記憶しにくい特徴及びこれらの工業意匠を全体として識別するのに役立つことができない特徴においてのみ異なるときは、相互に著しく異なるとはみなさない。
3. 工業意匠は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されてはいないとみなす。
4. 工業意匠は、それが次の状況において公開されたときは、新規性を欠くとはみなさない。た

⁶⁹ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の法律第42/2019/QH14号の第2条2項によって改正、補足された。

⁷⁰ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条3項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

だし、工業意匠登録出願が公開又は展示の日から6月以内に行われることを条件とする。

- a) それが第86条及び第86a条⁷¹⁾に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。
- b) それが第86条及び第86a条⁷²⁾に規定する登録を受ける権利を有する者により学術的発表の形態で公開された。
- c) それが第86条及び第86a条⁷³⁾に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。

第66条 工業意匠の創作性

工業意匠は、発明登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により既に公然と開示された工業意匠に基づいて、それが当該技術の熟練者により容易に創作できないものであるときは、創作性を有するとみなす。

第67条 意匠の工業上の利用可能性

工業意匠は、それが工業的又は手工業的方法による、工業意匠を具体化した外観を有する製品の大量生産のひな形として役立つことができるときは、産業上の利用可能性があるとみなす。

第3節 回路配置に係る保護要件

第68条 保護に適格な回路配置に係る一般的要件

回路配置は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

1. 独創的であること
2. 商業的に新規であること

第69条 回路配置として保護されない主題

次の主題は、回路配置として保護されないものとする。

1. 半導体集積回路により操作される原理、工程、システム又は方法
2. 半導体集積回路に含まれた情報又はソフトウェア

第70条 回路配置の独創性

1. 回路配置は、それが次の条件を満たすときは、独創的とみなす。
 - a) その創作者自身の創造的努力の成果であること
 - b) その創作時に回路配置の創作者間又は半導体集積回路の製造者間で広く知られていないこと
2. ありふれた素子及び相互接続の組合せから構成される回路配置は、当該組合せが全体として本条1項に規定するように独創的であるときにのみ、独創的とみなす。

第71条 回路配置の商業的新規性

1. 回路配置は、それが登録出願の出願日前に世界の如何なる場所にも商業的に利用されていなかったときは、商業的に新規とみなす。

⁷¹⁾ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項c)によって「第86条」が「第86条及び第86a条」に改正された。

⁷²⁾ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項c)によって「第86条」が「第86条及び第86a条」に改正された。

⁷³⁾ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項c)によって「第86条」が「第86条及び第86a条」に改正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

2. 回路配置は、その登録出願が第86条及び第86a条⁷⁴に規定する登録を受ける権利を有する者又はその者の実施権者により、世界の何処かで最初に当該回路配置が商業的に利用された日から2年以内に行われたときは、商業的新規性を欠くとはみなさない。
3. 回路配置の商業的利用とは、当該回路配置の組み込みにより生産された半導体集積回路又はそのような半導体集積回路を組み込んだ物品を商業目的で公然と頒布する行為をいう。

第4節 標章に係る保護要件

第72条 保護に適格な標章に係る一般的要件

標章は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

1. ⁷⁵文字、語、絵柄、写真、ホログラム又はそれらの組合せの形で一つ又は複数の色彩により表現された可視的な標章、又はグラフィック形式で表現された可聴的な標章をいう
2. 標章所有者の商品又はサービスを他人のそれらから識別できること

第73条 標章として保護されない標識

次の標識は、標章として保護されないものとする。

1. ⁷⁶ベトナム社会主義共和国及び他国の国旗、国章、国歌並びに国際讃歌と同一又は混同を生じる程に類似の標識
2. ベトナム又は国際組織の機関、政治的組織、社会政治的組織、社会政治的専門組織、社会的組織、又は社会的専門組織の記章、旗、紋章、略称、完全名称と同一又は混同を生じる程に類似の標識。ただし、当該機関又は組織により許可された場合を除く。
3. ベトナム又は外国の指導者、国民的英雄、又は著名人の実名、別名、筆名若しくは肖像と同一又は混同を生じる程に類似の標識
4. 国際組織の証明印、管理印、保証印について、それらが当該組織により証明標章として登録されている場合を除き、使用してはならないとされている当該印章と同一又は混同を生じる程に類似の標識
5. 商品又はサービスの原産地、品質、用途、数量、価格又はその他の特質について消費者に誤認若しくは混同を生じさせ、又は消費者を欺く虞がある標識
6. ⁷⁷商品固有の形状であるか、又はその商品の技術的特徴によって要求される標識
7. ⁷⁸著作物の複製物を含む商標。ただし、著作者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第74条 標章の識別性

1. 標章は、それが1若しくは複数の目立ち易く、かつ、記憶し易い要素、又は目立ち易く、かつ、記憶し易い組合せを形成する多数の要素から構成され、また(2)に規定する標識でないときは、識別性があるとみなす。
2. 標章は、それが次の1に該当するときは、識別性があるとみなさない。
 - a) ⁷⁹簡単な図案及び幾何学的図形、数字、文字、稀な言語の語。ただし、出願日の前から広く

⁷⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項cによって「第86条」が「第86条及び第86a条」に改正された。

⁷⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条20項によって改正、補足された。

⁷⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条21a項によって改正、補足された。

⁷⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条21b項によって改正、補足された。

⁷⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条21b項によって改正、補足された。

⁷⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- 使用・認識されている標章として認められている標識の場合は、この限りでない。
- b) ⁸⁰標識、符號、絵柄、又は商品若しくはサービスのなんらかの言語による一般名称、商品若しくはその一部の通常の形態、商品の包装若しくは梱包であって、出願日の前から広くかつ頻繁に使用され、一般に知られているもの。
 - c) ⁸¹商品若しくはサービスの説明である生産の時期、場所、方法、種類、数量、品質、特性、組成、用途、価格若しくは他の特質を表示する標識又はその商品に付加価値を与える標識。ただし、標章登録出願前に使用を通じて識別性を取得している標識は、この限りでない。
 - d) 事業の法的地位及び活動分野を説明する標識
 - dd) ⁸²商品又はサービスの原産地を表示する標識。ただし、その標識が、出願日の前から商標として広く使用・認識されている場合、又は本法に定める団体標章又は証明標章として登録されている場合、この限りでない。
 - e) ⁸³ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく出願を含み、先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有する登録出願を根拠とする、同一又は類似の商品又はサービスに係る登録標章と同一又は混同を生じる程に類似のもの。ただし、第95条1項d号に定める当該商標登録の終了に該当する場合、又は第96条に定める事由で、本法第117条3項b号における手続によって取り消される場合は、この限りでない。
 - g) 他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、出願日又は場合により優先日前に同一又は類似の商品／サービスに関し広く使用され、かつ、認められているもの
 - h) ⁸⁴同一又は類似の商品又はサービスに関して既に登録済みであった他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その他人の標章登録証が3年以内に終了しているもの。ただし、当該終了の理由が第95条1項d号に定める事由で、本法第117条3項b号における手続による場合は、この限りでない。
 - i) ⁸⁵周知標章を付した商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについての登録出願日の前に他人の周知標章が認められ、その周知標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識。当該標章の使用が周知標章の識別性を害する可能性がある場合、又は当該標章の登録が周知標章の営業権の利用を目的とするものである場合、非類似の商品又はサービスについてその周知標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識は、識別性があるとはみなされない。
 - k) 使用されてきた他人の商号と同一又は類似の標識であって、当該標識の使用が商品又はサービスの出所について消費者に混同を生じさせる虞があるもの
 - l) 保護されている地理的表示と同一又は類似の標識であって、当該標識の使用が商品の原産地について消費者に誤認を与える虞があるもの
 - m) ぶどう酒及び蒸留酒について保護されている地理的表示と同一であるか、又は当該地理

07/2022/QH15号の第1条22a項によって改正、補足された。

⁸⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22a項によって改正、補足された。

⁸¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22a項によって改正、補足された。

⁸² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22b項によって改正、補足された。

⁸³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22b項によって改正、補足された。

⁸⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22c項によって改正、補足された。

⁸⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22c項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

的表示を含むか、又は当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標識であって、当該標識が当該地理的表示を付している、地理的地域の原産でないぶどう酒及び蒸留酒についての使用に関して登録されているもの

- n) ⁸⁶標章登録出願のそれより先の出願日又は優先日を有する工業意匠登録出願に基づいて保護されている、又は保護された他人の工業意匠と同一又は殆ど異ならない標識
- o) ⁸⁷ベトナムで保護されている植物品種の名称と同一又は混同を生じる程に類似の標識。当該標章が、同一又は類似する種の植物品種の商品又は植物品種から収穫された同一種の商品であることについて登録されている場合、その同一又は類似する標章は識別性があるとはみなされない。
- p) ⁸⁸標章登録出願の出願日の前から広く知られていた、他人の著作権保護の対象となる著作物の登場人物の名称若しくは画像と同一、又は混同を生じる程に類似する標識。ただし、著作者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第75条 周知標章の認定に係る基準

標章の周知状態を審理するとき、次に掲げる基準の一つ又はそのすべてを参酌する。⁸⁹

1. 当該標章を付した商品若しくはサービスの購入若しくは使用を通じて、又は広告を通じて当該標章を知っている関係消費者の数
2. 当該標章を付した商品／サービスの流通の領域範囲
3. 当該標章を付した商品若しくはサービスの販売若しくは提供の取引高、又は販売された商品若しくは提供されたサービスの量
4. 当該標章の連続使用の期間
5. 当該標章を付した商品／サービスの広範な営業権
6. 当該標章に保護を付与している国の数
7. 当該標章を周知として認めている国の数
8. 当該標章に関して譲渡の価値、ライセンス許諾価格、又は投下資本寄与の価値

第5節

商号に係る保護要件

第76条 保護に適格な商号に係る一般的要件

商号は、当該商号を付した事業体を、事業の同一分野及び地域において活動している他の事業体から識別することができるときは、保護に適格とする。

第77条 商号として保護されない主題

国の機関、政治的組織、社会政治的組織、社会的組織、社会的専門組織、又は事業活動に従事していない団体の名称は、商号として保護されないものとする。

第78条 商号の識別性

商号は、それが次の条件を満たすときは、識別性を有するとみなす。

1. 商号が使用の結果周知となっている場合を除き、固有名称から構成されていること

⁸⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22d項によって改正、補足された。

⁸⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22d項によって改正、補足された。

⁸⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条22d項によって改正、補足された。

⁸⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条23項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

2. 事業の同一分野及び地域において他人により先に使用されていた商号と同一でなく又は混同を生じる程に類似していないこと
3. 商号が使用される前に保護されてきた他人の標章又は地理的表示と同一でなく又は混同を生じる程に類似していないこと

第6節 地理的表示の保護要件

第79条 保護に適格な地理的表示に係る一般的要件⁹⁰

1. 地理的表示は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。
 - a) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産とすること
 - b) 地理的表示を有する製品の名声、品質又は特質が、主として当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国の地理的特徴によって決定されるものであること。
2. 本条1項に定める条件を満たす同名の地理的表示は、当該地理的表示を付した商品の地理的原産地について消費者の間に混乱を生じさせない方法で実際に使用され、当該地理的表示を付した商品を生産する組織及び個人間の公正な取扱いの原則を遵守する場合に限り、保護される。

第80条 地理的表示として保護されない主題

次の主題は、地理的表示として保護されないものとする。

1. ⁹¹ベトナム領土における関連する消費者の認識によりその商品の一般名称となっている名称、表示
2. 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、又はもはや保護され若しくは使用されることがない場合
3. ⁹²保護されている標章又はより早い標章登録出願の提出日若しくは優先日を有する標章と同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じることになる場合
4. 地理的表示であって、当該地理的表示を付した製品の真正な原産地について消費者に誤認を生じさせるもの

第81条 地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質

1. 地理的表示を有する製品の名声は、それが消費者により知られ、かつ、選択されている広範さの程度を通じて消費者が当該製品に有する信頼を根拠として、決定されるものとする。
2. 地理的表示を有する製品の品質及び特質については、1又は複数の定性的、定量的、又は物理的、化学的、微生物学的に認識可能な基準によりこれを明確化しなければならず、当該基準は、技術的手段により又は適切な試験方法を有する専門家により試験可能なものでなければならない。

第82条 地理的表示に関する地理的条件

1. 地理的表示に関する地理的条件は、地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質を決定付ける自然的及び人的要因を含む。
2. 自然的要因は、気候、水環境、地質、地勢、生態系及びその他の自然的条件から構成され

⁹⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条24項によって改正、補足された。

⁹¹ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条4項a号によって改正、補足された。

⁹² この条文は、2019年11月1日からその効力を生じる保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条4項b号によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

る。

3. 人的要因は、生産者の熟練及び専門的知識、並びに当該地域の伝統的生産方法から構成される。

第83条 地理的表示に対応する地理的地域

地理的表示に対応する地理的地域は、語及び地図により正確に決定されなければならない。

第7節

営業秘密に係る保護要件

第84条 保護に適格な営業秘密に係る一般的要件

営業秘密は、それが次の要件を満たすときは、保護に適格とする。

1. 共通の知識でなくまた容易に取得されるものでもないこと
2. 業として使用されるときは、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対して有利性を与えることができること
3. それが開示されず、また容易に入手することもできないよう必要な措置を講じてその所有者が秘密を保持していること

第85条 営業秘密として保護されない主題

次の秘密情報は、営業秘密として保護されないものとする。

1. 個人的地位の秘密
2. 国家管理の秘密
3. 安全保障及び国防の秘密
4. 事業に無関係な他の秘密保持情報

第VIII章

発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定

第1節

発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示の登録

第86条 発明、工業意匠及び回路配置の登録を受ける権利⁹³

1. 次の組織及び個人は、発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利を有する。
 - a) その者自身の努力及び費用により発明、工業意匠、回路配置を創作した創作者
 - b) 職務割当又は雇用の形で、資金及び物質的手段を創作者のために投資した組織及び個人。遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分に係る契約に基づいて遺伝資源、遺伝資源に関連する伝統的知識を管理し、提供する組織及び個人。ただし、当事者間に別段の合意がある場合、又は本法の第86a条に定める場合は、この限りでない。
2. 複数の組織及び個人が、発明、工業意匠、回路配置を共同で創作した場合、又はその創作に投資した場合、それらの組織及び個人は登録を受ける権利を有し、当該権利はそれらの者全員の合意が得られた場合にのみ、行使することができる。
3. 本条に規定する登録を受ける権利を有する組織及び個人は、登録出願が行われている時であっても、書面による契約によって他の組織又は個人に対し当該権利を譲渡することができ、また法律に従って相続することができる。

第86a条 国家予算を使用した科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、

⁹³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条25項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

回路配置の登録を受ける権利⁹⁴

1. 本条3項に定める場合を除き、科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置であつて、その資金のすべてが国家予算からである場合、当該発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利は、自動的にかつ無償で主務官庁に属する。
2. 本条3項に定める場合を除き、科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置であつて、その資金が国家予算を含む複数の資金源からである場合、投資総額に対して使用した国家予算が占める割合に相当する当該発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利の部分は、自動的にかつ無償で主務官庁に属する。
3. 国防及び安全保障の分野における科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利は、以下のとおり行使されるものとする。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行の場合、その資金のすべてが国家予算からであるときは、当該発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利は、国家に属する。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行の場合、その資金が国家予算を含む複数の資金源からであるときは、投資総額に対して使用した国家予算が占める割合に相当する当該発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利の部分は、国家に属する。
 - c) 本項a号及びb号に定める登録を受ける権利は、国家を代表する者によって行使される。
4. 政府は、本条の詳細を規定する。

第87条 標章の登録を受ける権利⁹⁵

1. 組織又は個人は、その者が生産し又は提供した商品又はサービスに使用される標章の登録を受ける権利を有する。
2. 他の者により生産された製品の取引に適法に従事する組織又は個人は、当該製品に使用されるべき標章について、当該生産者が当該標章を使用せず、かつ、登録に異論を唱えないことを条件として、その登録を受ける権利を有する。
3. 適法に設立された団体組織は、団体標章の使用に関する規約に従いその構成員により使用されるべき団体標章の登録を受ける権利を有する。商品又はサービスの原産地を表示する標識に関しては、登録を受ける権利を有する組織は、関係地域において商品又はサービスの生産若しくは取引に従事する組織又は個人からなる団体とする。ベトナム各地の原産地、名産物を表示する他の地名、標識の登録は国家権限機関の許可を得ること。
4. 商品又はサービスの品質、特質、原産地又はその他の関係基準を管理及び証明する機能を有する組織は、当該組織が当該商品又はサービスの生産若しくは取引に従事していないことを条件として、証明標章の登録を受ける権利を有する。ベトナム各地の原産地、名産物を表示する他の地名、標識の登録は国家権限機関の許可を得ること。
5. 2以上の組織又は個人は、次に掲げることを条件として、その共同所有者になるために標章を共同して登録する権利を有する。
 - a) 当該標章の使用が、共同所有者全員の代理で行われ、又は共同所有者全員が当該生産若しくは取引に従事している商品若しくはサービスについて行われること
 - b) 当該標章の使用により、商品又はサービスの出所について消費者に何らの混同も生じさせないこと
6. 本条1項から5項までに規定する登録を受ける権利を有する者は、登録出願後であっても、契約書、遺贈又は準法相続により他の組織又は個人に当該権利を譲渡することができる。ただし、譲受人が登録を受ける権利を有する者に適用される各基準を満たすことを条件とする。
7. 標章所有者の代表者又は代理人に当該標章の登録を禁止しており、かつ、ベトナム社会主義

⁹⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条25項によって追加された。

⁹⁵ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条13項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

共和国もまたその締約国である国際条約の締約国において保護されている標章に関しては、当該代表者又は代理人は、合法的理由を援用可能な場合を除き、当該標章所有者が合意しない限り、当該標章を登録することを許可されないものとする。

第88条 地理的表示を登録する権利⁹⁶

1. ベトナムの地理的表示を登録する権利は、国家に属する。国家は、地理的表示を付した製品を生産する組織及び個人、当該組織及び個人を代表する団体組織、又は当該地理的表示が属する地方行政当局に対し、当該地理的表示を登録する権利の行使を許可する。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となつてはならない。
2. 当該国の法律に基づき地理的表示の所有者である外国組織及び個人は、ベトナムにおいて当該地理的表示を登録する権利を有する。

第89条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法

1. ベトナムの組織、個人、ベトナムにおいて恒久的に居住している外国人、並びにベトナムにおける生産又は取引の事業所を有する外国組織及び個人は、直接に又はベトナムにおける合法的代理人を通じての何れかにより、工業所有権確定の登録を求める出願をするものとする。
2. ベトナムにおいて恒久的に居住していない外国人、並びにベトナムにおける生産又は取引の事業所を有していない外国組織及び個人は、ベトナムにおける合法的代理人を通じて工業所有権確定の登録を求める出願をしなければならない。
3. ⁹⁷工業所有権確定登録の出願は、紙の書面で国家工業所有権庁へ提出されるか、又は電子化してオンライン登録システムにて提出されるものとする。

第89a条 外国で登録出願を提出する前の発明に係る安全保障に関する管理措置の実施⁹⁸

1. 国防及び安全保障に影響を与えるおそれがある技術分野に係る発明であつて、ベトナムで創作され、その登録をする権利がベトナム在住のベトナム人又はベトナム法に基づき設立された法人に属する場合、当該発明に対して安全保障に関する管理措置を実施するため、ベトナムで既に登録出願をしている場合に限り、外国で登録出願をすることができる。
2. 政府は、本条1項の詳細を規定する。

第90条 先願の原則⁹⁹

1. 同一若しくは相互に殆ど異ならない工業意匠を登録する願書が複数である場合、保護証書は、保護証書交付に係る全条件を満たす出願の中で最先の優先日又は出願日を有する有効な出願に関してのみ、これを付与することができる。
2. 同一又は類似の商品又はサービスに関して、同一若しくは相互に混同を生じる程に類似の標章を登録するために数人の者が2以上の出願をする場合、及び一人が同一の商品・サービスに対して同一の標章を登録するために2以上の出願をする場合、保護証書は、保護証書交付に係る全条件を満たす願書の中で最先の出願日或いは優先日を有する合法的な願書の標章に付与される。
3. 本条1項と2項に規定する2以上の出願が共に保護証書交付に係る全条件を満たし、かつ、共に

⁹⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条26項によって改正、補足された。

⁹⁷ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条5項によって改正、補足された。

⁹⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条27項によって追加された。

⁹⁹ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条14項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

最先の出願日と優先日を有する場合は、保護証書は、全出願人の合意に従いそれら出願からの単一出願の対象に関してのみ、これを付与することができる。当該合意がないときは、すべての出願のそれぞれの対象に対する保護証書の付与が拒絶されるものとする。

第91条 優先権の原則

1. 発明、工業意匠、又は標章の登録出願人は、次の条件が完全に満たされるときは、同一主題の保護に係る最初の出願に基づいて優先権を主張することができる。
 - a) 最初の出願がベトナムにおいて、又は優先権に関する規定を有し、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において、又は当該規定の適用をベトナムと同意した国において行われたこと
 - b) 出願人が、ベトナム若しくは本項a号にいう国の国民であるか、又はベトナム若しくは本項a号にいう国における居住者であるか又はそこに取引若しくは生産の事業所を有すること
 - c) 優先権の主張が出願書類に明確に記載されており、かつ、最初の出願書類の写しとその受理官庁により証明されていること
 - d) ベトナムが締約国である国際条約に規定する期限内に出願が行われたこと
2. 単一の発明、工業意匠、又は標章の出願において、出願人は、異なる先の出願に基づく複合優先権を主張することができる。ただし、当該先の出願及び当該出願の対応する内容が表示されていることを条件とする。
3. 優先権を享受する工業所有権登録出願は、最初の出願日と同一の優先日を有するものとする。

第92条 保護証書

1. 保護証書には、発明、工業意匠、回路配置、標章の所有者（以下「保護証書の所有者」という）、発明、工業意匠及び回路配置の創作者、保護の主題、範囲及び期間を記録する。
2. ¹⁰⁰地理的表示の保護証書には、地理的表示に関する管理組織、保護される地理的表示、地理的表示を付する製品の特質、地理的条件の特質及び当該地理的表示を付する地理的地域を記録する。
3. 保護証書は、発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証、半導体集積回路の回路配置登録証、標章登録証及び地理的表示登録証を含む。

第93条 保護証書の効力

1. 保護証書は、ベトナムの全領土に亘り効力を有する。
2. 発明特許は、付与日に始まり出願日から20年の終りに満了する効力を有する。
3. 実用新案特許は、付与日に始まり出願日から10年の終りに満了する効力を有する。
4. 工業意匠特許は、付与日に始まり出願日から5年の終りに満了し、5年を単位とする2連続期間更新可能な効力を有する。
5. 半導体集積回路の回路配置登録証は、付与日に始まり、次のうち最先の日付で満了する効力を有する。
 - a) 出願日から10年の終り
 - b) 当該回路配置が、登録を受ける権利を有する者又はその者のライセンス実施権者により世界の何処かで最初に商業的に利用された日から10年の終り
 - c) 回路配置創作の日から15年の終り
6. 標章登録証は、付与日に始まり出願日から起算して10年の終りに満了し、10年を単位とする連続期間毎に無期限に更新可能な効力を有する。

¹⁰⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条28項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

7. 地理的表示登録証は、付与日に始まる無期限の効力を有する。
8. ¹⁰¹標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書による標章の国際登録は、ベトナムを指定した場合、国家工業所有権庁が当該国際登録で出願された標章の保護を認める旨の決定をした日、又は国際事務局からベトナムを指定する旨の通知がなされた日から12ヶ月が経過した日の翌日のうち、どちらか早い日から当該国際登録の効力が生じる。標章の国際登録の有効期間は、マドリッド協定議定書に定めるところによる。
9. ¹⁰²工業意匠の国際登録に関するハーグ協定による工業意匠の国際登録は、ベトナムを指定した場合、国家工業所有権庁が当該国際登録で出願された工業意匠の保護を認める旨の決定をした日、又は国際事務局が当該工業意匠の国際登録を公表した日から6ヶ月が経過した日の翌日のうち、どちらか早い日から当該国際登録の効力が生じる。工業意匠の国際登録の有効期間は、ハーグ協定に定めるところによる。

第94条 保護証書の効力の維持及び更新

1. 発明特許又は実用新案特許の効力を維持させるためには、その所有者は、効力維持の手数料、料金を納付しなければならない。¹⁰³
2. 工業意匠特許又は標章登録証の効力を更新させるためには、その所有者は、効力更新の手数料、料金を納付しなければならない。¹⁰⁴
3. 保護証書の手数料、料金¹⁰⁵並びに維持及び更新の手続は、政府がこれを規定する。

第95条 保護証書の効力の終了¹⁰⁶

1. 保護証書の効力は、次に掲げる場合に一部又は全部が終了する。
 - a) その所有者が、維持又は更新に係る所定の期日到来の手数料及び料金を納付しなかった場合
 - b) その所有者が、工業所有権の放棄を宣言した場合
 - c) その所有者が、もはや存在しないか、又は標章登録証の所有者が、法定承継人なしに、もはや事業に従事しなくなった場合
 - d) 当該標章が、正当な理由なしに、効力終了の請求前に連続して5年の期間その所有者又はその者の使用権者により使用されなかった場合。ただし、当該使用が、当該終了の請求の少なくとも3ヶ月前に開始されたか又は再開された場合を除く。
 - dd) 団体標章に関する標章登録証の所有者が、団体標章の使用に関する規約の実施を監督しなかったか、又は非効果的に監督した場合
 - e) 証明標章に関する標章登録証の所有者が、証明標章の使用に関する規約に違反したか、又は当該規約の実施を監督しなかったか若しくは非効果的に監督した場合
 - g) 地理的表示を付している製品の名声、品質又は特質を決定付ける地理的条件が変化した結果当該製品の名声、品質又は特質を喪失する結果となった場合
 - h) 標章の所有者又は当該所有者が認めた者による、保護されている標章に係る商品又はサー

¹⁰¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条29項によって追加された。

¹⁰² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条29項によって追加された。

¹⁰³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じる知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項dによって「効力維持の料金」の文言が「効力維持の手数料、料金」に改正された。

¹⁰⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項ddによって「効力更新の料金」の文言が「効力更新の手数料、料金」に改正された。

¹⁰⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項eによって「手数料」の文言が「手数料、料金」に改正された。

¹⁰⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条30項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

ビスの利用が、当該商品又はサービスの性質、品質又は原産地について消費者に誤認を生じさせる場合

- i) 保護されている標章が、当該標章について登録された商品又はサービスの普通名詞になった場合
 - k) 外国の地理的表示が、当該国で既に保護されていない場合
2. 発明特許証又は実用新案特許証の所有者が、所定の期限前に維持手数料及び料金を納付しなかった場合、当該期限の満了時に、当該特許証の効力は、年次料金が納付されなかった年の初日から当然に終了する。
- 標章の保護証書又は工業意匠の保護証書の所有者が、所定の期限前に期間更新の手数料及び料金を納付しなかった場合、当該保護証書の効力は、期間更新の料金が納付されなかった期間の満了日の翌日から当然に終了する。
- 国家工業所有権庁は、当該終了を工業所有権の国家登録簿に記録し、かつ、それを工業所有権公報により公告する。
3. 保護証書の所有者が本条の1項b号に定める工業所有権の放棄を宣言した場合、国家工業所有権庁は、保護証書の効力の終了について審査し、決定する。
4. 如何なる組織又は個人も、本条1項c号、d号、dd号、e号、g号、h号、i号及びk号に定める場合における保護証書の効力の終了を、手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に請求する権利を有する。
5. 本条3項及び4項に定める場合にあたり、保護証書の効力の終了請求に係る申立書の審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、保護証書の効力の終了を拒絶する通知をするか、又は当該保護証書の効力の一部若しくは全部を終了を決定するものとする。
6. 本条1項c号、d号、dd号、e号、g号、h号及びi号に定める場合においては、保護証書の効力を終了させる旨の国家工業所有権庁の決定がなされた日をもって終了する。
- 本条1項k号に定める場合においては、地理的表示が当該国で保護されなくなった日をもって保護証書の効力が終了する。
- 本条3項に定める保護証書の効力を終了させる旨の国家工業所有権庁の決定がなされた場合には、国家工業所有権庁が当該保護証書の所有者の書面による宣言を受領した日に遡って当該保護証書の効力が終了する。
7. 本条1項、2項、3項、4項、5項及び6項の規定は、標章及び工業意匠に関する国際登録の効力の終了にも適用されるものとする。

第96条 保護証書の無効¹⁰⁷

1. 保護証書は、次の場合は完全に無効とされるものとする。
 - a) 不正目的で標章の登録出願をした場合
 - b) 発明登録出願が、本法第89a条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置に違反した場合
 - c) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明について、登録出願の願書にその遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の由来を開示していない、又は正確に開示していない場合
2. 保護証書の全部又は一部が、次に掲げる場合において、本法に定める登録を受ける権利、保護条件、出願の補正、発明の公開、先願主義に係る要件を満たさないとき、その全部又は一部は無効とされるものとする。
 - a) 登録出願人が、発明、工業意匠、回路配置及び標章に関して登録を受ける権利を有さず、又は当該権利を譲渡されてもいない場合
 - b) 工業所有権の主題が、本法第8条及び第7章に定める保護条件を満たさなかった場合

¹⁰⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条30項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- c) 工業所有権の登録出願の補正が、公開される権利の範囲若しくは出願の主題を広げる場合、又は出願の主題の性質を変更する場合
 - d) 発明の内容について、当該発明に関する技術分野の通常の知識を有する者が実施可能な程度に、十分かつ明確に開示されていない場合
 - dd) 発明が、当初の出願に添付した明細書で申し立てた保護の範囲を超えて保護される旨の保護証書を取得した場合
 - e) 発明が、本法第90条に定める先願主義を遵守していない場合
3. 本条1項及び2項の規定により、保護証書の全部又は一部が無効とされた場合、かかる全部又は一部について、保護証書の交付日に遡ってその効力が生じないものとする。
 4. 如何なる組織又は個人も、本条1項及び2項に定める保護証書の無効を、手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に請求する権利を有する。
保護証書の無効を請求できる期間は、その保護期間中とする。ただし、本条2項に定める事由によって標章の保護証書の無効を請求する場合、当該期限は、保護証書の交付日から、又は当該標章の国際登録がベトナムで有効になった日から5年とする。
 5. 保護証書の無効請求に係る申立書の審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、当該保護証書を無効にする旨の決定をするか、又は保護証書の無効を拒絶する通知をするものとする。
 6. 本条1項、2項、3項、4項及び5項の規定は、標章及び工業意匠に関する国際登録の効力の無効にも適用されるものとする。
 7. 科学技術大臣は、本条1項及び2項の詳細を規定する。

第97条 保護証書の補正

1. ¹⁰⁸保護証書の所有者、本法第88条に定める地理的表示の登録権を行使する組織及び個人は、所要の手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に対し、保護証書における次の情報の補正を請求することができる。
 - a) 著作者の名称及び国籍、保護証書の所有者及び地理的表示の共同管理組織の名称並びに住所
 - b) 地理的表示に付する製品の特徴、品質、その地理的原産地を示した明細書の補正、団体標章の使用に関する規約及び証明標章の使用に関する規約の補正
2. ¹⁰⁹保護証書の所有者、地理的表示を登録する権利を行使する組織及び個人の申立てによって、国家工業所有権庁は、その過失により保護証書に生じた誤記を訂正しなければならない。この場合、保護証書の所有者、地理的表示を登録する権利を行使する組織及び個人は、所要の手数料及び料金の納付の義務を負わない。
3. 保護証書の所有者は、国家工業所有権庁に対し、工業所有権の範囲の減縮を請求する権利を有する。その場合は、関係工業所有権登録出願は、実体について再審査され、かつ、当該請求をする者は、実体審査手数料を納付しなければならない。

第98条 工業所有権の国家登録簿

1. 工業所有権の国家登録簿は、本法に基づく発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定、変更及び移転を記録する書類である。
2. 保護証書の付与に関する決定、保護証書の主たる内容及び保護証書に係る補正、保護証書の終了又は無効に関する決定、工業所有権移転契約の登録に関する決定は、すべて工業所有権の国家登録簿に記録されるものとする。

¹⁰⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条31項によって改正、補正された。

¹⁰⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条31項によって改正、補正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- 工業所有権の国家登録簿は、国家工業所有権庁により備え付けられ、かつ、維持管理されるものとする。

第99条 保護証書に関する決定の公告

工業所有権に係る保護証書の付与、補正、終了、無効、移転に関する何らかの決定は、決定の日から60日以内に国家工業所有権庁が工業所有権公報によりこれを公告する。

第2節 工業所有権登録出願

第100条 工業所有権登録出願に係る一般的要件

- 工業所有権登録出願は、次の書類から構成される。
 - 所定の様式による願書
 - 第102条から第106条までの規定に従い保護を求めてクレームされた工業所有権を特定する書類、見本、情報
 - 出願が代理人を通じて行われるときは、委任状
 - 出願人が登録を受ける権利を他人から取得したときは、その権利を証明する書類
 - 優先権を主張するときは、それを証明する書類
 - ¹¹⁰遺伝資源、遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明にあつては、遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識について説明する明細書を提出する。
 - 所定の手数料及び料金の領収書
- 工業所有権登録出願書類及び出願人と国家工業所有権庁との間の通信書類は、ベトナム語により作成しなければならない。ただし、次のものは例外として、他の言語により作成することができるが、国家工業所有権庁の請求があればベトナム語に翻訳しなければならない。
 - 委任状
 - 登録を受ける権利を証明する書類
 - 優先権を証明する書類
 - 当該出願を支持する他の書類
- 工業所有権登録出願の優先権を証明する書類には、次のものを含める。
 - 受理官庁により認証された最初の出願書類の写し
 - 他人から取得したときは、優先権の譲渡証書

第101条 工業所有権登録出願の単一性についての要件

- 各工業所有権登録出願は、本条2項、3項及び4項に規定する場合を除き、単一の工業所有権に関して1の保護証書のみを請求しなければならない。
- 各登録出願は、緊密に連結して単一の共通発明概念を形成する1群の発明に関して1の発明特許又は1の実用新案特許を請求することができる。
- 各登録出願は、次の場合は、数件の工業意匠に関して1の工業意匠を請求することができる。
 - 単一の共通独創概念を表現する数個の製品を含み、共に又は単一目的で使用される組物についての工業意匠
 - 1又は複数の他の変形、すなわち、単一の共通独創性を表現し、かつ、当該工業意匠と著しく異なる変形を伴う工業意匠
- 各登録出願は、1又は複数の異なる商品又はサービスに使用される1の標章に関して1の標章登録証を請求することができる。

¹¹⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条32項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第102条 発明登録出願に係る要件

1. 発明登録出願において保護を求める発明を特定する書類は、発明の説明及び保護の範囲から構成される発明の説明書並びに要約を含まなければならない。
2. 発明の説明は、次の条件を満たさなければならない。
 - a) 発明の内容について当該発明が当該技術の通常の知識を有する者により実施できる程度に開示すること
 - b) 発明の内容を更に明らかにするために図面が必要であるときは、当該図面を簡単に説明すること
 - c) 発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を明らかにすること
3. 発明の保護の範囲は、その発明に対する権利の範囲を特定するのに必要かつ十分な技術的特徴の組合せの形態で表現するものとし、発明の説明書及び図面に合致していなければならない。
4. 発明の要約は、発明の内容の本質的特徴を開示しなければならない。

第103条 工業意匠登録の出願に係る要件¹¹¹

1. 工業意匠登録出願において当該工業意匠を特定する書類には、工業意匠の写真又は図面及びその写真又は図面に含まれる明細書を含む。
2. 工業意匠の写真又は図面は、関連する技術について通常の知識を有する者により当該工業意匠を特定することができる程度に、当該工業意匠の形状又は模様の特徴を十分に描写しているものでなければならない。
3. 写真又は図面に含まれる工業意匠の明細書は、それぞれの写真、図面及びその工業意匠の形状、模様の特徴を順に記載しなければならない。

第104条 回路配置登録出願に係る要件

回路配置登録出願において保護を求める回路配置を特定する書類、素材及び情報は、次のものを含まなければならない。

1. 回路配置の図面、写真
2. 回路配置の組込みにより生産された半導体集積回路の機能及び構造に関する情報
3. (当該回路配置が商業的に利用されている場合は) 当該回路配置の組込みにより生産された半導体集積回路の見本

第105条 標章登録出願の要件

1. 標章登録出願において保護を求める標章を特定する書類、見本、情報は、次のものを含まなければならない。
 - a) 標章の見本及び当該標章を付した商品及びサービスの一覧
 - b) 団体標章の使用に関する規約及び証明標章の使用に関する規約
2. ¹¹²標章の見本は、当該標章の要素及び当該標章の包括的意味(もしあれば)を明らかにする説明がなされなければならない。標章が象形文字の語句から構成されている場合、それらの語句は、転記しなければならない。標章が外国語の語句から構成されている場合、それらの語句は、ベトナム語に翻訳しなければならない。標章が音響であれば、当該標章の見本は、音響をオーディオファイル形式で、又はグラフィック形式で表現したものでなければならない。
3. 標章登録出願において一覧表示する商品又はサービスは、国家工業所有権庁により刊行されている商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧に従い分類しなけ

¹¹¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条33項によって改正、補足された。

¹¹² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条34項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

ればならない。

4. 団体標章の使用に関する規約は、次の必須の内容から構成されなければならない。
 - a) 当該標章所有者である団体組織の名称、住所、設立及び運営の根拠
 - b) 当該団体組織の構成員となる条件
 - c) 当該標章の使用を許可された組織及び個人の一覧
 - d) 当該標章を使用する条件
 - dd) 団体標章の使用に関する規約に違反する行為に対処する措置
5. 証明標章の使用に関する規約は、次の必須の内容を有さなければならない。
 - a) 当該標章所有者である組織又は個人
 - b) 当該標章を使用する条件
 - c) 当該標章により証明される商品及びサービスの特質
 - d) 商品及びサービスの特質の評価方法並びに当該標章の使用の監督方法
 - dd) 若しある場合は、当該標章の証明及び保護のために標章使用者が支払を要する経費

第106条 地理的表示出願の要件

1. 地理的表示出願において保護を求める地理的表示を特定する書類、見本及び情報は、次のものを含まなければならない。
 - a) 地理的表示である名称又は標識
 - b) 地理的表示を付した製品
 - c) 地理的表示を付した製品の固有の特質若しくは品質又は名声、及び当該固有の特質若しくは品質又は名声を決定付ける自然条件の特質についての説明（以下「固有の特質の説明」という）
 - d) 地理的表示に対応する地理的地域の地図
 - dd) 外国が原産地のときは、当該地理的表示が原産国における保護を受けていることを証明する書類
 - e) ¹¹³同音の地理的表示にあつては、それぞれの同音の地理的表示を区別することができるように、当該地理的表示の利用条件及びその開示方法について説明する書類
2. 固有の特質の説明は、次の必須の内容を有していなければならない。
 - a) 製品の原材料、並びに物理的、化学的、微生物学的及び知覚的特質を含む関係製品の説明
 - b) 当該地理的表示に対応する地理的地域の決定方法
 - c) 製品が第79条に規定するそれぞれの意味を有する当該地理的地域を原産とすることを立証する証拠
 - d) 地域的かつ安定的な生産及び加工方法についての説明
 - dd) 第79条に規定の当該製品の固有の特質若しくは品質又は名声と自然条件との間の関係に関する情報
 - e) 当該製品の固有の特質又は品質の自己管理機構に関する情報

第107条 工業所有権関連の手續における代理権付与

1. 保護証書の確定、維持、期間延長、補正、終了及び無効に関する手續を実行する代理権の付与は、委任状と称する書面様式により行わなければならない。
2. 委任状は、次の必須の内容を含まなければならない。
 - a) 本人及び受任者の完全名称及び住所
 - b) 委任の範囲
 - c) 委任状の有効期間

¹¹³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条35項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- d) 委任状の日付
 - dd) 本人の署名及び（若しある場合は）捺印
3. 有効期間付きでない委任状は、無期限に有効とみなし、本人がその旨宣言したときにのみ終了する。

第3節

工業所有権登録出願の処理及び保護証書の付与に係る手続

第108条 工業所有権登録出願の受領；出願日

1. 工業所有権出願は、それが少なくとも次の書類及び情報から構成されているときにのみ、国家工業所有権庁によって受領されるものとする。
 - a) 発明、工業意匠、回路配置、標章又は地理的表示の登録を求める願書であって、出願人を特定する十分な情報を含むもの、及び標章登録出願については、標章の見本、標章を付した商品又はサービスの一覧
 - b) 発明登録出願については保護の範囲、工業意匠登録出願については1揃の写真又は図面を含む説明書、地理的表示登録出願については固有の特質の説明
 - c) 手数料及び料金の領収書¹¹⁴
2. 出願日は、出願が国家工業所有権庁により受領された日、又は国際条約に基づく出願の場合は、国際出願日とする。
3. ¹¹⁵秘密特許に係る登録出願は、政府が定める規定に基づいて行うものとする。

第109条 工業所有権登録出願の方式審査

1. 工業所有権登録出願は、それらの方式上の有効性を証明するために方式について審査される。
2. 工業所有権登録出願は、次の状況では方式上有効とはみなされない。
 - a) 出願が方式要件を満たさないこと
 - b) 出願の主題が保護に適格でないこと
 - c) 出願人が登録を受ける権利を有していないこと。当該権利が複数の者に属するが、そのうちの1人又は複数の者が出願の遂行に同意しない場合を含む。
 - d) 出願が第89条に規定する出願方法に反して行われたこと
 - dd) ¹¹⁶出願人が手数料及び料金を納付しなかったこと
 - e) ¹¹⁷発明登録出願が、本法第89a条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置の実施に違反した場合
3. 本条2項に該当する工業所有権登録出願に関して、国家工業所有権庁は、次の手続を行う。
 - a) 方式上有効なものとして出願を受理することを拒絶する意図の通知を送達すること。当該通知には、その理由と共に、出願人が欠陥を是正し、又は意図された拒絶に異論を唱える期限が明確に記載される。
 - b) 本項a号の規定に従い出願人が欠陥を是正せず、かつ、意図された拒絶に正当な異論を有さないときは、方式上有効なものとして当該出願を受理することを拒絶する通知を送達すること

¹¹⁴この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項gによって「所定の手数料」の文言が「手数料，料金」に改正された。

¹¹⁵この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条36項によって追加された。

¹¹⁶この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条37項によって改正，補足された。

¹¹⁷この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条37項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- c) 集積回路登録出願の場合は、半導体集積回路の回路配置の登録証付与の拒絶通知を送達すること
 - d) 出願人が、本項a号の規定に従い欠陥の是正に成功し、又は意図された拒絶に正当な異論を唱えたときは、本条4項に規定する手続を実行すること
4. 本条2項に規定する場合に該当せず、又は本条3項d号にも該当しない工業所有権登録出願に関しては、国家工業所有権庁は、方式上有効な出願に係る受理の通知を送達し、又は回路配置出願の場合は保護証書を付与し、かつ、第118条に規定する工業所有権の国家登録簿に登録する。
5. 本条3項に基づいて拒絶された標章登録出願は、優先権主張の根拠として役立つ場合を除き、出願されなかったものとみなす。

第110条 標章登録出願、工業所有権登録出願の公開¹¹⁸

- 1a. ¹¹⁹国家工業所有権庁によって有効と認められていない標章の登録出願は、受理された直後に公開されるものとする。
- 1. 国家工業所有権庁により有効であるとして受理された工業所有権登録出願は、本条の規定に従い工業所有権公報により公開されるものとする。
 - 2. 発明登録出願は、出願日又は該当する場合は優先日から19月目に、又は出願人の請求があったときは、より早期に公開されるものとする。
 - 3. ¹²⁰工業意匠登録出願、標章登録出願又は地理的表示登録出願は、当該出願が方式上有効であるとして受理された日から2ヶ月以内に公開されるものとする。出願時に、出願人の申立てにより工業意匠の登録出願の公開を出願日から最大で7ヶ月まで延長することができる。
 - 4. 回路配置登録出願は、複製が一切許可されない場合は、国家工業所有権庁において直接の閲覧の許可を与えることにより公開されるものとする。出願書類に含まれた秘密情報に関しては、当該閲覧は、保護証書の無効手続の完了、又は権利侵害を取り扱う手続の完了に係る当局及び当事者対してのみ許可されるものとする。
回路配置登録出願及び回路配置に係る保護証書に関する根拠的情報は、保護証書の付与の日から2月以内に公開されるものとする。

第111条 公開前の発明登録出願、工業意匠登録出願の秘密保持

- 1. 発明登録出願又は工業意匠登録出願が工業所有権公報に公開されるまで、国家工業所有権庁は、その秘密保持の責任を負う。
- 2. 発明登録出願又は工業意匠登録出願の情報を開示した国家工業所有権庁の職員は、懲戒を受けるものとし、かつ、当該開示により出願人に対して生じた損害について法律に従い補償金を支払わなければならない。

第112条 保護証書付与に関する第三者意見¹²¹

工業所有権出願が工業所有権公報に公開された日から保護証書付与に関する決定の日までは、如何なる第三者も、当該出願に関する保護証書の付与又は拒絶に関して国家工業所有権庁に意見を提示する権利を有する。当該意見は、書面様式で提示し、かつ、資料を添付しなければならない、又は立証に使用する情報の出所を明示しなければならない。

¹¹⁸ この条文の標題は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条38項aによって改正、補足された。

¹¹⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条38項bによって追加された。

¹²⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条38項cによって改正、補足された。

¹²¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条39項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第三者の意見書は、工業所有権の登録出願の処理に関する参考資料とみなされる。

第112a条 工業所有権の登録出願に対する異議申立て¹²²

1. 如何なる第三者も、保護証書の付与に関する決定をする前に、次の期間内に、当該保護証書の付与に対して異議申立てをすることができる。
 - a) 発明登録出願の公開日から9ヶ月以内。
 - b) 工業意匠登録出願の公開日から4ヶ月以内。
 - c) 標章登録出願の公開日から5ヶ月以内。
 - d) 地理的表示の登録出願の公開日から3ヶ月以内。
2. 本条1項に定める異議申立ては、書面によってなされるものとする。当該申立てには資料を添付しなければならない。又は立証に使用する情報の出所を明示するとともに、所要の手数料及び料金を納付しなければならない。
3. 国家工業所有権庁は、科学技術大臣が規定する手続により本条2項に定める異議申立てに対応する責務を有する。

第113条 発明登録出願の実体審査請求

1. 出願日から又は該当する場合は優先日から42月以内に、出願人又は如何なる第三者も、国家工業所有権庁に対して、実体審査手数料を納付することを条件として、当該出願の実体について出願を審査することを請求することができる。
2. 実用新案特許に係る願書付きの発明登録出願の実体審査請求を行う期限は、出願日から又は該当する場合は優先日から36月とする。
3. 本条の1項及び2項に規定する期限内に実体審査請求が提出されなかった場合は、関係発明登録出願は、当該期限の満了時に取り下げられたものとみなす。

第114条 工業所有権登録出願の実体審査

1. 次の工業所有権登録出願は、当該出願において求められた主題の保護要件に関して保護に係る適格性を評価し、かつ、それぞれの保護範囲を決定するため、実体について審査されるものとする。
 - a) 方式上有効として受理された発明登録出願であって、その実体審査請求が所定の通り提出されているもの
 - b) 方式上有効として受理された工業意匠登録出願、標章登録出願及び地理的表示登録出願
2. 回路配置登録出願は、実体について審査されないものとする。
3. ¹²³国家工業所有権庁は、発明登録出願の審査をするとき、当該発明登録出願の内容について外国の特許庁の審査結果を参考にすることができる。
4. ¹²⁴科学技術大臣は、本条3項に定める発明登録出願の審査結果の使用について、その詳細を規定する。

第115条 工業所有権登録出願の補正、補充、分割及び変更

1. 国家工業所有権庁が保護証書の付与の拒絶通知又は付与の決定を行うまで、出願人は、次の権利を有する。
 - a) 出願に補正又は補充を行うこと
 - b) 出願を分割すること

¹²² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条39項によって追加された。

¹²³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条40項によって追加された。

¹²⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条40項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- c) 出願人の名称又は宛先の変更を記録するよう請求すること
 - d) 契約に基づく譲渡の結果として、相続、遺贈の結果として、又は当局の決定に基づいて出願人変更を記録するよう請求すること
 - dd) 発明特許に係る願書付きの発明登録出願を、実用新案特許に係る願書付きの発明登録出願に変更すること、及びその逆に変更すること
2. 本条1項に規定する手続について請求する者は、手数料及び料金を納付しなければならない。
 3. 工業所有権登録出願に対する如何なる補正又は補充も、出願書類において開示され又は明記された主題の範囲を拡張してはならず、かつ、当該出願において登録を求めた主題の内容を変更してはならず、また出願の単一性を確保しなければならない。
 4. 出願の分割の場合は、分割された出願の出願日は、原出願の出願日と決定されるものとする。

第116条 工業所有権登録出願の取下

1. 国家工業所有権庁が保護証書付与の拒絶通知又は付与の決定を行うまで、出願人は書面様式により、その者の名義で、又は当該出願の取下に係る委任の付与が委任状に明示されていることを条件として工業所有権代理機関を通じて、工業所有権登録出願の取下を宣言する権利を有する。
2. ¹²⁵出願人が登録出願を取り下げたときから、それに関連するすべての手続も終了する。
3. 公開前に取り下げられたか若しくは取り下げられたとみなされる発明又は工業意匠に係る如何なる登録出願も、また取り下げられた如何なる標章登録出願も、それが優先権主張の根拠として役立つ場合を除き、一切出願されなかったものとみなす。

第117条 保護証書付与の拒絶

1. ¹²⁶発明、工業意匠、標章又は地理的表示に係る登録出願は、次にあげる場合において拒否されるものとする。
 - a) 当該登録出願に記載されているものが保護要件を満たしていない場合。
 - b) 出願人が工業所有権の登録をする権利を有しないこと、又は不正に標章登録をした場合。
 - c)
 - d) 当該出願が、要件を満たしているものの、本法第90条1項及び2項に定める最先の出願日、又は最先の優先日を有する場合でない場合。本法第90条3項に定める場合に該当するが、共同出願人の全員の同意を得られていない場合。
 - dd) 工業所有権の登録出願の補正が、出願で開示される権利の範囲若しくは出願の主題を広げる場合、又は出願の主題の性質を実質的に変える場合。
- 1a. ¹²⁷本条1項に定める場合のほか、発明の登録出願は、次に掲げる場合において拒否されるものとする。
 - a) 出願に添付される最初の明細書に記載された事項の範囲を超えて保護の請求をした場合。
 - b) 発明の内容について当該発明が当該技術の通常知識を有する者により実施できる程度に明細書で開示していない場合。
 - c) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明について、登録出願の願書にその遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の由来を開示していない、又は正確に開示していない場合。

¹²⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条41項によって改正、補足された。

¹²⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条42項aによって改正、補足された。

¹²⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条42項aによって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- d) 発明登録出願が本法第89a条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置の実施に違反した場合。
2. 保護証書の付与は、第109条に規定する方式要件を満たさない回路配置登録出願に関しては拒絶されるものとする。
3. ¹²⁸工業所有権登録出願が本条の1項、1a項及び2項に該当する場合は、国家工業所有権庁は、次に掲げる手続を行うものとする。
 - a) 保護証書付与の拒否、その理由及びその拒否に対して出願人が不服申立てをする期間を決める旨の登録出願の審査結果を通知する。
 - b) 出願人が、当該出願審査の停止を請求し、本法第74条2項h号に定める例外により標章登録証明書の効力の終了又はその無効を請求する場合、当該出願審査を停止する。国家工業所有権庁は、標章登録証明書の効力の終了又はその無効に関する請求の処理結果に応じて、出願審査の再開の有無を決める。
 - c) 工業所有権の登録をする権利又は不正に標章登録をすることについて、第三者の訴えの提訴があった旨の裁判所の受理通知書を受け取った場合、当該出願審査を停止する。国家工業所有権庁は、裁判所による判決の内容に応じて、出願審査の再開の有無を決める。
 - d) 出願人が本項a号に定める保護証書交付の拒否について不服申立てをしない場合、又は正当でない不服申立てをした場合。
4. ¹²⁹ (削除)

第118条 保護証書の付与及び登録簿への記入¹³⁰

1. 工業所有権の登録出願について、本法第117条1項、1a項、2項及び3項d号に該当しない場合、又は本法第117条3項a号に定める登録出願の拒否に対して正当な不服申立てをした場合、国家工業所有権庁は、次に掲げる手続を行うものとする。
 - a) 当該出願に記載されている事項の全部又は保護要件を満たしたその一部について保護証書を交付すること、及び所要の手数料、料金の納付期間、又はその審査結果に対して不服申立てをする期間を決める旨の登録出願の審査結果を通知する。
 - b) 出願人が所要の手数料、料金を納付した後、保護証書を交付し、それを工業所有権の国家登録簿に登録する。
2. 登録出願の審査結果について不服申立てがあったとき、不服申立てをされた事項について当該工業所有権の登録出願を再審査する。

第119条 工業所有権登録出願を処理する期限¹³¹

1. 工業所有権登録出願は、出願日から1月以内に方式について審査されるものとする。
2. 工業所有権登録出願は、次の期限内に実体について審査されるものとする。
 - a) 発明登録出願については、出願の実体審査請求が公開日前に行われたときは当該出願の公開日から、又は当該請求が公開日後に行われたときは、当該出願の実体審査請求の日から18ヶ月以内。
 - b) 標章登録出願に関して、当該出願の公開日から9ヶ月以内
 - c) 工業意匠の登録出願に関して、当該出願の公開日から7ヶ月以内

¹²⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条42項bによって改正、補足された。

¹²⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条83項によって削除された。

¹³⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条43項によって改正、補足された。

¹³¹ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条15項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- d) 地理的表示の登録出願に関して、当該出願の公開日から6ヶ月以内
- 工業所有権登録出願の再審査に係る期限は、原初審査の期限の3分の2に等しいものとするか、又は複雑な場合は、原初審査の期限まで延長可能とする。
 - 出願者が願書を補正又は補充するために許容される期間は、本条1項、2項及び3項にいう期限には算入されない。願書の補正・補充に関する要求の処理期間は、本条1項と2項に記述する当該審査期間の3分の1を超えないこととする。

第119a条.工業所有権に係る手続への異議申立て及びその取扱い¹³²

- 国家工業所有権庁が交付した工業所有権の保護証書の新規登録、維持登録、延長、変更、その効力の終了、無効の登録、工業所有権譲渡契約の登記等に関する決定、又は通知に関連する権利、利益を有する組織、個人、及び当該登録の出願人は、本法及びその他の関連法令に従って国家工業所有権庁への異議申立て、及び裁判所で訴えの提訴をすることができる。
- ベトナムの組織、ベトナム人、ベトナム在住の外国人、並びにベトナムで拠点を持つ外国人及び外国組織は、直接に、又はベトナム在住の合法的代表者を通じて異議申立てをすることができる。ベトナム在住でない外国人、並びにベトナムで拠点を有しない外国人及び外国組織は、ベトナム在住の合法的代表者を通じて異議申立てをするものとする。
- 異議申立ての内容は、書面による異議申立書で明記されたものとする。その申立書には、申立人の名称、住所、異議がある決定又は通知の番号、署名の日、異議がある決定又は通知の内容異議申立ての内容及びその立証、並びに当該決定又は通知の補完及び取消しの請求等を含む。申立書は、用紙で提出すること、又は書類電子提出システムでその電子版を提出することができる。
- 登録をする権利に関する異議の申立て、又は再審査を要する他の申立てをするとき、申立人は所要の再審査手数料を納付しなければならない。
- 異議申立ての取扱期間は、異議申立てに関する法律に定めるところによる。本条4項に定める再審査、又は異議申立書及びその関連書類の補正、補完をする場合、再審査、書類の補正、補完に要する期間は、異議申立てに関する法律に定める異議申立ての取扱期間に算入されない。再審査期間は、本法第119条3項に定めるところによる。
- 本条に定めがない異議申立て及びその取扱いは、異議申立てに関する法律の定めるところにより行うものとする。

第4節

国際出願及び国際申請並びにそれらの処理¹³³

第120条 国際出願及びその処理

- ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づいて行われた工業所有権登録出願は、一般的に国際出願というものとする。
- 国際出願及びその処理は、関係国際条約に従わなければならない。
- 政府は、本章に規定する原則に従い、国際出願、その処理についての命令及び手続に関する規定の施行に関する指針を規定する。

第120a条 地理的表示に係る国際申請及びその処理¹³⁴

- ベトナム社会主義共和国が交渉中の国際協定に基づいて行われた地理的表示に係る承認と保護の申請を、国際申請という。

¹³² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条44項によって追加された。

¹³³ この節の標題は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条6項によって改正、補足された。

¹³⁴ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条1項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

2. 国際申請の公開、第三者の意見への処理、国際申請の対象となっている地理的表示に係る保護要件の評価については、国家工業所有権庁へ提出された地理的表示の登録出願に関する本法の規定を準用する。

第IX章

工業所有権の所有者、範囲及び制限

第1節

工業所有権の所有者及び範囲

第121条 工業所有権所有者

1. ¹³⁵発明、回路配置の所有者とは、国家管理当局による関係工業所有権の保護証書を取得した組織又は個人をいう。
工業意匠の所有者とは、国家管理当局による関係工業意匠の保護証書を取得した、又は国家管理当局により承認された国際登録の工業意匠を有する組織又は個人をいう。
標章所有者は、当該標章の保護証書を所管当局により取得した、又は所管当局により承認された国際登録の標章を有する、又は周知標章を有する組織又は個人とする。
2. 商号所有者は、業としてそれを適法に使用する組織又は個人とする。
3. 営業秘密所有者は、適法に営業秘密を取得し、かつ、それを秘密に保持する組織又は個人とする。担当職務の履行中に担当職務を遂行する従業者又は当事者により取得された営業秘密は、全当事者による別段の合意がない限り、使用者又は職務割当者に属する。
4. ¹³⁶ベトナムの地理的表示の所有者は、国家である。
国家は、関係地域において地理的表示を付した製品を生産し、かつ、それらの製品を市場に出す組織又は個人に対して地理的表示を使用する権利を付与する。国家は、地理的表示を管理する権利を直接行使し、又は地理的表示を使用する権利を付与された他のすべての組織又は個人の代表者として行動する組織に対して当該権利を付与する。
政府は、地理的表示を管理する権利の行使についてその詳細を規定する。

第122条 発明、工業意匠及び回路配置の創作者並びにそれらの者の権利

1. 発明、工業意匠又は回路配置の創作者は、工業所有権を直接創出した者とする。複数の者が共同して当該工業所有権を創出した場合は、それらの者は、共同所有者とする。
2. 発明、工業意匠又は回路配置の創作者の人格権は、次のものから構成される。
 - a) 関係する発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証、又は回路配置登録証において創作者として記名されること
 - b) 発明、工業意匠又は回路配置が公開又は紹介される書類において創作者として記名されること
3. 発明、工業意匠又は回路配置の創作者の所有権は、第135条に従う報酬を受ける権利である。

第123条 工業所有権所有者の権利

1. 工業所有権所有者は、次の権利を有する。
 - a) 第124条及び第X章に従い工業所有権を行使するか、又は他人が行使することを許可すること
 - b) 第125条に従い他人が工業所有権を行使することを禁止すること
 - c) 第X章に従い工業所有権を処分すること

¹³⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条45項aによって改正、補足された。

¹³⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条45項bによって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

2. ¹³⁷第121条4項、又は一定の地理的表示の原産地国の法令によって、当該地理的表示を使用する権利を付与した組織又は個人、並びにその管理する権利を付与した組織及び個人は、本条1項b号により他人による当該地理的表示の使用を差し止めることができる。

第124条 工業所有権の行使

1. 発明の実施とは、次の行為の遂行を意味する。
 - a) 保護された製品を製造すること
 - b) 保護された方法を適用すること
 - c) 保護された製品又は保護された方法により得た製品の使用を実施すること
 - d) 本項c号に規定の製品を流通させること、又はそれを流通させるために広告、申出、保管すること
 - dd) 本項c号に規定する製品を輸入すること
2. 工業意匠の実施とは、次の行為の遂行を意味する。
 - a) 保護された工業意匠を具体化した外観を備えた製品を製造すること
 - b) 本項a号に規定する製品を流通させること、又は流通させるために広告、申出、保管すること
 - c) 本項a号に規定する製品を輸入すること
3. 回路配置の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
 - a) 回路配置を複製すること又は保護された回路配置の組込みにより半導体集積回路を製造すること
 - b) 保護された回路配置の写し、当該保護された回路配置の組込みにより製造された半導体集積回路、又は当該半導体集積回路を組み込んだ物品を販売、貸渡、広告、申出又は保管すること
 - c) 保護された回路配置の写し、当該保護された回路配置の組込みにより製造された半導体集積回路、又は当該半導体集積回路を組み込んだ物品を輸入すること
4. 営業秘密の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
 - a) 営業秘密を、製品の製造、サービスの提供又は商品の取引に適用すること
 - b) 営業秘密を適用することにより得られた製品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、また輸入すること
5. 標章の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
 - a) 商品、商品包装、又は営業の手段若しくは事業活動におけるサービス及び通信書類の提供の手段に保護された標章を付すこと
 - b) ¹³⁸保護された標章を付している製品の販売、発売、販売用の広告、展示、貯蔵、及び運送をすること。
 - c) 保護された標章を付している商品又はサービスを輸入すること
6. 商号の使用とは、事業活動においてそれを自己の指名に使用し、それを取引書類、店頭標識、製品、商品、商品包装、並びにサービス及び広告の手段に表示することによる商業目的の何らかの行為の遂行を意味する。
7. 地理的表示の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
 - a) 保護された地理的表示を商品、商品包装、事業活動中の営業及び取引書類の手段に付すこと
 - b) 保護された地理的表示を付している商品を流通させ、又は販売のために申出をし、広告し、保管すること

¹³⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条46項によって改正、補足された。

¹³⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条47項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- c) 保護された地理的表示を付している商品を輸入すること

第125条 工業所有権の他人による行使を防止する権利

1. 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、関係工業所有権の他人による行使について、当該行使が本条2項又は3項に規定する場合に該当しない限り、これを防止する権利を有する。
2. 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。
 - a) 発明、工業意匠又は回路配置を、個人的必要又は非商業目的のため、又は評価、分析、研究若しくは教授、検査、試験生産のため、又は製品の生産ライセンス、輸入若しくは市販のための手続を実施する上での情報を作成するために使用すること
 - b) ¹³⁹工業所有権の所有者、強制的決定により使用権を譲渡する場合を含むその使用権の譲渡における譲受人、又は本法に定める先使用権の所有者によって外国市場を含む市場に投入された製品を流通させること、並びに当該製品の輸入及び使用をすること
 - c) 通過中に又は暫定的にのみベトナム領域に入った外国の輸送手段の操作を維持する目的に限り発明又は工業意匠を実施すること
 - d) 第134条に従い先使用者権を有する者が発明、工業意匠又は回路配置を実施、使用すること
 - dd) 第145条及び第146条に従い国家当局から授権された者が発明を実施すること
 - e) 回路配置を、それが保護されている事実を知らず又は知る義務を有していない場合において、使用すること
 - g) 保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用すること
 - h) 商品及びサービスの名称、並びに種類、数量、品質、効用、価格、原産地及びその他の明細の説明的表象を誠実な方法で使用すること
3. 営業秘密所有者は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。
 - a) 自らが非合法的に取得したことを知らず又は知る義務を有さずに取得した営業秘密を開示し又は使用すること
 - b) 第128条1項の規定に従い公衆を保護するために営業秘密を開示すること
 - c) 非商業目的で第128条に従い秘密資料を使用すること
 - d) 他人が独立して創出した営業秘密を開示し又は使用すること
 - dd) 適法に頒布された製品の分析又は評価の結果生じた営業秘密を開示し又は使用すること。ただし、分析者又は評価者と営業秘密の所有者又は当該製品の供給者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

第126条 発明、工業意匠及び回路配置に対する権利の侵害行為

次の行為は、発明、工業意匠又は回路配置の所有者の権利を侵害するものとみなす。

1. 所有者の許可なしに、保護証書の有効期間中に保護された発明を実施すること、保護された工業意匠若しくはそれと殆ど異ならない他の工業意匠を実施すること、又は保護された回路配置若しくはその何らかの原型部分を使用すること
2. 第131条に規定する暫定的権利に関する規定に従い補償金を支払うことなく、発明、工業意匠又は回路配置を使用すること

第127条 営業秘密に対する権利の侵害行為

1. 次の行為は、営業秘密に対する権利の侵害であるとみなす。
 - a) 営業秘密の適法管理者により取られた秘密保持措置に反する行為をなすことにより、営

¹³⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条48項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- 業秘密の具体的情報を入手又は取得すること
 - b) 営業秘密所有者の許可なしに営業秘密の具体的情報を開示又は使用すること
 - c) 秘密保持契約に違反すること、又は営業秘密を入手、取得若しくは開示するために秘密保持担当者を欺瞞し、誘導し、買収し、強要し、唆し若しくはその信用を濫用すること
 - d) 営業秘密の具体的情報であって、製品に関する営業又はマーケティングのライセンス付与のための手続に基づいて他人により提出されるものを、所管当局により取られた秘密保持措置に反する行動により、入手又は取得すること
 - dd) 営業秘密を、それが本項a号、b号、c号及びd号にいう行為の1に従事する他人により取得されたことを知りながら又は知る義務を有しながら、使用し又は開示すること
 - e) 第128条に規定する秘密保持義務を履行しないこと
2. 本条1項にいう営業秘密の適法な管理者は、当該営業秘密所有者、その者の適法な実施権者又は管理職を含むものとする。

第128条 試験資料の秘密を保持する義務¹⁴⁰

1. 法律により、医薬品又は農業用化学製品に関する使用許可証を申請する申請人が、試験資料又は営業秘密である何らか他の資料であって、その作成に相当の努力又は経費を伴うものの提出を要求され、かつ、申請人が当該資料の秘密保持を請求する場合は、当該資料について、それが不公正な商業目的に使用されること、又は開示されないように必要な措置を取る義務を有する。ただし、公衆を保護する必要がある場合は、この限りでない。
2. 医薬品については、本条1項により許可申請書における秘密データを国家管理当局に提出したときから、許可日から5年間の満了した日まで、国家管理当局は、当該提出日の後に、秘密データの所有者の承諾を得ずに、当該データを使用する旨の申請をする者に許可をしてはならない。ただし、本法第125条3項d号に定める場合は、この限りでない。
3. 所管する医薬品使用許可の管理当局の承認により、後願者が使用許可証を取得した医薬品、又は使用許可証を取得した医薬品の安全、効果を証明するデータによって他の医薬品に関して使用許可証を申請することができるようになる場合、医薬品使用許可の国家管理当局は、当該医薬品が使用許可証を申請できる日の5ヶ月前から、その当局の電子ポータルサイト又はホームページにおいて後出願に関する情報を掲載しなければならない。
4. 農業用化学製品については、本条1項により許可申請書における秘密データを国家管理当局に提出したときから、許可日から10年間の満了した日まで、国家管理当局は、当該提出日の後に、秘密データの所有者の承諾を得ずに、当該データを使用する旨の申請をする者に許可をしてはならない。ただし、本法125条3項d号に定める場合、その許可が国防、治安、国民の健康などに必要な場合、又は社会の他の要請を満たす場合は、この限りでない。

第129条 標章、商号及び地理的表示に対する権利の侵害行為

1. 次の行為は、標章所有者の許可なしに行われたときは、標章に対する権利の侵害であるとみなす。
 - a) 保護された標章と同一の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一の商品又はサービスについて使用すること
 - b) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似の又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。
 - c) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。

¹⁴⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条49項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- d) 周知標章と同一若しくは類似の標識、又は周知標章の翻訳若しくは翻字の形態による標識を、当該周知標章を有する商品若しくはサービスと非類似若しくは無関係のものを含む何らかの商品若しくはサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品若しくはサービスの出所について混同を生じる虞、又は当該標識の使用者と周知標章所有者との間の関係について誤った印象を生じる虞があることを条件とする。
2. 同一又は類似の商品又はサービスについて既に使用されている他人の商号と同一又は類似の商業的表示であって、商号に基づく事業体、事業施設、若しくは事業活動について混同を生じるものを使用する如何なる行為も、商号に対する権利の侵害であるとみなす。
3. 次の行為は、保護された地理的表示に対する権利の侵害であるとみなす。
 - a) 地理的表示を有する製品の固有の特質及び品質に適合しない製品について、たとえ当該製品が当該地理的表示を付した地理的地域を原産とする場合であっても、保護された地理的表示を使用すること
 - b) 保護された地理的表示を、その名声及び営業権を利用する目的で、地理的表示を有する製品と類似の製品について、使用すること
 - c) 保護された地理的表示と同一又は類似の標識を、当該地理的表示を付した地理的地域を原産とせず、従って当該地理的地域を原産とする製品について消費者に誤認を生じさせる製品にこれを使用すること
 - d) ぶどう酒又は蒸留酒の保護された地理的表示を、商品の真正な原産地が表示され、又は地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、又は「kind」、「type」、「style」、「imitation」などの語を伴う場合であっても、当該地理的表示に対応する地域を原産としないうぶどう酒又は蒸留酒に、使用すること

第130条 不正競争の行為

1. 次の行為は、不正競争の行為とする。
 - a) 事業体、事業活動又は商品若しくはサービスの商業的出所について混同を生じさせる商業的表示を使用すること
 - b) 商品又はサービスの原産地、生産方法、特徴、品質、数量、若しくはその他の特質について、又は商品若しくはサービスの提供に係る条件について混同を生じさせる商業的表示を使用すること
 - c) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において保護された標章を使用すること。ただし、その国際条約の規定によれば、当該標章の使用が所有者の代表者又は代理人であり、かつ、当該使用が標章所有者により同意されておらず、正当化もされないときは、当該標章所有者の代表者又は代理人が、当該標章を使用することを禁じられている場合である。
 - d) ¹⁴¹保護された他人の商号若しくは標章、又は使用権を有していない地理的表示と同一又は混同を生じる程に類似するドメイン・ネームを、関連標章、商号及び地理的表示の名声を営利の目的で不正に利用するために、占有して又は使用すること
2. 本条1項にいう商業的表示とは、標識、商品及びサービスの取引に対する指針として役立つ情報をいい、標章、商号、事業の表象、事業の標語、地理的表示、包装意匠、ラベル意匠等を含む。
3. 本条1項にいう商業的表示の使用は、当該商業的表示を商品、包装、サービス手段、事業取引書類及び広告手段に付す行為であり、当該商業的表示を付した商品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、及び輸入することである。

¹⁴¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条50項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第131条 発明、工業意匠及び回路配置に対する暫定的権利

1. 発明又は工業意匠の登録出願人が、当該発明又は工業意匠が他人により先使用権なしに商業目的で現に使用されていることを知っている場合は、当該出願人は、出願日及び工業所有権公報における公開日を明記したその者の出願の通知書を、使用者が当該使用を終了させるか又は継続するよう、当該使用者に対して送達する権利を有する。
2. 半導体集積回路の回路配置登録証付与の日前に、登録を受ける権利を有する者又はその者の実施権者により商業的に利用されている回路配置に関しては、登録を受ける権利を有する者が、当該回路配置が他人により商業目的のために現に使用されていることを知っている場合は、登録を受ける権利を有する者は、自らの登録を受ける権利についての通知書を、使用者が当該使用を終了させるか又は継続するよう、当該使用者に対して送達することができる。
3. 本条1項及び2項の規定に従い通知された者が当該発明、工業意匠又は回路配置を使用し続ける場合において、発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証又は半導体集積回路の回路配置登録証が交付されたときは、当該発明、工業意匠又は回路配置の所有者は、当該発明、工業意匠又は回路配置の当該使用者に対して、使用の関係範囲及び期間内で当該発明、工業意匠又は回路配置をライセンス許諾したときの料金に相当する報酬を支払うべき旨請求する権利を有する。

第131a条 医薬品使用許可証に関する手続の遅滞による発明所有者への補償¹⁴²

1. 発明特許証の効力の維持手続をするとき、その所有者は、当該発明特許証によって製造される医薬品について最初の使用許可証申請の遅延の期間に相当する特許料を納付しない。
2. 医薬品使用許可証の申請について、当該使用許可証申請に関する書類を受領した日から2年間が満了したものの、所管する医薬品使用許可の管理当局が当該申請書類について返信しない場合、遅延となったものとする。遅延の期間は、所管する医薬品使用許可の管理当局が申請書類を受領した日から2年間を過ぎた初日から最初の通知書の日までとする。
3. 申請人の過失、又は管理当局の制御不可の状況によって遅延になった場合、その遅延の期間は、本条2項に定める期間に算入されない。
4. 発明特許証の所有者が、遅延の期間に相当する特許料を納付した場合、納付した金額は、保護期間を更新した次の保護期間に発生する特許料から控除される、又は納付した者に返却されるものとする。
5. 本条1項に定める特許料の免除をするとき、当該医薬品使用許可証を取得した日から12ヶ月以内に、発明特許証の所有者は、所管する医薬品使用許可の管理当局がその医薬品使用許可証の遅延を認める旨の書面を国家工業所有権庁に提出しなければならない。
6. 政府は、本条の詳細を規定する。

第2節 工業所有権の制限

第132条 工業所有権を制限する要因

本法に基づいて、工業所有権は、次の要因により制限されるものとする。

1. 発明又は工業意匠に対する先使用者の権利
2. 次のものを含む所有者の義務
 - a) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者に対して報酬を支払うこと
 - b) 当該発明又は標章を使用すること
3. 国家当局の決定に基づいて発明を使用する権利を移転すること

¹⁴² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条51項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第133条 国家の代理として発明を使用する権利

1. 省及び省レベルの当局は、国家の代理として、公共的な非商業目的、国防、安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養についてのそれらの機関それぞれの管理下にある分野において発明を実施する権利又はその実施を他の組織又は個人に対して許可する権利、及び第145条及び第146条に従い排他的契約に基づく発明の所有者又はその者の実施権者（以下「発明を実施する排他権の所有者」という）の許可を取得することなしに緊急の社会的必要を満たす権利を有する。
2. 本条1項に基づく発明の実施は、国家資金からの金銭及び素材並びに技術的施設を使用することにより創出された発明を除き、第146条1項に規定するライセンス許諾の範囲及び条件に制限される。

第133a条 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置に対する国家の権限¹⁴³

1. 国家の代表者は、次に掲げる場合において、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置を登録する権利の、希望する組織又は個人への譲渡について90日以内にその情報を公開する。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、本法第136a条に定める通知の義務を履行しなかった場合。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、登録の希望がない旨を国家の代表者に通知した場合。
 - c) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、本法第136a条に定める期間内に発明、工業意匠、及び回路配置の登録出願をしなかった場合。
2. 本条1項の定めに従って希望する組織又は個人に登録権を譲渡することができない場合、国家の代表者は、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置の内容を、当該科学及び技術に関する任務遂行の担当組織の電子ポータルサイト又はホームページに公開する。
3. 国家機関は、次に掲げる場合において、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置の使用権を独占する者の承諾を得ずに、他の組織又は個人にその使用権を与えることができる。
 - a) 国家資本の占める割合が3割超の科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置の使用を独占する者が、相当期間を著しく経過したにも拘わらず、当該発明、工業意匠、及び回路配置の使用を実施するための効果的な措置を講じない場合。
 - b) 公益、非営利の目的、国防、治安、国民の健康などの目的、その他の社会的な要請に応じる目的で、使用が必要とされる場合。
4. 本条3項の定めに従って国家機関が他の組織又は個人に発明、工業意匠、回路配置の使用権を与える場合、その使用権を独占する者に支払うべき補償金については、次に定めるところによる。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置であって、その資金のすべてが国家予算から拠出されている場合、補償金を支払ってはならない。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置であって、その資金が国家予算を含む複数の資金源から拠出されている場合、投資総額に対して使用された国家予算が占める割合に相当する部分は無償で使用を実施することができるが、残りの割合に相当する部分に対しては、相当の補償金を支払わなければならない。

¹⁴³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条52項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

ない。

- c) 使用権を独占する者に支払うべき補償金は、本法第146条1項d号によって計算されるものとする。
5. 政府は、本条の詳細を規定する。

第134条 発明及び工業意匠に対する先使用権¹⁴⁴

1. 発明又は工業意匠に係る登録願書の出願日又は優先日の前に、登録出願書類に記載されているが、独立して創出した、保護される発明又は工業意匠と同一の発明又は工業意匠を実施し、又はその実施のために必要な準備を行った者（以下「先使用権の所有者」という）は、保護証書がその者に付与された後、保護された発明又は工業意匠の所有者の許可を取得することなく又は補償金を支払うことなく、公開日前の実施又は準備と同一の範囲及び量内で当該実施を継続する権利を有する。発明又は工業意匠の先使用権の所有者の権利行使は、当該発明又は工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。
2. 発明又は工業意匠に対する先使用権の所有者は、当該権利を他人に対して移転する権利を有さないものとする。ただし、当該権利が、当該発明又は工業意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備と共に移転される場合を除く。先使用権の所有者は、発明又は工業意匠の所有者により許可されない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。

第135条 発明、工業意匠及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務¹⁴⁵

1. 本条2項に該当しない限り、発明、工業意匠、及び回路配置の所有者は、合意に従い創作者に報酬を支払わなければならない。ただし、合意がない場合はその報酬を次に定めるところに従い確定する。
 - a) 発明、工業意匠、及び回路配置の使用実施から得られた税引前利益の10パーセント。
 - b) 発明、工業意匠、及び回路配置の使用権を譲渡した場合、受領した税込みの合計額の15パーセント。
2. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置については、所有者が次に定めるところに従い創作者に報酬を支払う。
 - a) 発明、工業意匠、及び回路配置の使用実施から得られた税引前利益の10パーセント以上、最大15パーセント。
 - b) 発明、工業意匠、及び回路配置の使用権を譲渡した場合、受領した税込みの合計額の15パーセント以上、最大20パーセント。
3. 発明、工業意匠、及び回路配置の共同創作者がいる場合、本条1項及び2項に定める金額は、共同創作者の全員に支払われるべき総額であり、共同創作者は報酬を合意に従い分配する。
4. 発明、工業意匠、及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務は、当該発明、工業意匠、回路配置の保護の全期間に亘り継続する。

第136条 発明及び標章を使用する義務

1. 発明所有者は、国防、安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養の必要を満たすため、又はその他の社会的緊急の必要を満たすため、保護された製品を製造し、又は保護された方法を適用する義務を負うものとする。発明所有者が前記必要の何れかが発生した時に当該義務を履行しない場合は、国家当局は、第145条及び第146条の規定に従い当該発明のライセンスを他人に対して付与することができる。
2. ¹⁴⁶標章所有者は、それを継続的に使用する義務を負うものとする。標章使用許諾契約に基づ

¹⁴⁴ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条16項によって改正、補足された。

¹⁴⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条53項によって追加された。

¹⁴⁶ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

く使用権者による標章の使用は、標章権者による使用とみなされる。標章が5年以上継続して使用されない場合、当該標章登録は、本法第95条により終了する。

第136a条 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置に関する主務官庁の義務¹⁴⁷

1. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置を創作した日から30日以内に国家の代表者に通知すること。
2. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された当該発明、工業意匠、回路配置について、国家の代表者に通知した日から6ヵ月以内にベトナムで権利確立のための登録出願をすること。
3. 発明、工業意匠、回路配置の創作者に第135条に定める報酬の支払いをすること。
4. 国家資本の占める割合が3割以下の科学及び技術に関する任務の遂行の場合、当該国家資本の割合に相当する発明、工業意匠、回路配置の使用実施、使用権の譲渡、出資によって得られた税引き後の利益から創作者の報酬を控除した残りの金額は、主務官庁の財政管理規則に従い使用する。
5. 国家資本が3割以上を占める科学及び技術に関する任務の遂行の場合、当該の発明、工業意匠、回路配置の使用実施、使用権の譲渡、出資によって得られた税引き後の利益から創作者の報酬を控除した残りの金額は、次に定めるところにより分配する。
 - a) 仲介契約（もしあれば）に従い、仲介業者に当該残額の10パーセントを超えない範囲で報酬を支払う。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行のための資金のすべてが国家予算から拠出される場合、当該残額の50パーセント以上は科学及び技術に関する活動に投資されるものとし、その残りは主務官庁の財政管理規則に従って使用する。
 - c) 科学及び技術に関する任務の遂行のための資金が複数の資金源から拠出される場合、当該残額は各拠出割合に応じて分配する。国家予算の拠出割合に相当する利益部分は、主務官庁の財政管理規則に従い使用する。
6. 第86a条1項及び2項により発明、工業意匠、回路配置の保護証書を取得した主務官庁は、法律の定めるところにより工業所有権の行使、保護措置の実施を行い、当該権利行使、措置の実施及び利益分配について、科学及び技術に関する任務の遂行を管轄する機関に年次報告書を提出する義務を負う。
7. 政府は、本条の詳細を規定する。

第137条 従属発明を実施する目的での主発明の実施を許可する義務

1. 従属発明とは、他の発明（以下「主発明」という）を基礎として創出された発明であって、主発明を実施することを条件としてのみ実施することができるものをいう。
2. 従属発明の所有者は、従属発明が主発明と比較して重要な技術的進歩を創出し又は相当な経済的意義を有することを立証した上で、合理的に商業的な価格及び条件に従うことを条件として、主発明のライセンス付与を主発明の所有者に対して請求することができる。主発明の所有者が、従属発明の所有者の要求を正当な理由なく満たさず、本項に規定する義務を履行しない場合は、国家所管当局は、その者の許可なしに、第145条及び第146条の規定に従い従属特許の所有者に対して主発明のライセンスを付与することができる。

法律第 42/2019/QH14 号の第 2 条 8 項によって改正、補足された。

¹⁴⁷ この条文は、2023 年 1 月 1 日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第 07/2022/QH15 号の第 1 条 54 項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第X章 工業所有権の移転

第1節 工業所有権の譲渡

第138条 工業所有権の譲渡に関する総則

1. 工業所有権の譲渡とは、工業所有権所有者による他の組織又は個人に対する所有権の移転をいう。
2. 工業所有権の譲渡は、契約書（以下「工業所有権の譲渡契約」という）の形式により行われるものとする。

第139条 工業所有権の譲渡に対する制限

1. 工業所有権所有者は、保護の範囲内においてのみその者の権利を譲渡するものとする。
2. 地理的表示の権利は、譲渡してはならない。
3. 商号に対する権利は、当該商号に基づく事業所全体及び事業活動の移転と共にする場合にのみ譲渡されるものとする。
4. 標章に対する権利の譲渡は、当該標章を有する商品又はサービスの特質又は出所について混同を生じさせてはならない。
5. 標章に対する権利の譲渡は、当該標章の登録を受ける権利を有する者に係る要件を満たす組織又は個人に対してのみ譲渡されるものとする。
6. ¹⁴⁸国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置に対する権利は、ベトナムの法律に基づいて設立された組織、ベトナムに居住するベトナム国民に対してのみ譲渡することができる。所有権を譲り受けた組織及び個人は、本法に従い主務官庁の各義務を履行しなければならない。

第140条 工業所有権の譲渡契約の内容

工業所有権の譲渡契約は、次の実質的規定を有していなければならない。

1. 譲渡人及び譲受人の完全名称及び住所
2. 譲渡の根拠
3. 譲渡の価格
4. 譲渡人及び譲受人の権利義務

第2節 工業所有権のライセンス許諾

第141条 工業所有権のライセンス許諾に関する総則

1. 工業所有権のライセンス許諾とは、所有者の実施の権利の範囲内において工業所有権を行使することについて、他の組織又は個人に対して与える当該工業所有権所有者の許可をいう。
2. 工業所有権のライセンス許諾は、契約書（以下「工業所有権の行使に係るライセンス契約」という）の形式により行わなければならない。

第142条 工業所有権のライセンス許諾に対する制限

1. 地理的表示又は商号を使用する権利は、ライセンス許諾してはならない。
2. 団体標章の使用の権利は、当該団体標章の所有者の構成員以外の組織又は個人に対してライセンス許諾してはならない。

¹⁴⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条55項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

3. 実施権者は、実施許諾者の許可なしには、第三者とサブライセンス契約を締結してはならない。
4. 標章使用権者は、商品及びその包装に、当該商品が標章の使用契約に基づいて生産されていることを表示する義務を有する。
5. 排他的契約に基づく発明の実施権者は、第136条1項に従い発明の所有者と同一方法により当該発明を実施する義務を有する。

第143条 工業所有権の行使に係る契約の種類

工業所有権の行使に係るライセンス契約は、次の種類とすることができる。

1. 排他的ライセンス契約とは、当該契約に基づいて、実施権者が、ライセンスの範囲及び期間内において、当該工業所有権を行使する排他的権利を有し、他方実施許諾者は、工業所有権の行使に係るライセンス契約を如何なる第三者とも締結することができず、また実施権者の許可なしに、当該工業所有権を行使することができない契約をいう。
2. 非排他的ライセンス契約とは、当該契約に基づいて、実施許諾者が、ライセンス許諾の範囲及び期間内において、当該工業所有権を行使する権利及び他人と非排他的契約を締結する権利の双方を依然有する契約をいう。
3. 工業所有権の行使に係るサブライセンス契約とは、当該契約の実施許諾者が他の契約に基づく工業所有権の実施権者である契約をいう。

第144条 工業所有権の行使に係るライセンス契約の内容

1. 工業所有権の行使に係るライセンス契約は、次の実質的規定を有していなければならない。
 - a) 実施許諾者及び実施権者の完全名称及び住所
 - b) ライセンスの根拠
 - c) 契約の種類
 - d) ライセンスの範囲（実施の制限、領域的制限）
 - dd) ライセンスの期間
 - e) ライセンスの価格
 - g) 実施許諾者及び実施権者の権利義務
2. 工業所有権の行使に係るライセンス契約は、次のような不当に実施権者の権利を制限する規定、特に実施許諾者の権利から派生しない規定を有してはならない。
 - a) 標章以外の工業所有権を改良することを実施権者に対して禁止すること、また、当該改良に関して、無償ライセンスを付与し又は工業所有権の登録若しくは工業所有権を実施許諾者に対して譲渡することを、実施権者に対して強制すること
 - b) 工業所有権の行使に係るライセンス契約に基づいて生産された商品又は提供されたサービスを、当該実施許諾者が関係工業所有権を保有せず、また当該商品を輸入する排他的権利も有していない領域へ実施権者が輸出することに直接的又は間接的に制限を課すこと
 - c) ライセンスに基づいて生産された商品又は提供されたサービスの品質の保証を目的とはせず、実施許諾者から又は実施許諾者により指定された者から素材、部品又は設備の全部又は一定割合を買うことを実施権者に対して強制すること
 - d) 工業所有権又はライセンスに対する権利の効力を争うことを実施権者に対して禁止すること
3. 契約において本条2項に規定する場合に該当する如何なる条件も、職権により無効とされるものとする。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第3節 発明の強制ライセンス許諾

第145条 発明の強制ライセンス許諾の根拠

1. 次の場合は、発明を実施する権利は、当該発明を実施する排他権の所有者から許可を取得することなしに、第147条1項に規定する国家所管当局の決定により他の組織又は個人に対して移転されるものとする。
 - a) 発明の当該実施が、国防、安全保障、人民の保健及び栄養の必要又は社会のその他の緊急の必要を満たすためのような公共的な非商業目的のためである場合
 - b) 発明を実施する排他権の所有者が当該発明についての登録出願の出願日から4年の期間満了時及び発明特許証の交付の日から3年の期間満了時に第136条1項及び第142条5項に規定する当該発明を実施する義務を果たさなかった場合
 - c) 発明を実施しようとする者が、適切な価格及び商業的対価に関する交渉のために合理的な時間をかけて行った努力にも拘らず、発明の実施に係るライセンス契約の締結について発明を実施する排他権の所有者と合意に至らなかった場合
 - d) 発明を実施する排他権の所有者が、競争法令に基づいて禁止されている反競争行為を実行することを決めた場合
 - dd) ¹⁴⁹ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約で輸入が認められている他国の疾病予防及び治療用医薬品の需要に対応するために、発明の実施が必要とされる場合
2. 発明を実施する排他権の所有者は、本条1項に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり、かつ、再現の可能性がないときは、当該実施の権利の終了を請求する権利を有する。ただし、当該終了が発明実施権者を害さないことを条件とする。

第146条 強制的決定に基づいて移転された発明を実施する権利に対する制限の条件

1. 国家所管当局の決定に基づく移転は、次の条件に適合しなければならない。
 - a) 当該実施の権利が非排他的であること
 - b) ¹⁵⁰当該実施の権利は、本法第145条1項d号に定める場合を除き、強制実施の目的を達成するために正当な範囲及び必要な期間に限られなければならないこと。半導体技術に係る発明については、当該実施の権利の移転は、公的な非商業的目的のため又は競争法令に基づく反競争的行為を処分する目的のために限られなければならない。
 - c) 実施権者は、その者の事業施設の譲渡と共にする場合を除き、当該実施の権利を譲渡してはならず、また他人に対してサブライセンス付与してはならないこと
 - d) ¹⁵¹一定の発明に係る実施権の譲受人は、当該実施の排他権の所有者に対し合意した補償金の支払いをしなければならないこと。合意が成立しない場合には、政府が定めるところにより支払うものとする。ただし、強制的決定に基づき移転された発明の実施が、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に定める医薬品を輸入するための目的であり、かつ、その補償金が輸出国において支払われた場合は、この限りでない。
 - dd) ¹⁵²主に国内市場で製品を供給する目的で当該実施権を移転する場合。ただし、本法第145条1項dd号に定める場合は、この限りでない。
2. 本条1項に規定する条件に加え、第137条2項にいう何れかの場合において移転された発明を実

¹⁴⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条56項によって追加された。

¹⁵⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条57項a号によって改正、補足された。

¹⁵¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条57項b号によって改正、補足された。

¹⁵² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条57項b号によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

施する権利は、次の条件も満たさなければならない。

- a) 主発明を実施する排他権の所有者は、合理的な条件により従属発明を実施する権利を移転させる権利も有すること、及び
- b) 主発明を実施する権利の被移転者は、従属発明に関する全権利の譲渡と共にする場合を除き、当該権利を譲渡してはならないこと

第147条 強制的決定に基づく発明のライセンス許諾に係る管轄及び手続

1. ¹⁵³科学技術省は、第145条1項b号、c号及びd号に定める場合について、実施許可申請を審査し、発明の実施権の移転に関する決定を下す。
各省、省レベルの機関は、第14条1項a号及びdd号に定める場合について、科学技術省の意見を考慮し、所管する分野に係る発明実施権の移転に関する決定を下す。
2. 発明の強制ライセンス許諾に関する決定は、第146条に従い実施の適切な範囲及び条件を規定しなければならない。
3. 強制ライセンス許諾に関して決定した国家当局は、当該決定について発明を実施する排他権の所有者に速やかに通知しなければならない。
4. 強制ライセンス許諾に関する決定及び強制ライセンス許諾の拒絶に関する決定は、法律に従って行政不服申立又は訴訟に従うものとする。
5. 政府は、本条にいう発明の強制ライセンス許諾の手続に係る特別規定を制定する。

第4節

工業所有権の移転契約の登録

第148条 工業所有権の移転契約の効力¹⁵⁴

1. 第6条3項a号に定める登録に基づいて確定された工業所有権については、工業所有権の譲渡契約は、国家工業所有権庁に登録されたときにのみ有効となる。
2. 第6条3項a号に定める登録に基づいて確定された工業所有権については、当該工業所有権の実施契約は、当事者間の合意により有効となる。
3. 標章使用契約を除く本条の2項に定める工業所有権の行使に係るライセンス許諾契約は、国家工業所有権庁に登録されたときから、第三者に対して効力を生じる。
4. 工業所有権の行使に係るライセンス許諾契約は、実施許諾者の工業所有権が終了したときに自動的に終了する。

第149条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類

工業所有権の行使に係るライセンス許諾契約又は工業所有権の譲渡契約の登録に係る一件書類は、次のものを含まなければならない。

1. 所定の様式により作成された契約書の登録請求書
2. 当該契約書の原本又は有効な謄本
3. 保護証書の原本（工業所有権の譲渡の場合）
4. 当該工業所有権が共同所有に基づくときは、共同所有者の同意書、及び残りの共同所有者の不同意の理由の説明書
5. 手数料及び料金の領収書
6. 当該一件書類が代理人を通じて提出されるときは、委任状

¹⁵³この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条58項によって追加された。

¹⁵⁴この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条9項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第150条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の処理

工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の受領及び処理の順序及び手続は、政府がこれを規定する。

第XI章

工業所有権代理人

第151条 工業所有権代理業務

- 工業所有権代理業務は、次の種類を含む。
 - 工業所有権の確定及び保護¹⁵⁵における権限を有する国家当局に対して組織、個人を代表すること
 - 工業所有権の確定及び保護¹⁵⁶に係る手続に関する係争について助言すること
 - 工業所有権の確定及び保護¹⁵⁷に係る手続に関するその他の業務
- 工業所有権代理人は、工業所有権代理業務を遂行する組織（以下「工業所有権代理機関」という）、及び当該組織の工業所有権代理業務を実施する個人（以下「工業所有権代理人」という）を含む。

第152条 工業所有権代理人の権利の範囲

- 工業所有権代理機関は、委任の範囲内でのみ業務を提供し、かつ、委任者の同意書によってのみ他の工業所有権代理機関に再委任する権利を有する。
- 工業所有権代理機関は、全懸案業務を他の工業所有権代理機関に適法に移転した後、その工業所有権代理業務を放棄する権利を有する。
- 工業所有権代理機関は、次の活動を行ってはならない。
 - 工業所有権を争っている複数の当事者を同時に代理すること
 - 保護証書に係る出願を取り下げること、保護の放棄を宣言すること又は委任当事者の同意なしに工業所有権の確定に対する不服申立を取り下げること
 - 依頼人を欺瞞して又は強制して工業所有権代理業務に係る契約を締結し、かつ、履行すること

第153条 工業所有権代理人の責任

- ¹⁵⁸工業所有権代理人は、次に掲げる義務を負う。
 - 工業所有権の確立、保護に係る手続に関する手数料、料金について顧客に通知すること
 - 代理する事案に関する情報、資料について秘密を保持すること
 - 工業所有権の確立、保護に係る所管管理機関からの通知書、要請内容を正確かつ十分に通知すること。被代理人に保護証書及びその他の決定書を遅滞なく引き渡すこと
 - 被代理人の法的権利及び利益を保護するために、工業所有権の確立、保護に係る所管管理機関の請求に遅滞なく対応すること
 - 工業所有権の確立、保護に係る所管管理機関に対して、被代理人の氏名、住所及びその他の情報の変更を必要に応じて通知すること
- 工業所有権代理機関は、当該代理機関の代理としてその工業所有権代理人により行われた代

¹⁵⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項h号によって「実施」の文言が「保護」に改正された。

¹⁵⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項h号によって「実施」の文言が「保護」に改正された。

¹⁵⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項h号によって「実施」の文言が「保護」に改正された。

¹⁵⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条59項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

理活動に対する民事上の義務を負う。

第154条 工業所有権代理業務を遂行する条件¹⁵⁹

1. 本条2項に定める場合を除き、工業所有権代理業務の資格証明書を保有する1名以上の個人を有する、適法に設立され、運営されている企業、協同組合、法律事務所、科学技術サービス組織は、工業所有権代理業務を実施することができ、工業所有権代理組織として工業所有権代理業務を実施することができる。
2. ベトナムで活動する外国の法律事務所は、工業所有権代理業務を実施することができない。

第155条 工業所有権代理人としての実務に係る条件

1. 次の条件を満たす個人は、工業所有権代理業務の実務を遂行する権利を有する。
 - a) 工業所有権代理人の実務証明書の付与を受けていること
 - b) 1の工業所有権代理機関で就業していること
2. ¹⁶⁰本条2a項に定める場合を除き、次に掲げる条件を満たした者は、工業所有権代理業務の資格証明書を取得することができる。
 - a) ベトナム国籍及び行為能力を有すること
 - b) ベトナムに居住していること
 - c) 商標、地理的表示、商号、不正競争行為の防止、営業秘密に係る分野で活動する場合は、大学卒業証明書又は同等の学位取得証明書を有しており、発明、工業意匠、回路配置に係る分野で活動する場合は、自然科学若しくは科学技術の分野における大学卒業証明書又は同等の学位取得証明書を有すること
 - d) 工業所有権に関する法律業務に5年以上従事した経験を有すること、国家若しくは国際工業所有権関連機関で工業所有権登録出願の審査を5年以上直接担当した経験を有すること、又は所轄機関により承認された工業所有法に関する教育コースを修了した者
 - dd) 工業所有権の確立、保護を管轄する国家機関に従事する公務員、職員、労働者ではないこと
 - e) 所管管理機関により実施される工業所有権代理業務の検定試験に合格していること
- 2a. ¹⁶¹弁護士法により職務を行うベトナムに居住するベトナム人の弁護士は、所轄機関により承認された工業所有法に関する教育コースを修了した場合、商標、地理的表示、商号、不正競争行為の防止、営業秘密に係る分野における工業所有権代理業務の資格証明書を取得することができる。
3. 政府は、工業所有権法及び規則に関する研修プログラム、工業所有権代理人専門職、工業所有権代理業務の実務証明書の付与に係る特別規定を制定する。

第156条 工業所有権代理機関の名称の記録、削除；工業所有権代理人の実務証明書の取消

1. 第154条及び第155条にそれぞれ規定する工業所有権代理業務を遂行し又は実務を行う条件を満たす組織又は個人は、それらの者の請求により、工業所有権代理人の国家登録簿に記録され、国家工業所有権庁がこれを工業所有権公報により公告する。
2. ¹⁶²工業所有権代理人が第154条及び第155条に定める条件を満たさなくなった場合、工業所有権

¹⁵⁹ この条文に関して、一回目の改正は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条17項によって行われた。

その二回目の改正は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条60項によって改正、補足された。

¹⁶⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条61項によって改正、補足された。

¹⁶¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条61項によって追加された。

¹⁶² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条62項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

に関する国家の所轄官庁は、当該工業所有権代理人の資格証明書を取り消し、工業所有権代理人の氏名を工業所有権に関する国家登録簿から抹消し、かつ、当該事実を工業所有権公報により公告する。

3. 第152条3項及び第153条の規定に違反する工業所有権代理機関は、法律及び規則に従い取り扱われるものとする。
4. 実務遂行中に専門的誤りをし、又は第152条3項c号及び第153条1項の規定に違反した工業所有権代理人は、当該違反の本質及び重要度に応じて、警告、罰金、又は工業所有権代理人の実務証明書の取消に服さなければならない。

第IV部 植物品種に係る権利

第XII章 植物品種の保護に係る条件

第157条 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人¹⁶³

1. 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人は、植物品種を育成し若しくは発見及び開発したか、又は植物品種を育成し若しくは発見及び開発する業務に投資した組織若しくは個人であり、又は植物品種に係る権利の移転を受けた者である
2. ¹⁶⁴本条1項に定める組織、個人には、ベトナムの組織、個人、ベトナム社会主義共和国と植物の新品種の保護に関する協定を締結している外国の組織及び外国人、ベトナムに居住する外国人、ベトナムに植物の新品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国人、植物の新品種の保護に関する協定に加盟している外国に居住する者、又はその国において植物の新品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国の組織、個人を含む。

第158条 保護される植物品種に係る一般的条件¹⁶⁵

保護されるべき植物の新品種は、育成され、又は発見及び開発されたものであり、新規性、識別性、均一性及び安定性を有し、また適正な名称を有するものである。

第159条 植物品種の新規性

品種の増殖素材又は収穫物が、第164条にいう登録権の所有者による若しくはその同意による実施目的で、ベトナム領土において出願書類の提出日前1年超、又はベトナム国外において樹木若しくはつる性の樹木¹⁶⁶については出願書類の提出日前6年超、及びその他の種については4年超の時期に販売され又はその他の方法で頒布されていないときは、当該品種は、新規性を有するとみなす。

第160条 植物品種の識別性¹⁶⁷

1. 植物品種は、他の品種であって、その存在が出願日又は場合に応じて優先日において周知のものから1又は複数の主な特質において明確に識別できるときは、識別性を有するとみなす。
2. 本条1項に規定する周知の品種とは、次の場合の1をいう。

¹⁶³ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条18項によって改正、補足された。

¹⁶⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条63項によって改正、補足された。

¹⁶⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条64項によって改正、補足された。

¹⁶⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項k号によって「ぶどう」の文言が「つる性の樹木」に改正された。

¹⁶⁷ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条19項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- a) 当該品種の増殖素材又は収穫素材が、登録出願の時点で世界の何れかの国の市場において広範に使用されている場合
- b) 何れかの国において当該品種が保護されており、又は植物品種の一覧に登録されている場合
- c) 当該植物品種が、出願書類様式が拒絶されなかったことを条件として、何れかの国において未だ保護に係る又は植物種の一覧に係る出願の対象である場合

第161条 植物品種の均一性

品種は、その増殖方法における一定の特質について変異が許可される場合を除き、関係表現型の同一表現が存在するときは、増殖における均一性を有するとみなす。

第162条 植物品種の安定性

品種は、その品種の関係表現型特質が原記述と同一表現を保持し、かつ、各増殖収穫後又は場合に依りて増殖循環後もなお変わらないときは、安定的であるとみなす。

第163条 植物品種の名称¹⁶⁸

1. ¹⁶⁹植物の新品種に対する権利を登録した者は、植物の新品種に対する権利を管理している政府機関に植物の新品種の適切な名称を提案しなければならない。ただし、当該名称は、植物新品種保護国際同盟のすべての加盟国、及びベトナム社会主義共和国と植物の新品種の保護に関する協定を締結した国において登録された名称と同一のものでなければならない。
2. 品種は、それが同一種又は類似種において周知の他の全品種から識別できるときは、適正に命名されたとみなす。
3. 植物品種の名称は、次の場合は適正であるとみなさない。
 - a) ¹⁷⁰その品種の特徴又は形成に関係する場合又はその品種の種の名称を含む場合を除き、品種の名称が数字のみで構成される場合
 - b) 公序良俗に反する場合
 - c) ¹⁷¹品種の特徴、特性又は価値について誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
 - d) 育成者の特定について誤解を与え易い場合
 - dd) 当該植物品種の保護登録出願の出願日前に既に保護されている商標、商号又は地理的表示と同一であるか、又は混同を生じる程に類似する場合
 - e) 他の何れかの組織又は個人の先の権利に影響を及ぼす場合
4. 植物品種の増殖素材の販売の申出をし又はそれを市場に出す如何なる組織又は個人も、記載された保護期間の満了後であっても保護証における名称としての植物品種の名称を使用しなければならない。
5. 植物品種の名称が市場における販売又は申出のために既に登録されている植物品種の名称と類似の商標、商号又は表示と結合しているときは、当該名称は、容易に識別性を有するものとする。
6. ¹⁷²品種の名称が本条2項及び3項に定める条件を満たさない場合、植物の新品種に対する権利

¹⁶⁸ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条20項によって改正、補足された。

¹⁶⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条65項aによって改正、補足された。

¹⁷⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条65項bによって改正、補足された。

¹⁷¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条65項cによって改正、補足された。

¹⁷² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条65項dによって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

を管理している政府機関は、当該名称の登録を拒絶し、その拒絶を通知した日から30日以内に他の名称を提案するよう出願人に求める。植物の新品種に対する権利を管理している政府機関は、品種の保護証書を交付したときから、当該名称を正式名称として登録する。

第XIII章 植物品種に係る権利確定

第1節 植物品種に係る権利確定

第164条 植物の新品種に係る権利登録¹⁷³

1. 植物の新品種に係る権利を保護するために、組織及び個人は、国家植物品種権管理庁に対して保護登録出願をしなければならない。
2. 植物の新品種の保護を登録する権利を保有する組織又は個人（以下「出願人」という）は、次に掲げる者を含む。
 - a) 自らの努力及び経費により、当該品種を直接に育成し、又は品種を発見及び開発した育成者
 - b) 別段の合意がある場合、又は本条3項及び4項に定める場合を除き、職務割当、雇用の形態による育成者の新品種の育成又は発見及び開発に投資した組織又は個人
 - c) 植物品種保護に係る登録の権利の移転、相続、承継する組織又は個人
3. 科学及び技術に関する任務の遂行によって育成され、又は発見及び開発された新品種であって、その資金のすべてが国家予算から拠出される場合、当該新品種の登録に係る権利は、自動的にかつ無償で主務官庁に属する。
4. 科学及び技術に関する任務の遂行によって育成され、又は発見及び開発された新品種であって、その資金が国家予算を含む複数の資金源から拠出される場合、資金総額に対する国家予算の拠出割合に相当する当該新品種の登録に係る権利部分は、自動的にかつ無償で主務官庁に属する。

第165条 植物の新品種に係る権利の代理人¹⁷⁴

1. ベトナムの組織、ベトナム国民、ベトナムに所在する外国の組織、外国人、又はベトナムにおいて植物品種の事業拠点を持つ外国の組織、外国人は、直接又は植物の新品種に係る権利の代理機関を通じて登録出願をすることができる。本法第157条に定める他の組織、個人は、植物の新品種に係る権利の代理機関を通じて登録出願を提出するものとする。
2. 次に掲げる条件を満たす機関は、植物の新品種に係る権利の代理機関として当該権利の代理業務を実施することができる。
 - a) ベトナムで適法に設立され、運営されている企業、協同組合、法律事務所、科学技術サービス組織であること。ただし、ベトナムで活動する外国の法律事務所は、当該代理業務を実施してはならない。
 - b) 植物の新品種に係る権利の代理業務に関する資格証明書を保有する1名以上の個人を有すること
3. 植物の新品種に係る権利の代理業務に係る活動には、新品種に係る権利の確立及び保護を所轄する国家機関からの請求に対する代理対応、権利の確立及び保護に関する手続、及びその他の関連手続に関するコンサルティングを含む。

¹⁷³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条66項によって改正、補足された。

¹⁷⁴ この条文に関して、一回目の改正は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条21項によって行われた。

第二回目の改正は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条66項によって行われた。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

4. 植物の新品種に係る権利の代理人は、次に掲げる義務を負う。
 - a) 新品種に係る権利の確立及び保護に要する手数料、料金について顧客に通知すること
 - b) 代理する事案に関する情報、資料について秘密を保持すること
 - c) 新品種に係る権利の確立及び保護に係る所管管理機関からの通知書、要請内容を正確かつ十分に通知すること。被代理人に保護証書及びその他の決定書を遅滞なく引き渡すこと
 - d) 被代理人の法的な利及び利益を保護するために、新品種に係る権利の確立、保護に係る所管管理機関の請求に遅滞なく対応すること
 - dd) 新品種に係る権利の確立、保護に係る所管管理機関に対して、被代理人の氏名、住所及びその他の情報の変更、並びに代理人の氏名、住所及びその他の情報の変更について通知すること
 - e) 植物の新品種に係る権利の代理機関は、その機関の名で行われた代理人の行為について責任を負うものとする
5. 次に掲げる条件を満たす個人は、植物品種に係わる権利の代理業務を遂行することができる。
 - a) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書があること。
 - b) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行組織に勤めていること。
6. 次に掲げる条件を満たした者は、植物の新品種に係る権利の代理業務に関する資格証明書を取得することができる。
 - a) ベトナム国籍及び行為能力を有すること
 - b) ベトナムに居住していること
 - c) 大学卒業証明書又は同等の学位取得証明書を有すること
 - d) 植物の新品種に係る権利に関する法律業務に5年以上従事した経験を有すること、国家若しくは国際工業所有権関連機関で植物の新品種に係る権利の登録出願に対する審査を5年以上直接担当した経験を有すること、又は所轄機関により承認された植物の新品種に係る権利に関する法務教育コースを修了した者
 - dd) 植物の新品種に係る権利の確立、保護を管轄する国家機関に従事する公務員、職員、労働者ではないこと
 - e) 所管管理機関により実施された植物の新品種に係る権利の代理業務検定試験に合格していること
7. 政府は、植物の新品種に係る権利に関する法務教育コース、植物の新品種に係る権利の代理業務検定試験、及び植物の新品種に係る権利の代理業務に関する資格証明書の交付について規定する。

第166条 植物品種に係る最初の出願様式の提出についての原則

1. 複数の独立した者が異なる日に保護出願を提出する場合は、植物品種保護証は、最先の有効な登録人に対して付与されることになる。
2. 同一品種の保護証について多数の出願様式が同日に提出される場合は、植物品種保護証は、他の全員の合意を得た登録人に対して付与されることになる。登録人全員が合意できなかったときは、植物品種保護証は、国家植物品種権管理庁により、当該品種を育成し又は発見及び開発した最初の育成者に対して付与されることになる。

第167条 出願様式に係る優先権原則

1. 登録人は、植物品種に関する協定をベトナム社会主義共和国との間で締結している国において同一品種についての出願様式を提出した日から12月以内に出願様式を提出した場合は、優先権を請求することができる。最初の出願の出願日は、この期限に含まれないものとする。
2. 登録人は、優先権を主張するためには、保護登録出願書類において当該主張を明記しなければならない。保護出願書類の提出から3月以内に、登録人は、所管当局により認証された最初の出願書類の写し及び見本、又は両出願様式における品種が同一であることを立証するその

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

他の証拠を提出しなければならず、また手数料を納付しなければならない。登録人は、優先権終了の日から2年以内、又は最初の出願様式が拒絶若しくは取り下げられた場合は、出願書類に記載された植物品種の種に応じて、拒絶又は取下げ後適時に、第176条及び第178条の規定に従う審査のために、国家植物品種権管理庁に対して情報又は必要な資料を提供することが認められる。

3. 保護登録出願が優先権に適格であるときは、優先日は、最初の出願書類様式が提出された日とする。
4. 本条1項にいう期限内は、他の出願、又は最初の出願対象である植物品種の公開若しくは使用は、優先権に適格の保護登録出願を拒絶する根拠とみなしてはならない。

第168条 植物品種保護証及び保護された植物品種の国家登録簿

1. 保護証の内容は、品種及び種の名称、権利所有者（以下「保護証所有者」という）の名称及び育成者の名称、並びに当該植物品種に係る権利保護の期間を含む。
2. 国家植物品種権管理庁は、保護証の内容を、同庁が設置し、維持管理する植物品種保護の国家登録簿に記録する。

第169条 植物品種保護証の効力

1. 植物品種保護証は、ベトナム全領土に亘り適用される。
2. 植物品種保護証は、権利付与の日から樹木及びつる性の樹木¹⁷⁵について25年間、その他の種について20年間有効となる。
3. 植物品種保護証は、第170条及び第171条に従い取消又は無効とすることができる。

第170条 植物品種保護証の効力の取消及び回復

1. 植物品種保護証は、次の1に該当する場合は、これを取り消すことができる。
 - a) 保護された品種の均一性及び安定性が当該保護証の付与時点の要件をもはや満たさない場合
 - b) 当該保護証所有者が規則に従い年次料金を納付しない場合
 - c) 当該保護証所有者が必要な書類及び所定の維持のための増殖素材を提供しない場合
 - d) 当該保護証所有者が国家植物品種権管理庁による請求に従い植物品種の名称を変更しない場合
2. 本条1項a号、c号及びd号に規定する場合については、国家植物品種権管理庁は、植物品種保護証の取消の決定を下さなければならない。
3. 本条1項b号に規定する場合については、年次料金の期限の満了日の時点で、国家植物品種権管理庁は、年次料金が納付されない翌有効年の初日からの植物品種保護証の取消の決定を下さなければならない。
4. 本条1項a号に規定する場合については、如何なる組織及び個人も、国家植物品種権管理庁に対して植物品種保護証の効力取消を請求することができる。

植物品種保護証の取消請求の結果及び関係当事者の意見に基づいて、国家植物品種権管理庁は、当該保護証を取り消す又は当該保護証の取消を拒絶する決定を下さなければならない。
5. 本条1項a号に規定する場合については、国家植物品種権管理庁は、専門公報により当該取消を公告して、当該取消の理由を明記しなければならず、同時に保護証所有者に対して通知を送達しなければならない。公告の日から30日以内に、保護証所有者は、国家植物品種権管理庁に対して植物品種保護証の取消の理由を説明するよう請求書を提出する権利を有し、また植物品種保護証を回復するために手数料を納付しなければならない。提出から90日以内に、保護証所有者は、本条1項b号、c号及びd号に規定する場合に関して、当該保護証が取り消された理

¹⁷⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項k号によって「ぶどう」の文言が「つる性の樹木」に改正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

由を説明しなければならない。国家植物品種権管理庁は、その後当該保護証の効力を回復して、それを専門公報に公告することを審理しなければならない。本条1項a号に規定する場合については、当該所有者が、当該植物品種は均一性及び安定性についての要件を満たしており、かつ、国家植物品種権管理庁によりその旨を認証されたことを立証するときは、植物品種保護証の効力は回復されるものとする。

6. ¹⁷⁶政府は、植物の新品種に係る保護証書の効力の停止、回復、取り消しについてその詳細を規定する。

第171条 植物品種保護証の無効

1. 植物品種保護証の効力は、次の場合において無効とされる。
 - a) ¹⁷⁷出願人が植物の新品種に係る権利保護の登録をする権利を有しない場合
 - b) 保護された品種が植物品種保護証の付与時点で新規性及び安定性についての条件を満たしていなかった場合
 - c) 植物品種保護証が登録人の提出した技術的試験結果に基づいて付与されている場合において、保護された品種が均一性及び安定性についての条件を満たしていなかったとき
2. 如何なる組織又は個人も、国家植物品種権管理庁に対して植物品種保護証を無効とするよう当該植物品種保護証の有効期間中に請求することができる。
国家植物品種権管理庁は、無効の要件の審査結果及び関係当事者の意見に基づいて、植物品種保護証の効力の無効に対する拒絶の決定を下すか、又は無効の決定を下さなければならない。
3. 植物品種保護証が無効とされた場合は、植物品種権に基づいて生じたすべての取引は無効となる。当該無効取引は、民法に従って取り扱われるものとする。

第172条 植物品種保護証の補正又は再交付

1. 保護証所有者は、国家植物品種権管理庁に対して、保護証所有者の名称及び住所に関する何らかの誤記を変更又は更正するよう請求する権利を有する。ただし、所定の手数料及び料金を納付することを条件とする。当該誤記が国家植物品種権管理庁により行われたときは、同庁は、当該誤記を更正しなければならない。また保護証所有者は、手数料及び料金を納付する必要がない。
2. 保護証所有者は、植物品種保護証が紛失し又は毀損されたときは、国家植物品種権管理庁に対してその再交付を請求することができる。ただし、所定の手数料及び料金を納付することを条件とする。
3. ¹⁷⁸政府は、植物の新品種に係る保護証書の補正、再交付に関する手続についてその詳細を規定する。

第173条 保護証に係る決定の公告

品種保護証の付与、再交付、取消、無効、補正に関するすべての決定は、国家植物品種権管理庁により決定発出から60日以内に専門公報により公告されるものとする。

¹⁷⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条67項によって追加された。

¹⁷⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条68項によって改正、補正された。

¹⁷⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条69項によって改正、補正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第2節

保護登録出願の出願様式及び処理手続

第174条 保護登録出願

1. 植物新品種保護に係る権利の登録出願書類は、次のものを含まなければならない。
 - a) 所定の様式を使用する登録出願様式
 - b) 所定の様式を使用する写真及び技術的質問書
 - c) 代理人を通じて出願するときは、委任状
 - d) 登録人が登録権の移転を受けた者であるときは、登録権を証明する書類
 - dd) 優先権主張の場合は、優先権を立証する書類
 - e) 手数料の領収書
2. 保護登録出願書類、及び登録人と国家植物品種権管理庁との間の取引書類は、ベトナム語により作成しなければならない。ただし、次の書類は外国語により作成することができるが、国家植物品種権管理庁の請求によりベトナム語に翻訳しなければならない。
 - a) 委任状
 - b) 登録権を証明する書類
 - c) 優先権を証明する書類
 - d) その他の書類
3. 保護登録出願のための優先権を立証する書類は、次のものを含む。
 - a) 授権された組織により認証された最初の出願様式の写し
 - b) 当該権利が他人から移転された場合においては、優先権に係る権利の移転又は相続についての書類

第175条 出願様式の受領；提出日

1. 保護登録出願は、第174条1項に規定する全書類と共に国家植物品種権管理庁により受理される。
2. 出願様式の出願日は、当該出願様式が国家植物品種権管理庁により受領された日である。

第176条 出願様式の効力の審査

1. 出願日から15日以内に、出願様式は、当該出願の効力を決定するために国家植物品種権管理庁により審査されることになる。
2. 保護登録出願は、次の場合の1に該当するときは、無効とみなす。
 - a) 出願様式が要件に従っていない場合
 - b) ¹⁷⁹ (削除)
 - c) 登録権が複数の組織又は個人に属する場合において、その1人又は複数の者が当該登録に同意しないときを含め、登録人が出願についての権利を有していない場合
3. 国家植物品種権管理庁は、次の通り手続を実施する。
 - a) 本条2項c号に規定する場合¹⁸⁰については、拒絶の理由を付して出願様式の受理の拒絶を通知すること
 - b) 本条2項a号に規定する場合については、誤りを訂正するよう登録人に通知すること、及び訂正を求める通知の受領から30日の期限を登録人に通知すること
 - c) 登録人が誤りを訂正しないとき、又は本項b号にいう通知に対する合理的な不服申立を有していないときは、出願様式の拒絶を通知すること

¹⁷⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条83項によって削除された。

¹⁸⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項1号によって「b号及び」の文言が削除された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- d) ¹⁸¹出願様式が有効である場合又は出願人が誤りを訂正し若しくは本項b号に定める通知に正当な理由を説明した場合、出願様式の受理を通知する。通知には、出願様式の受理を通知した日から当該品種を初めて栽培する日の30日前までに、見本を技術試験の担当機関に送付し、必要な試験を行うよう出願人に要求する内容を含む。ただし、第178条に従って出願人が自己試験をする場合はこの限りでない。

第177条 保護出願様式の公開

1. 出願様式が有効であるときは、国家植物品種権管理庁は、植物品種に関する専門公報により、当該出願の受理の日から90日以内に公開しなければならない。
2. 公会の内容は次のものを含む。出願様式の番号、出願日、（若しいる場合は）代理人、登録人の名称、所有者の名称、品種の名称、種、出願様式が有効として受理された日

第178条 植物品種の登録に係る出願様式の内容の審査

1. 国家植物品種権管理庁は、有効として受理された出願様式の内容を審査する。当該審査は、次を含む。
 - a) 新規性及び名称について審査すること
 - b) 品種の技術試験の結果を審査すること
2. 技術試験とは、品種の識別性、均一性及び安定性を決定するための栽培試験の遂行をいう。技術試験は、所管当局により、又は農業地方開発省の規定に従う技術試験を遂行する十分な能力を有する組織若しくは個人により行われるものとする。
国家植物品種権管理庁は、以前の技術試験の結果を使用することができる。
3. 当該試験結果の審査期間は、技術試験結果を受領した日から90日とする。

第179条 出願様式の修正及び補充

1. 登録人は、国家植物品種権管理庁が植物品種保護証を付与する又は付与しないことを決定する前に、次の権利を有する。
 - a) 保護登録出願の内容を変えることなく出願様式を修正又は補充すること
 - b) 登録人の名称及び宛先の変更の確認を請求すること
 - c) 契約に基づくか又は相続若しくは遺贈の結果としての出願様式の移転による登録人の変更の確認を請求すること
2. 本条1項に規定する手続の何れかを請求する者は、手数料及び年次料金を納付しなければならない。

第180条 登録に係る出願様式の取下

1. 国家植物品種権管理庁が保護証を付与する又は付与を拒絶する決定をする前に、登録人は、保護出願様式を取り下げることができる。当該取下についての請求は、書面で行わなければならない。
2. ¹⁸²出願人が出願を取り下げた時から、当該出願に関するすべての手続が終了する。

第181条 植物品種保護証の付与に係る第三者の意見

植物品種の保護登録出願の専門公報による公開の日から植物品種保護証の付与についての決定が下されるまでは、如何なる第三者も、植物品種保護証の交付についての意見を国家植物品種権管理庁に対して送付することができる。当該意見は、それを支持する論拠及び証拠を添付し、書面で作成しなけ

¹⁸¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条70項によって改正、補足された。

¹⁸² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条71項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

ればならない。

第182条 植物品種保護証の付与の拒絶

保護出願様式は、第176条及び第178条に規定する何れかの条件を満たさない場合は、植物品種保護証の交付について拒絶されるものとする。拒絶の場合は、国家植物品種権管理庁は、次の手続を実施しなければならない。

1. 保護証の付与を拒絶すべき旨の提議を通知し、その理由及び登録人が欠陥を補正するか又は当該通知に対して不服申立をする期限を明示すること
2. 登録人が当該欠陥を補正しなかったか又は本条1項に規定する通知に対して不服申立をしなかったときは、保護証付与の拒絶を通知すること
3. 当該欠陥を補正したか又は本条1項に規定する付与を拒絶すべき旨の提議に対して不服申立をするために正当な意見を提出したときは、第183条に記載する手続を実施すること

第183条 植物の新品種に係る権利の保護証書の交付¹⁸³

植物の新品種に係る権利の登録出願であって、本法第182条に定める登録出願の拒否事由に該当せず、出願人が所定の手数料、料金を納付した場合、国家植物品種権管理庁は、当該植物の新品種に係る保護証書を付与し、これを植物の新品種に係る国家登録簿に記録する。

第164条の定めに従って植物の新品種を登録し、国家植物品種権管理庁より保護証書を取得した出願人を、当該の新品種の所有者とする。

第184条 植物品種保護証の交付又は交付拒絶についての苦情

1. 登録人及びその他如何なる第三者も、植物品種保護証の付与の決定又はその付与の拒絶について苦情を申し立てる権利を有する。
2. 植物品種保護証の付与の決定又はその付与の拒絶の決定についての如何なる苦情も、苦情及び告発に関する法律に従い処理される。

第XIV章

植物品種に係る権利の内容及び制限

第1節

植物品種に係る権利の内容

第185条 育成者の権利

植物品種の育成者は、次の権利を有する。

1. 育成者の名称が、植物品種保護証、保護植物品種の国家登録簿及び植物品種に関するすべての公開書類に記録されること
2. 第191条に規定する補償金¹⁸⁴を得ること

第186条 保護証所有者の権利¹⁸⁵

1. 保護証所有者は、保護植物品種の増殖素材に係る次の権利を行使し、又は他人が行使用することを許可する権利を有する。
 - a) 生産又は繁殖

¹⁸³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条72項によって改正、補足された。

¹⁸⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項m号によって「1項a号」の文言が削除された。

¹⁸⁵ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条22項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- b) 増殖目的での処理
 - c) 販売の申出
 - d) 販売その他マーケティング
 - dd) 輸出
 - e) 輸入
 - g) 本項a号, b号, c号, d号, dd号及びe号に列挙する目的の何れかのための保管
2. 本条1項に規定する植物品種に関わる保護証所有者の権利は、保護植物品種の増殖素材を違法的に使用して得た収穫素材に対して適用される。但し、当該所有者は、増殖素材に関わる権利を合法的に実施する機会があるにもかかわらず、実施しなかった場合を除く。
 3. 当該人は、第188条に従い、当該植物品種を他人が使用することを禁止する権利を有する。
 4. 当該人は、植物品種に係る権利を相続若しくは遺贈し、又は本法第XV章に従い移転させる権利を有する。

第187条 保護証所有者の権利の範囲の拡大¹⁸⁶

保護証所有者の権利は、次の植物品種に及ぶものとする。

1. 保護された植物品種に主に由来する植物品種。ただし、当該保護された植物品種自体が他の保護された植物品種に主に由来する場合を除く。
植物品種は、当該植物品種が保護された品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特質の表現を依然として保有しているときは、保護された植物品種に主に由来するものとみなす。但し、当該保護された品種に対する作用から生じる相違の特質を除く。
2. 当該保護された植物品種と明確には異なる植物品種
3. 植物品種であって、その生産が保護された植物品種の反復使用を必要とするもの

第188条 植物品種に係る権利を侵害する行為

次の行為は、保護証所有者の権利に対する侵害とみなす。

1. 保護証所有者の権利をその者の許可なしに実施し又は使用すること
2. 同一又は類似の種の植物品種の保護された名称と同一又は類似の品種の名称を使用すること
3. 第189条に規定する補償金額の支払なしに、保護された植物品種を使用すること

第189条 植物品種に係る暫定的権利

1. 植物品種に係る暫定的権利は、保護登録出願の公開日から植物品種保護証の付与の日までに発生する植物品種の保護に係る登録人の権利である。登録人は、植物品種保護証が付与されない場合は、暫定的権利を有さない。
2. ¹⁸⁷保護登録された植物の新品種であって、出願者が第186条及び第187条に定める他人の行為を認識している場合、登録出願の承認が公開された日から、出願人はその者に対して、出願日、登録出願が承認された日を明示して、当該品種を使用する行為の差止請求又は使用の許可を書面により通知することができる。
3. 当該品種の利用者は、本条2項に規定の通り通知がなされ、かつ、当該利用者が使用を継続する場合は、当該植物の新品種に係る保護証が付与されたときに、保護証所有者に適切な範囲及び使用期間内で当該品種を使用する権利の移転の価格に相当する金額を支払わなければならない。

¹⁸⁶ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条23項によって改正、補足された。

¹⁸⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条73項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第2節 植物品種に係る権利の制限

第190条 植物品種保護証所有者の権利に対する制限¹⁸⁸

1. 次の行為は、保護された植物品種に係る権利の侵害とはみなさない。
 - a) 植物品種を非商業目的で私的に使用すること
 - b) 植物品種を科学的研究目的で使用すること
 - c) 本法の第187条に規定する場合を除き、他の植物品種を創出するために植物品種を使用すること
 - d) 生産家が、自らの耕作地における来季の増殖及び栽培のため、植物品種からの収穫物を使用すること
2. 植物品種に係る権利は、保護された品種の何らかの素材であって、育成者又はその者の被指名者によりベトナム市場又は外国市場に販売又はその他の方法で持ち込まれたものに関する行為に対しては、次の行為を除き、及ばないものとする。
 - a) 当該植物品種の連続増殖に関する行為
 - b) 当該植物品種の増殖素材を、属又は種が保護されていない国に輸出する行為。ただし、当該増殖素材が消費目的のためにのみ輸出される場合を除く。

第191条 植物の新品種に係る保護証書の所有者の義務¹⁸⁹

1. 本条2項に該当しない限り、植物の新品種に係る保護証書の所有者は、合意に従い育成者に報酬を支払わなければならない。ただし、合意がない場合はその報酬を次に定めるところに従い確定する。
 - a) 生産、営利の目的による植物の新品種の使用実施から得られた税引前利益の10パーセント。
 - b) 植物の新品種の使用権を譲渡した場合、受領した税込みの合計額の15パーセント。
 - c) 植物の新品種の使用権を初めて譲渡した場合、受領した税込みの総額の35パーセント。この場合、育成者は次回の譲渡の報酬及び本項a号及びb号に定める報酬を得ることはできない。
2. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって完成させた植物の新品種については、保護証書の所有者が次に定めるところに従い育成者に報酬を支払う。
 - a) 生産、営利の目的による植物の新品種の使用実施から得られた税引前利益の10パーセント以上、最大15パーセント。
 - b) 植物の新品種の使用権を譲渡した場合、受領した税込みの合計額の15パーセント以上、最大20パーセント。
 - c) 植物の新品種の使用権を初めて譲渡した場合、受領した税込みの総額の20パーセント以上かつ最大35パーセント。この場合、育成者が次回の譲渡の報酬及び本項a号及びb号に定める報酬を得ることはできない。
3. 植物の新品種の共同創作者がいる場合、本条1項及び2項に定める金額は、共同創作者の全員に支払われるべき総額であり、共同創作者は報酬を合意に従い分配する。
4. 植物の新品種の育成者に対して報酬を支払う義務は、植物の新品種の保護の全期間に亘り継続する。
5. 初年は保護証書の交付日から3ヶ月以内に、以降は最初の月中に、国家植物品種権管理庁に当該の新品種の保護証書の効力維持に要する料金を納付しなければならない。

¹⁸⁸ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条24項によって改正、補足された。

¹⁸⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条74項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

6. 国家植物品種権管理庁の要求に従い、保護されている植物の新品種を保管し、当該品種の増殖素材及びその情報を提供すること。保護証書交付時の特性等、当該の植物の新品種の安定性を維持すること。

第191a条¹⁹⁰国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種に係る主務官庁の義務

1. 科学及び技術に関する任務の遂行の終了日から12ヶ月以内に、当該の植物の新品種に係る権利の登録を出願しなければならない。
2. 第191条に従って育成者に報酬の支払いをしなければならない。
3. 国家資本の占める割合が3割以下の科学及び技術に関する任務の遂行の場合、当該国家資本の割合に相当する植物の新品種の使用実施、使用権の譲渡、出資によって得られた税引き後の利益から育成者の報酬を控除した残りの金額は、主務官庁の財政管理規則に基づき使用する。
4. 国家資本の占める割合が3割超の科学及び技術に関する任務の遂行の場合、植物の新品種の使用実施、使用権の譲渡、出資によって得られた税引き後の利益から育成者の報酬を控除した残りの金額は、次に定めるところにより分配する。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行のための資金のすべてが国家予算から拠出される場合、当該残額の50パーセント以上は科学及び技術の活動に投資されるものとし、その残りは、主務官庁の財政管理規則に従って使用する。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行のための資金が複数の資金源から拠出される場合、当該残額は各拠出割合によって分配する。国家予算の拠出割合に相当する利益部分は、主務官庁の財政管理規則に従い使用する。
5. 第164条3項及び4項により植物の新品種の保護証書を取得した主務官庁は、法律の定めるところにより植物の新品種に係る権利の行使、保護措置の実施を行い、当該権利行使、措置の実施及び利益分配について、科学及び技術に関する任務の遂行を管轄する機関に年次報告書を提出する義務を負う。
6. 政府は、本条の詳細を規定する。

第191b条¹⁹¹国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種に係る国家の義務

1. 国家の代表者は、次に掲げる場合において、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種を登録する権利の、希望する組織又は個人への譲渡について90日以内にその情報を公開する。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、本法第191a条1項に定める義務を履行しなかった場合。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、登録の希望がない旨を国家の代表者に通知した場合。
2. 本条1項の定めに従って希望する組織又は個人に登録権を譲渡することができない場合、国家の代表者は、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種の内容を、当該科学及び技術に関する任務遂行の担当組織の電子ポータルサイト又はホームページに公開する。
3. 国家機関は、次に掲げる場合において、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種の使用権を独占する者の承諾を得ずに、他の組織又は個人にその使用権を与えることができる。

¹⁹⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条74項によって改正、補足された。

¹⁹¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条74項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- a) 国家資本の占める割合が3割超の科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種の使用を独占する者が、相当期間を著しく経過したにも拘わらず、当該植物の新品種の使用を実施するための効果的な措置を講じない場合。
 - b) 公益、非営利の目的、国防、治安、国民の健康などの目的、その他の社会的な要請に応じる目的で、使用が必要とされる場合。
4. 本条3項の定めに従って国家機関が他の組織又は個人に植物の新品種の使用権を与える場合、その使用権を独占する者に支払うべき補償金については、次に定めるところによる。
- a) 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種であって、その資金のすべてが国家予算から拠出されている場合、補償金を支払ってはならない。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種であって、その資金が国家予算を含む複数の資金源から拠出されている場合、投資総額に対して使用された国家予算が占める割合に相当する部分は無償で使用を実施することができるが、残りの割合に相当する部分に対しては、相当の補償金を支払わなければならない。使用権を独占する者に支払うべき補償金は、本法第195条3項d号によって計算されるものとする。
- 5 政府は、本条の詳細を規定する。

第XV章 植物品種に係る権利の移転

第192条 植物品種の使用に係る権利の移転

1. 植物品種の使用に係るライセンス許諾とは、植物品種の所有者が、自ら有する植物品種を使用する権利のうち1又は複数の行為を遂行するために他人に与える許可をいう。
2. 植物品種の使用に係るライセンス許諾は、当該権利が共同所有に該当する場合は、全所有者により同意されなければならない。
3. 植物品種の使用に係るライセンス許諾は、書面契約の様式により行われるものとする。
4. 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

第193条 ライセンス許諾契約における当事者の権利

1. ライセンス許諾者は、使用に係るライセンスを第三者に譲渡することを実施権者に対して許可し又は許可しない権利を有する。
2. 実施権者は、次の権利を有する。
 - a) 使用に係るライセンスを、実施許諾者が合意するときは、第三者に譲渡すること
 - b) 実施権者に損害をもたらす第三者による侵害に対して必要な措置を講じるよう実施許諾者に請求すること
 - c) 当該請求の日から3月以内に実施許諾者が(b)に従い請求の通りの行為をしなかったときは、第三者による侵害を防止する必要な措置を実施すること

第194条 植物品種に係る権利の譲渡¹⁹²

1. 植物品種に係る権利の譲渡とは、植物品種の所有者が当該植物品種のすべての権利を譲受人に対して移転させることをいう。譲受人は、所定の手続に従い国家植物品種権管理庁に対する当該譲渡契約の登録の日から、当該植物品種保護証の所有者になるものとする。

¹⁹² この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条25項によって改正、補足された

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

2. 植物品種の権利が共同所有に基づくときは、当該権利の譲渡には全所有者が同意しなければならない。
3. 植物品種に対する所有権の譲渡は、書面契約によらなければならない。
4. ¹⁹³国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種に対する権利は、ベトナム法により設立された組織又はベトナム在住のベトナム人に対してのみ譲渡されるものとする。当該譲受人の義務については、本法の主務官庁の義務に関する規定を準用する。
5. ¹⁹⁴政府は、本条の詳細を規定する。

第195条 植物品種の使用に係る強制ライセンス許諾についての根拠及び条件

1. 次の場合は、植物品種を使用する権利は、第196条1項にいう国家所管当局の決定に基づいて、保護証所有者又はその者の被指名人（以下「植物品種を使用する排他権の所有者」という）の許可を取得することなしに、他の組織又は個人に対してライセンスされるものとする。
 - a) 当該植物品種の使用が、国防、国家安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養の必要性を満たし又は他の緊急の社会的必要を満たすことにある公共の利益、非商業目的のためである場合
 - b) 植物品種を使用する需要及び能力を有する者が、合理的な期間に価格及びその他の商業的条件を交渉する最善の努力をしたにも拘らず、当該植物品種を使用する排他権の所有者とライセンス許諾契約の締結について、合意に達さなかった場合
 - c) 当該植物品種を使用する排他権の所有者が競争法令に基づく競争の制限行為を行っているとみなされる場合
2. 当該植物品種を使用する排他権の所有者は、当該権利を終了させる権利を有し、本条1項に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり、かつ、再現の虞がないときは、当該使用の権利の終了を請求する権利を有する。ただし、当該終了が実施権者に対して有害でないことを条件とする。
3. 植物品種を使用する権利は、国家所管当局の決定に基づいて次の条件に従って移転されるものとする。
 - a) 当該使用の権利は、非排他的であること
 - b) 当該使用の権利は、本条1項c号にいう場合を除き、特に国内市場への供給のためである強制ライセンスの目的を達成するのに十分な範囲及び期間のみに限定されること
 - c) 実施権者は、その者の事業施設の譲渡と共にするときを除き、当該使用の権利を他人に譲渡してはならず、また他人にサブライセンスを付与してはならないこと
 - d) 実施権者は、政府の規定する報酬枠に応じて、各特定の場合における当該使用の権利の経済的価値を参酌し、植物品種を使用する排他権の所有者に対して、適正な補償金を支払わなければならないこと
4. 政府は、植物品種を使用する権利の強制ライセンス許諾及び本条3項d号にいう補償金の構成の場合について特別規定を制定する。

第196条 強制的決定に基づく植物品種を使用する権利をライセンス許諾する権限及び手続

1. 農業地方開発省は、第195条1項に規定する場合においては、関係請求に基づいて、その国家管理の範囲内にある分野において植物品種を使用する権利のライセンス許諾に関する決定を下す。省、省レベルの当局は、第195条1項にいう場合においては、農業地方開発省との協議に基づいて、その国家管理の範囲内にある分野において植物品種を使用する権利をライセンス

¹⁹³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条75項によって改正、補足された。

¹⁹⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条75項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

許諾する決定を下す。

2. ライセンス許諾の決定は、第195条3項に従い当該使用の範囲及び条件を定めなければならない。
3. 植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定を下す国家所管当局は、この決定を、当該植物品種を使用する排他権の所有者に通知しなければならない。
4. 植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定又は植物品種を使用する権利をライセンス許諾することの拒絶に関する決定は、これについて異議を申し立てることができ又は法律による訴訟に従うことを条件とすることができる。
5. 政府は、本条にいう植物品種を使用する権利のライセンス許諾に係る手続について特別規定を制定する。

第197条 強制ライセンス許諾の場合における保護証所有者の権利

植物品種を使用する権利の強制ライセンス許諾に服する保護証所有者は、次の権利を有する。

1. 当該使用の権利の経済的価値に相当するか又は類似の範囲及び期間を有する当該権利の契約ライセンス許諾の価格と同等の適正な補償金を受領すること
2. 当該強制ライセンス許諾に至った条件がもはや存在しないとき、又は強制ライセンスの補正、取消、若しくは無効が強制ライセンス実施権者に損害を与えないときは、国家植物品種権管理庁に対して当該補正、取消又は無効を請求すること

第V部

知的所有権の保護

第XVI章

知的所有権の保護に関する総則

第198条 自身による保護に対する権利

1. 知的所有権所有者は、自らの知的所有権を保護するために次の措置を適用する権利を有する。
 - a) ¹⁹⁵知的財産権の侵害行為を終了させるために、権利を保護する技術手段の実施、権利管理情報の提示その他の技術手段の実施をすること
 - b) ¹⁹⁶知的財産権を侵害する組織又は個人に対して当該行為の終了、電気通信ネットワーク及びインターネットでの侵害内容の削除、謝罪、公的な是正、及び損害に対する補償を請求すること
 - c) 国家所管当局に対して、本法並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求すること
 - d) 自らの正当な権利及び利益を保護するために管轄裁判所における訴訟又は仲裁を提起すること
- 1a. ¹⁹⁷知的財産権者は、自らの権利を保護するために、本条1項に定める措置の適用を他の組織又は個人に委任することができる。
2. ¹⁹⁸知的所有権の侵害行為により生じた損害を被った組織及び個人、又は消費者若しくは社会

¹⁹⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条76項によって改正、補正された。

¹⁹⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条76項aによって改正、補正された。

¹⁹⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条76項bによって追加された。

¹⁹⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補正に係る法律第07/2022/QH15号の第1条76項bによって改正、補正された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

に損害を生じさせる知的所有権の侵害行為を発見した組織及び個人は、国家管理当局に対して、本法及び他の関係法令の定めに従い当該侵害行為を取り扱うよう請求することができる。

著作権、実演者の権利を相続により承継した者は、国家管理当局に対して、本法第19条4項及び第29条2項b号に定める権利の侵害行為を取り扱うよう請求することができる。

3. ¹⁹⁹不正競争行為により生じた損害を被った又は被るおそれがある組織及び個人は、国家管理当局に対して、第202条の定めを適用するよう請求することができる。
4. ²⁰⁰知的財産権侵害事件の被告である組織及び個人は、裁判所が当該組織又は個人により侵害行為は行われなかったと判断した場合、原告に対し、弁護士の報酬又は法令に定めるその他の費用等の合理的な費用を支払うよう、裁判所に請求することができる。
5. ²⁰¹組織又は個人が知的財産の保護手続を乱用し、他の組織又は個人に損害を与えた場合、その損害を被った組織又は個人は、当該乱用を行った者に対し、弁護士の報酬等の合理的な費用を含む当該乱用行為から生じた損害を賠償するよう、裁判所に請求することができる。知的財産の保護手続の乱用行為には、当該手続の範囲又は目的を意図的に超える行為が含まれる。

第198a条 著作権及び隣接権の推定²⁰²

著作権及び隣接権に関する民事訴訟手続、行政訴訟手続及び刑事訴訟手続において、反証がない限り、著作権及び隣接権は、以下のように推定されるものとする。

1. 著作者、実演者、録音、録画製作者、放送機関、映画製作者、出版者としてその名称を一般的に表示される組織、個人は、当該著作物、実演、録音、録画、放送番組の著作者と推定される。
2. 本条1項に定める名称の一般的表示とは、著作物の原作品、最初に固定された実演、録音、録画、放送番組及び関連書類（もしあれば）又はその原作品がもはや存在しない場合は適法に公開された当該複製物において名称を表示することをいう。
3. 本条1項に定める個人及び組織は、著作権及び隣接権を行使することができる。

第198b条 通信事業者の著作権及び隣接権に関する法的責任²⁰³

1. 通信事業者とは、電気通信ネットワーク及びインターネットに電子情報を掲載し、公衆がそのネットワークで電子情報を利用することができるように、設備及びデータ通信回線を提供する者である。
2. 通信事業者は、技術手段を実施し、電気通信ネットワーク及びインターネット上の著作権及び隣接権を保護する措置を講じる所管管理機関と協力しなければならない。
3. 通信事業者は、次に掲げる場合において、自らのサービス提供及び利用に関して、電気通信ネットワーク及びインターネット上で著作権、隣接権を侵害する行為について責任を免除されるものとする。
 - a) 電子情報の通信のみを実施し、又は一定の電子情報にアクセスするルートのみを提供する場合。
 - b) 情報通信中にキャッシュサーバーで情報を蓄積するにあたり、情報通信の中継及び通信の効果を向上させる目的で自動的かつ暫定的に保存する場合。また、次に掲げる条件も適用

¹⁹⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条76項bによって改正、補足された。

²⁰⁰ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条10項によって追加された。

²⁰¹ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条10項によって追加された。

²⁰² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条77項によって改正、補足された。

²⁰³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条77項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

されるものとする。

- i. 技術的な理由で必要とされる場合のみに情報を変更すること。
 - ii. 電子情報の伝達及び利用に関する法令を遵守すること。
 - iii. 当該業界における周知の方式での電子情報の更新に関する法令を遵守すること。
 - iv. 一定の電子情報の利用に関するデータを収集するために、周知かつ一般的に用いられる技術を適法に利用することは妨げられない。
 - v. 一定の電子情報がその送信元で削除されたこと、又は送信元から当該情報にアクセスするルートが削除されたことを認識する場合には、当該の電子情報へのアクセス権を無効にすること。
- c) サービス利用者の請求によってその者の電子情報を保存する場合、その情報が著作権又は隣接権を侵害することを知らず、知って以降、遅滞なくその情報を削除したこと、又はアクセス権を無効にした場合。
- d) 政府が定める他の場合。
4. 本条3項により法的責任を免除される場合、通信事業者は、自己監査の措置又は自発的に侵害行為を証明する証拠の探索を要しない。
 5. 本条に定める電子情報とは、本法によって保護されているデジタル化された著作物及び隣接権の対象物を指す。
 6. 政府は、本条の詳細を規定する。

第199条 知的所有権の侵害行為に対する救済

1. 他人の所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、当該侵害の内容及び程度に応じて民事救済、行政的救済、又は刑事救済についての責任を負う。
2. 適切な場合において、国家所管当局は、暫定的措置、輸入及び輸出に関して知的所有権関連の管理措置、及び予防措置を適用する権利を有し、また本法並びに他の関係法及び規則に規定の通り行政罰が科されることを保証する。

第200条 知的所有権の侵害を取り扱う当局

1. 裁判所、検察庁、市場管理局、税関、警察庁及び全レベルの人民委員会は、その職務及び権限内で、知的所有権の侵害行為を取り扱う権利を有する。
2. 民事救済及び刑事救済の適用は、裁判所の権限に属する。適切な場合は、裁判所は、法律及び規則に従い暫定的措置を適用する権利を有する。
3. 行政的救済の適用は、検察庁、警察庁、市場管理局及び全レベルの人民委員会の権限に属する。適切な場合は、前記機関は、予防措置を適用し、かつ、法律及び規則に従い行政罰が科されることを保証する権利を有する。
4. 輸入及び輸出に関する知的所有権国境管理措置の適用は、税関の権限に属する。

第201条 知的所有権の検査、査定²⁰⁴

1. ²⁰⁵知的財産に係る鑑定とは、本条2項及び3項に定める組織又は個人が専門知識、実務経験により知的財産に関する内容を判断し、決定することをいう。知的財産に係る司法鑑定は、司法鑑定に関する法令に従って行われるものとする。
- 1a. ²⁰⁶知的財産に係る鑑定は、次に掲げる活動を含む。
 - a. 著作権及び隣接権の鑑定。

²⁰⁴ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条26項によって改正、補足された。

²⁰⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条78項aによって改正、補足された。

²⁰⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条78項aによって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- b. 工業所有権の鑑定。
- c. 植物の新品種に関する権利の鑑定。
2. ²⁰⁷本条2a項に該当しない限り、知的財産に係る鑑定士資格証明書を取得した1名以上を有する合法的に設立・運営された企業、協同組合及び法律事務所は、知的財産に係る鑑定を実施することができる。
- 2a. ²⁰⁸ベトナムで活動する外国の法律事務所は、知的財産に係る鑑定を実施することができない。
3. 以下の条件を満たす個人は、権限のある機関によって知的所有権の査定員証を発給される。
 - a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと
 - b) ベトナムに恒久住居していること
 - c) 専門家としての倫理観が正しいこと
 - d) 査定員証の発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有し、当該分野で5年間以上の経験を経過して査定業務の試験に合格したこと。
4. ²⁰⁹鑑定実施の原則は、以下の事項を含む。
 - a) 法律を遵守し、鑑定手続を厳守すること。
 - b) 正直さ、正確さ、客観性、公平性、迅速性。
 - c) 要求された範囲内の問題についてのみ、専門的結論を出すこと。
 - d) 鑑定結論の内容に関して責任を負うこと。
 - dd) 鑑定費用は、鑑定申請者と鑑定士、鑑定組織との間の合意により計算されること。
5. ²¹⁰鑑定結論書は、事件の処理にあたり証拠の情報源とされる。鑑定結論の内容は、知的財産権の侵害行為及びその事件に関する最終結論とされない。
6. 政府は、知的所有権に関する検査、査定に関する組織と作業を細則に規定する。

第XVII章

民事救済による知的所有権に対する侵害の取扱

第202条 民事救済

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

1. 知的所有権の侵害の終了を強制すること
2. 評判の是正及び謝罪を強制すること
3. 民事的義務の遂行を強制すること
4. 損害に対する補償を強制すること
5. 知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること。ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

第203条 訴訟当事者の権利及び立証責任

1. 知的所有権の侵害に対する訴訟における原告及び被告は、民事訴訟法及び本法に規定する権

²⁰⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条78項aによって改正、補足された。

²⁰⁸ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条78項aによって追加された。

²⁰⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条78項bによって改正、補足された。

²¹⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条78項bによって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

利及び立証責任を有する²¹¹。

2. 原告は、その者が次の証拠の1を有する知的所有権所有者であることを立証しなければならない。
 - a) 著作権登録証、隣接権登録証、保護證書の有効な謄本、又は著作権及び隣接権の国家登録簿、工業意匠、回路配置の国家登録簿、及び保護植物品種の国家登録簿からの抄本
 - b) 著作権登録証、隣接権登録証のない場合は著作権、隣接権の確定の根拠を立証するのに必要な証拠、また、営業秘密、商号又は周知標章に対する権利を立証するのに必要な証拠
 - c) 実施する権利が契約に基づいてライセンスされている場合は、知的所有権の行使に係るライセンス許諾契約書の写し
3. 原告は、知的所有権侵害又は不正競争行為の証拠を提出しなければならない。
4. 生産方法である特許発明に係る権利の侵害に対する訴訟において、次の場合は、被告は、その者の製品が保護された方法以外の方法により製造されていることを立証しなければならない。
 - a) 保護された方法により製造された製品が新規である場合
 - b) 保護された方法により製造された製品が新規でないが、当該保護された方法の所有者は、被告の製品が保護された方法により製造されていると信じており、かつ、合理的な措置が取られたにも拘らず被告により使用された方法を特定できなかった場合
5. 知的所有権の侵害に対する訴訟当事者が、自らの主張の実証に関する証拠が他の当事者の管理下であり、それ故入手不可能であることを立証した場合は、前者は、当該証拠を後者に強制的に提出させるよう裁判所に対して請求する権利を有する。
6. 損害補償請求の場合は、原告は、自らの実損を立証し、かつ、第205条に従い自らの請求の根拠を明示しなければならない。

第204条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての原則

1. 侵害により生じた損害は、次のものを含む。
 - a) 物理的損害は、財産の損失、収入及び利益の減少、事業機会の喪失、当該損害からの防止及び回復のための合理的経費、合理的な弁護士手数料、並びにその他の有形損失を含む。
 - b) 精神的損害は、名誉、威厳、威信、名声に対する損失、並びに文学的、美術的、科学的著作物の著作者に対して、実演者に対して、発明、工業意匠、回路配置の創作者に対して、及び植物品種育成者に対して生じたその他の精神的損失
2. 損害のレベルは、知的所有権所有者がその者の知的所有権の侵害により蒙った実損を根拠として決定されるものとする。

第205条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠

1. ²¹²原告は知的所有権の侵害により自己への物理的損害が生じたことの立証に成功した場合は、その者は、裁判所に対して、次のいずれかの根拠に基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。
 - a) 原告の利益減少分が全物理的損害に未だ含まれていないときは、金額により決定された全物理的損害に知的財産権の侵害の結果として被告が得た利益を加算した額
 - b) 知的所有権対象の使用に係る合意に基づいて、犯された侵害行為と同等程度まで知的所有権対象を使用する権利を被告が原告から移転されたと想定して、当該知的所有権対象

²¹¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項n号によって「第79条」の文言が削除された。

²¹² この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条11項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

- を使用する権利の移転の価値
- c) 法令の定めに従って知的財産権者が提案するその他の算出方法によって算定された物理的損害
 - d) 本項a号及びb号に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、当該金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定されるが、5億ベトナム・ドンを超えないものとする。
2. 原告が、知的所有権の侵害がその者に精神的損害を生じたことを立証することに成功したときは、その者は裁判所に対して、損害のレベルに応じ500万ベトナム・ドンから5000万ベトナム・ドンの範囲で補償金額を決定するよう請求する権利を有する。
 3. 本条1項及び2項という損害に加え、知的所有権所有者は、侵害者に強制して弁護士雇用の合理的な費用を支払わせるよう裁判所に対して請求することができる。

第206条 暫定的措置の適用を裁判所に請求する権利

1. 訴訟提起時又はその後、知的所有権所有者は、次の場合は暫定的措置を講じるよう裁判所に対して請求する権利を有する。
 - a) 知的所有権所有者に対して回復不能な損害を与える脅威が存在する場合
 - b) 知的所有権に対する侵害容疑の商品及び関係する証拠について、それらが適時に保護されないときは、散乱又は廃棄の脅威が存在する場合
2. 裁判所は、当該暫定的措置に責任を有する当事者の意見を聴取する前に、本条1項に規定する知的所有権所有者の請求により暫定的措置の適用を決定することができる。

第207条 暫定的措置

1. 次の暫定的措置は、知的所有権侵害容疑の商品に対して又は当該商品を生産若しくは取引するための素材、原料又は用具に対して適用可能とする。
 - a) 没収
 - b) 差押
 - c) 封印、状態の変更又は置換の禁止
 - d) 所有権移転の禁止
2. その他の暫定的措置は、民事訴訟法に従い適用されるものとする。

第208条 暫定的措置を請求する者の義務

1. 暫定的措置を請求する者は、第203条2項に規定する資料及び証拠の提出を含めて、第206条2項に規定するその者の請求する権利を立証する義務がある。
2. 暫定的措置を請求する者は、暫定的措置による債務者が当該知的所有権を侵害していないと認められた場合は、その者に対する損害についての補償金を支払う義務を有する。この義務の履行を保証するため、暫定的措置の適用を請求する者は、次の形態の1により保証金を供託しなければならない。
 - a) 暫定的措置適用の対象である商品の価値の20%相当の金額、又はそれらの商品の評価が不可能のときは少なくとも2000万ベトナム・ドンを供託すること
 - b) 銀行又は他の信用組織が発行した保証書類を提出すること

第209条 暫定的措置適用の終了

1. 裁判所は、暫定的措置の適用については、民事訴訟法にいう何れかの場合²¹³、又は暫定的措置による債務者が当該暫定的措置の適用が不合理であることの立証に成功した場合は、これの終了を決定しなければならない。
2. 暫定的措置適用の終了の場合は、裁判所は、第208条2項にいう供託金を請求人へ償還すること

²¹³ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項oによって「第122条1項」の文言が削除された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

を考慮しなければならない。暫定的措置適用の請求が不合理であり、暫定的措置による債務者に対して損害を生じるときは、裁判所は、請求人に対し強制的に当該損害の補償をさせなければならない。

第210条 暫定的措置適用に係る権限及び手続

暫定的措置の適用に係る権限及び手続は、民事訴訟法²¹⁴の規定に従わなければならない。

第XVIII章

行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱；知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第1節

行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱

第211条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為²¹⁵

1. 知的所有権侵害の次の行為のいずれかをする組織、個人は、行政罰に服するものとする。
 - a) 著作者、所有者、消費者又は社会に対して損失を及ぼす知的所有権侵害をすること
 - b) 本法の第213条にいう知的所有権の偽造商品を生産し、輸入し、輸送し、取引するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること
 - c) 偽造の地理的表示を付したスタンプ、ラベルまたは他の物品を生産し、輸入し、輸送し、取引し、保有するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること
2. 政府は、行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為、処罰の形態、程度とその手続について細則に規定する。
3. 知的所有権に関する不正競争行為を犯した組織及び個人は、競争法令に規定する行政罰を科される。

第212条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為²¹⁶

犯罪を構成する要因を有する知的所有権の侵害行為を犯した個人及び法人は、刑事罰を科されるものとする。

第213条 知的所有権の偽造商品²¹⁷

1. 本法の定める知的所有権の偽造商品は、本条2項、3項及び4項に定める偽造標章商品及び偽造地理的表示商品、並びに著作権違反の複製物を含む。
2. 偽造標章商品とは、標章の所有者の承諾を得ずに、当該商品に係る保護された標章と同一又は実質的に識別不能な標章若しくは標識、シール、ラベルを付した商品又はその包装である。
3. 偽造地理的表示商品とは、本法第121条4項又は当該地理的表示の原産地国の法令によって地理的表示を使用実施をする権利を有しない者が、商品又はその包装において当該商品に係る保護された地理的表示と同一又は実質的に識別不能な標識若しくはシール、ラベルを付したものをいう。
4. 著作権違反の複製物とは、著作権所有者又は隣接権所有者の承諾を得ずに創作された複製物である。

²¹⁴ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項pによって「第I部第VIII章」の文言が削除された。

²¹⁵ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条27項によって改正、補足された。

²¹⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条79項によって改正、補足された。

²¹⁷ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条79項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第214条 行政違反処罰及び矯正措置²¹⁸

1. 第211条1項に定める知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、行政違反処分に関する法律により行政違反処罰及び矯正措置に処せられる。
2. 行政違反処分に関する法律による行政違反処罰及び矯正措置のほか、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、非商業的目的で知的所有権侵害品、当該の商品の原材料及び生産、取引に用いられた用具を強制的に頒布し、使用をさせることを内容とする矯正措置に処せられる。ただし、当該強制頒布又は強制使用は、知的所有権所有者による権利の行使に影響を及ぼさないことを条件とする。
3. 知的所有権の侵害行為に対する罰金及び処罰の権限は、行政違反処分に関する法律に従って行われる。

第215条²¹⁹ (削除)

第2節

知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第216条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置

1. 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置は、次のものを含む。
 - a) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止
 - b) 知的所有権侵害の標識を含む商品の検出の監督
2. ²²⁰知的所有権侵害の疑いのある商品に係る税関手続の停止は、次に掲げる場合において、実施されるものとする。
 - a) 知的財産権者の請求によって、商品ロットについての情報及び証拠の収集を目的として講じられる措置であり、知的所有権所有者が、侵害処理を請求し、かつ、暫定的措置若しくは予防措置の適用を請求する権利を行使し、又は行政罰を科すべきことを確保する根拠として役立つものである場合。
 - b) 税関は、税関検査時に知的所有権侵害の疑いのある輸出入商品を発見した場合、職権で税関手続を停止することができる。
3. 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督は、税関手続の停止を請求するために情報収集を目的として知的所有権所有者の請求により講じられる措置である。
4. 本条2項及び3項にいう措置適用の過程の間、何らかの商品が第213条に従い知的所有権の偽造商品であると認められたときは、税関は、第214条²²¹にいう行政措置を適用する権利及び義務を有する。
5. ²²²政府は、本条2項b号の詳細を規定する。

²¹⁸ この条文に関して、一回目の改正は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条28項によって行われた。

その二回目の改正は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条79項によって改正、補足された。

²¹⁹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条83項によって削除された。

²²⁰ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条80項aによって改正、補足された。

²²¹ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項qによって「及び第215条」の文言が削除された。

²²² この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条80項bによって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第217条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置の適用を請求する者の義務

1. 知的所有権関係の輸入及び輸出に関する国境管理措置の適用を請求する者は、次の義務を有する。
 - a) その者が第203条2項にいう資料及び証拠を提出することにより知的所有権所有者であることを立証すること
 - b) 知的所有権侵害容疑の商品を特定し、かつ、侵害商品を発見するのに十分な情報を提供すること
 - c) 税関に対して申請書を提出し、かつ、法律及び規則により定められた手数料及び料金を納付すること
 - d) 管理措置に服した商品が知的所有権を侵害しないと認められる場合は、当該措置に服した者に対して損害及びその他の蒙った経費を支払うこと
2. 本条1項d号に規定する義務の履行を保証するため、税関手続の停止措置の適用を請求する者は、次の方法の1により保証金を供託しなければならない。
 - a) 税関手続の停止の対象である商品ロットの価値の20%相当の金額、又は当該商品ロットを評価することが不可能なときは、少なくとも2000万ベトナム・ドンを供託すること
 - b) 銀行又は他の信用機関により発行された保証書類を提出すること

第218条 税関手続の停止の適用に係る手続²²³

1. ²²⁴税関手続の停止を請求する者が、その者の本法第217条に規定する義務を完全に履行したときは、税関は、関係商品ロットに関する税関手続の停止に関する決定を発出しなければならない。税関は、当該知的財産権者に対して、荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名及び住所、商品の説明、数量、判明している場合には商品の原産国等の情報を、本法第216条4項に定める偽造標章商品、著作権違反の複製物に対する行政措置の適用決定を発行した日から30日以内に提供するものとする。
2. 税関手続の停止期間は、税関手続の一時停止の申請者がその一時停止に関する税関機関の通知を受領した日から10日間とする。この期間は、税関手続の停止を請求する者が正当な理由を有し、かつ、第217条2項にいう追加金額を供託したときは、20日まで延長することができる。
3. 本条2項に規定の期間の満了時に、税関手続の停止を請求する者が民事訴訟を提起せず、かつ、税関が商品ロットの輸入者を行政手続に基づいて取り扱う事件を受理しなかったときは、税関は次の通りしなければならない。
 - a) 当該商品ロットに係る税関手続の完成を継続すること
 - b) 税関手続の停止を請求する者に対して、強制的に、税関手続停止の不合理な請求により当該商品ロットの所有者が被った全損害を補償させること、及び税関が被った商品の保管保存経費並びに税関に関する法律及び規則に従い税関及び他の関係組織及び個人が被ったその他の費用を支払わせること
 - c) 税関手続の停止を請求する者に対して、義務を履行し、かつ、本項b号にいう全費用支払の後に、供託保証金の残額を償還すること
4. ²²⁵税関は、職権で税関手続を停止する場合において、知的財産権者の連絡先を知っているときは当該知的財産権者、及び輸出者、輸入者に対して直ちにその停止について通知するものとする。当該通知日から10営業日以内に、知的財産権者が民事訴訟を提起せず、税関も行政違反処分に関する法律に定める手続によってその事件を受理しない場合、税関は当該商品の手続を引き続き行わなければならない。

²²³ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条29項によって改正、補足された。

²²⁴ この条文は、2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第2条12項によって改正、補足された。

²²⁵ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条81項によって追加された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第219条 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督

知的所有権所有者が知的所有権侵害の標識を含む商品ロットを検出するために審査及び監督を請求するとき、及び当該商品ロットが検出されたときは、税関は、直ちに当該審査及び監督を請求した者に対して通知しなければならない。当該通知の日から3就業日以内に、当該請求をした者が商品の検出されたロットに関して税関手続の停止を請求せず、税関が当該商品ロットの輸入者を第214条²²⁶に従い行政措置により取り扱うことを決定しないときは、税関は、当該商品ロットに係る税関手続の完成を続行しなければならない。

第VI部 施行規定²²⁷

²²⁶ この条文は、2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第1条82項qによって「及び第215条」の文言が削除された。

²²⁷ 2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第3条は、次のとおり定める。

「第3条. 効力

1. 本法は、2010年1月1日から施行する。
2. 政府は、本法に規定された条項の実施の詳細及びガイドラインを作成し、国家管理活動の要求に応じてその他の必要な内容を案内するものとする。」

2019年11月1日からその効力を生じている保険業法並びに知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第42/2019/QH14号の第3条及び第4条は、次のとおり定める。

「第3条. 効力

1. 本法は、2019年11月1日から施行する。ただし、本法の第4項に定める場合は、この限りでない。
2. 法律第90/2015/QH13号、法律第03/2016/QH14号、法律第04/2017/QH14号及び法律第28/2018/QH14号によって改正及び補足された投資法第67/2014/QH13号に添付される付録4の条件付き経営投資分野の一覧の32項の次に、32a項を加える。
「32a. 保険付帯サービスには、保険コンサルティング、保険リスク評価、保険数理、保険損失評価、保険金請求のサポートを含む。」
3. 保険事業から生じる新しい保険付帯サービスは、政府によって規制され、公布される前に国会常務委員会によって承認されなければならない。
4. 本法における知的財産に関する規定は、次に掲げる場合には、2019年1月14日から適用される。
 - a) 2019年1月14日以降に提出された工業所有権の設定登録出願
 - b) 2019年1月14日以降に提出された工業所有権の設定出願に基づいて発行された発明に係る特許、実用新案権、地理的表示登録の無効請求
 - c) 2019年1月14日以降に行われた商標登録の無効請求
 - d) 2019年1月14日以降に所轄機関に受理された知的財産権の侵害事件、2019年1月14日以降に申し立てられた知的財産権の保護に関するその他の申請

第4条. 経過規定

1. 本法の効力発生日前に保険付帯サービスを行っていた個人及び組織は、本法の効力発生日から1年以内に、本法に定める保険付帯サービスを行うための要件を満たさなければならない。本条項に指定された期間を過ぎた後に、所定の条件を満たしていない場合は、当該個人又は組織は、所定の条件を完全に満たすまで、その保険付帯サービスを行ってはならない。
2. 2019年1月14日より前に提出された特許及び地理的表示登録の出願は、法第36/2009/QH12号によって諸条項が改正及び補足された知的財産法第50/2005/QH11の規定に従って、引き続き処理されるものとする。
3. 当事者間で署名された商標使用許諾契約は、2019年1月14日より前に国家工業所有権庁に登録されていない場合、2019年1月14日から第三者に対してその効力を生じる。
4. 2019年1月14日より前に所轄機関に受理されたものの、未だ終結していない知的財産権の侵害事件については、法第36/2009/QH12号によって諸条項が改正及び補足された知的財産法第50/2005/QH11の規定に従って、引き続き処理されるものとする。」

2023年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第07/2022/QH15号の第3条及び第4条は、次のとおり定める。

「第3条. 効力

1. 本法は、2023年1月1日から施行する。ただし、本条2項及び3項に定める場合は、この限りでない。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

第220条 経過規定²²⁸

1. 本法発効日前に適用の法令に基づいて保護されていた如何なる著作権又は隣接権も、それが発効日現在なお保護期間にあるときは、本法に基づいて引き続き保護されるものとする。
2. 本法の発効日前に所管当局に対して提出済みの著作権、隣接権、発明、実用新案、工業意匠、商標、原産地名称、回路配置、植物新品種の登録出願書類は、出願日時の法定書類に従い取り扱われるものとする。
3. 本法の発効日前に適用の規定に基づいて付与された保護証書により付与されたすべての権利及び義務、並びにこれらの保護証書に関する維持、延長、訂正、満了、無効化、使用権の移転、所有権の譲渡、紛争の解決は、本法に従うことを条件とする。ただし、保護証書の無効化は、その証書の発給の検討に適用された有効な法令の諸規定に従うこととする。この規定は、本法が発効前に有効になった法律に従って発行された商品の生産地の名称を掲載する

-
2. 音響の標章の保護に関する規定は、2022年1月14日から施行する。
 3. 農業用化学製品の実験データの保護に関する規定は、2024年1月14日から施行する。

第4条 経過規定

1. 本法の施行日の前に、保護されている著作権、隣接権は、保護期間が満了しない限り、本法に定める規定によって引き続き保護されるものとする。
2. 本法の施行日の前に、所管管理機関に提出された著作権、隣接権の登録出願は、出願日に効力を有する法律によって引き続き処理されるものとする。
3. 本法の施行日の前に、国家工業所有権庁に提出された発明、工業意匠、商標、地理的表示の登録出願は、出願日に効力を有する法律によって引き続き処理されるものとする。ただし、次に定める場合は、この限りでない。
 - a) 本法第1項1項b号によって改正、補足された知的財産法の第4条13項は、2020年8月1日以降に工業意匠の登録出願を提出し、本法の施行日時点で保護証書及び拒否通知がない場合に対して適用されるものとする。
 - b) 本法第1項22項b号及びc号、35項及び第42条b号によって改正、補足された知的財産法の第74条2項e号及びh号、第106条1項e号、第117条3項b号は、この法律の施行日に保護証書及び拒否通知がない工業所有権の登録出願に対して適用されるものとする。
 - c) 本法の施行日に保護証書及び拒否通知がない発明の登録出願であって、当該発明に係る安全保障に関する管理措置の実施は、本法の第1項27項によって改正、補足された第89a条によるものとする。
 - d) 本法の第1条43項によって改正、補足された第118条は、本法の施行日に査定結果通知がない工業所有権の登録出願に対して適用されるものとする。
4. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置、植物の新品種に関する、本法の第1条25項、52項、53項、54項、55項、66項、74項及び75項によって改正、補足された知的財産法第86条、第86a条、第133a条、第135条、第136a条、第139条、第164条、第191条、第191a条、第191b条及び第194条は、本法の施行日以降に指定される科学及び技術に関する任務に対して適用されるものとする。
5. 複合製品の組立部品である工業意匠であって、2020年8月1日より前に登録出願を行い保護証書を取得した場合、当該工業意匠に関する権利義務は、本法の施行日前に効力を有する法令によるものとする。保護証書の効力の取消事由については、当該保護証書を決定するときに適用されていた法令によってされるものとする。
6. 本法の施行日前に工業所有権代理の資格証明書を取得した者は、引き続きその業務を実施することができる。本法の施行日前に所管管理機関により開催された工業所有権代理の業務検定試験を合格した者は、法律第36/2009/QH12号及び法律第42/2019/QH14号により一部の改正及び補足がされた知的財産法第50/2005/QH11号によって工業所有権代理の資格証明書を交付されるものとする。
7. 本法の施行日前に、所管管理機関に提出された植物の新品種に係る権利の登録出願は、出願日に効力を有する法律によって引き続き処理されるものとする。本法の施行日前に植物の新品種に係る権利の代理業務に関する資格証明書を取得した者は、引き続きその業務を実施することができる。
8. 本法の施行日前に知的財産権に係る訴えの提訴が所管機関によって受理されたものの、最終決定がされていない場合、法律第36/2009/QH12号及び法律第42/2019/QH14号により一部の改正及び補足がされた知的財産法第50/2005/QH11号によってその解決を行うものとする。」

²²⁸ この条文は、2010年1月1日からその効力を生じている知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律第36/2009/QH12号の第1条30項によって改正、補足された。

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

決定に対しても適用される。国家工業所有権庁は、商品の生産地の名称に関する地理的表示の登録証明書の発給手続きを行う。

4. 営業秘密、地理的表示、商号、及び工業所有権の保護並びに工業所有権関係の不正競争に対する権利の保護に関する政府の2000年10月3日付け政令第54/2000/ND-CP号に基づいて存在し保護されている営業秘密及び商号は、引き続き保護されるものとする。
5. 本法の発効日から、本条4項にいう政令に基づいて保護されたものを含む地理的表示は、それが国家工業所有権庁に登録されたときにのみ、保護されるものとする。

第221条 効力

本法は、2006年7月1日から施行する。

第222条 施行指針

政府及び人民最高裁判所は、本法の施行のために詳細規定を制定し、かつ、指針を提供する。

国会事務局
番号：11/VBHN-VPQH

改正反映文書の承認
ハノイ、2022年7月8日
局長
Bui Van Cuong

宛先：

- 政府官房（官報への掲載のため）
- ベトナム国会テレビ（国会のウェブサイトへの掲載のため）
- コンピュータセンター
- 書類保管：HC, TH
- E-PAS 番号：54963